

参考資料 3

平成 24 年度 児童関連サービス調査研究等事業報告書

放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究

座長 柏女 靈峰 (淑徳大学)

主任研究者 野中 賢治 (財団法人 児童健全育成推進財団)

平成 25 年 3 月

財団法人 こども未来財団



はじめに

放課後児童クラブは、「『小学校に就学している子どもで、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない子どもや家庭での養育が困難な子ども』を対象として、その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの『遊び』及び『生活』を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的」(本研究における放課後児童クラブガイドライン:平成24年8月、子ども・子育て関連3法に基づく改正児童福祉法施行後を予定)とする活動です。

歴史的には、昭和30年代初頭から母親の就労の増加とともに、いわゆる「鍵っ子」が社会問題として取り上げられるようになりました。自主運営や区市町村の単独補助による事業が全国的に広がっていきました。昭和51年から、留守家庭児童対策や健全育成対策として厚生省による国庫補助が開始され、幾多の曲折を経ながらも年々充実が図られ、平成10年度から施行された改正児童福祉法によって放課後児童健全育成事業として法定化されました。こうした経緯もあって、放課後児童クラブの事業主体や運営は多様であり、これまでには、どちらかといえば多様性を包み込む政策が採られてきました。したがって、国においても、保育所における保育所保育指針のような運営のガイドラインとなる指針は、長らく作られませんでした。

ところが、この間の放課後児童クラブに対するニーズの増大や多様化は著しく、クラブの大規模化や待機児童の存在などの課題のほか、開所日数や時間帯に係るいっそうの多様化が進み、さらに、指定管理者制度の導入等もあって運営実態そのものの多様化が一段と加速されることとなりました。こうした動向のなか、自治体によっては、独自に放課後児童クラブ運営基準を策定し、その質の担保、向上に取り組み始めるところもでてきました。さらに、近年の社会状況を受け、地域における子どもの安全・安心の確保も大きな政策課題として浮かび上がっていました。

こうした状況を受けて、平成17-18年度の2か年研究として、財団法人こども未来財団から研究助成を受けたみずほ情報総研が設置した研究会(柏女靈峰座長)により放課後児童クラブ運営のモデルガイドラインの作成が行われました。これが、「放課後児童クラブのガイドラインに関する研究」報告書(平成19年)であり、12カテゴリー、35項目にわたるものでした。

ガイドラインは、運営の多様性に鑑みて最低基準の性格を持たせるものとはせず、いわば、「望ましい方向に誘導していくための現実的な基準」という視点に立って作成することを確認しました。また、作成の際に重視した視点は、現実の多様な運営を阻害せずに、放課後児童クラブの特性である「子どもの安定・安心した生活の確保と遊びを通した健全育成」をいかに担保するかということでした。

この研究報告書を受け、厚生労働省は、平成19年10月19日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドラインについて」を発出しました。このガイドラインは、より良い方向に誘導するガイドラインとしての性格を有するものとして作成され、以後、地方自治体における独自のガイドラインの作成や、本ガイドラインに基づく運営の強化などが目立つようになりました。

* * *

しかしながら、ガイドラインが通知されて5年、放課後児童クラブ数・利用児童数は大きく増加したものの、課題も浮き彫りになってきています。さらに、平成24年8月22日に公布されたいわゆる子ども・子育て関連3法に伴う改正児童福祉法(第6条の3第2項)により放課後児童クラブの対象年齢等運営内容の変更が行われ、かつ、子ども・子育て支援法第59条第5号において地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、

平成 27 年度をめどに安定財源が子ども・子育て分野に追加投入されて、放課後児童クラブも質、量ともに拡充されることが予定されています。それに合わせ、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例による基準を作成することが求められることとなり、国は、今後、その「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」を盛り込んだいわゆる放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を規定することとなりました(児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項並びに第 2 項)。

このような経緯と事情をふまえ、再びこども未来財団の助成を受けた「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」(野中賢治主任研究者)のもとに「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」(柏女靈峰座長)を設置し、新たな時代の「放課後児童クラブガイドライン」の作成を検討することとなりました。その成果が本報告書ということになります。

本報告書では、平成 19 年に作成したガイドラインが国のガイドラインに反映され、かつその内容も大方の支持を得ていることから、今回のガイドライン作成にあたっても、平成 19 年ガイドラインの視点を踏襲することとしました。そのうえで、以下の視点をより一層重視することとしました。

- ・ 子どもの視点に立ち、子どもにとってどういう放課後生活が用意されなければならぬかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や提供すべき機能を検討したこと。
- ・ 子どもの発達段階、家庭生活等も考慮して、放課後児童指導員が子どもとどのような視点で関わることが重要であるかを示すことを目指したこと。
- ・ 守秘義務や専門性の向上に関する事等、現場の放課後児童指導員の取組や職業倫理に関する事について盛り込んだこと。
- ・ 今後、国が児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項に基づいて規定する省令基準に盛り込まれると想定される人員配置や施設設備等に関する基準について、望まれる基準内容を総則にまとめて盛り込んだこと。
- ・ 放課後児童クラブに関する法改正、並びに 5 年間の放課後児童クラブの運営等に深くかかわる法改正、制度改正をふまえた改訂を行ったこと。
- ・ この間の放課後児童クラブに関する施策と実際、放課後児童クラブに関する研究の成果等を盛り込んだ改訂を行ったこと。
- ・ この間の子ども家庭福祉施策の動向と研究成果からも学んで、今回のガイドラインに反映できるものは取り入れるように心がけたこと。

この結果、新しいガイドラインは 13 カテゴリー、38 項目となりました。項目間の組み換えや修文等を各項目の全体にわたって行っているため平成 19 年ガイドラインとの明確な比較はできませんが、変更点はおおむね以下のとおりです。

- ・ 新設カテゴリーとして「5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援内容」を創設したこと。
- ・ 以下の 4 項目を新設したこと。
 - 安全対策・緊急時対応を総則的事項として、カテゴリー 11 の 5 項目をまとめる形で創設 [1(8)]
 - 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容 [5(1)]
 - 保護者からの相談への対応 [8(3)]
 - 家庭での養育に特別の支援を必要とする子どもへの対応 [10(2)]
- ・ 「放課後児童指導員の役割」と「活動内容」を「6(1) 放課後児童指導員の役割と職

務の内容」に統合したこと。

放課後児童指導員の役割を総称して「(放課後児童クラブに通う) 子どもの育成・支援」と表現したこと。

報告書は 5 章立てとし、まず、第Ⅰ章において本研究の目的、体制を述べ、第Ⅱ章において、平成 19 年に作成した放課後児童クラブガイドラインの視点とその成果を確かめ、その後明らかになった課題について述べています。続いて第Ⅲ章では、平成 19 年ガイドライン策定時からの放課後児童クラブの実情や子どもと家庭の状況、制度改正、子どもの発達からみた放課後児童クラブの課題、その他、新たに配慮すべき事項についてまとめています。いわば、この 5 年間の動向の変化の集大成を行ったということになるでしょう。第Ⅳ章では、今回の研究会の検討結果である平成 19 年ガイドラインからの主な改正内容と新たに作成された放課後児童クラブの項目を示しています。

そして最後の第Ⅴ章において、本研究による放課後児童クラブガイドラインをまとめて提示しています。

本研究報告書が多方面で活用され、そのことにより、子どもの最善の利益が図られ、放課後生活がより豊かに保障されること、また、保護者の仕事と生活の両立、ウェルビーイングがより一層進んでいくことを心から願っています。

最後に、研究の機会を与えていただいた財団法人こども未来財団にも感謝いたします。そして最後に、お忙しいなか、私たちのヒアリングや資料収集に快く応じていただき、有益な示唆をいただいた方々に心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

平成 25 年 3 月

放課後児童クラブの運営内容に関する研究会 座長 柏女 靈峰

目 次

| | |
|---|----|
| 第Ⅰ章 本研究の目的と体制 | 1 |
| 1 本研究の背景と目的 | |
| 2 本研究の体制と方法 | |
| 3 研究会名簿と研究会・ワーキンググループの開催状況 (本報告書に用いる用語について) | |
| 第Ⅱ章 放課後児童クラブガイドラインの見直しについて | 4 |
| 1 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成までの経緯と作成の視点 | |
| 2 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の成果と作成以後の課題 | |
| 第Ⅲ章 放課後児童クラブの現状と課題 | 6 |
| 1 放課後児童クラブの現状 | |
| 2 子どもと家庭の状況—「平成19年放課後児童クラブガイドライン」策定時からの変化を中心にして | |
| 3 放課後児童クラブに関わる子ども家庭福祉施策の動向 | |
| 4 子どもの発達から見た放課後児童クラブの課題 | |
| 第Ⅳ章 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの内容 | 42 |
| 1 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」からの主な改訂内容 | |
| 2 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの改訂内容とガイドライン項目の一覧 | |
| 第Ⅴ章 改訂版・放課後児童クラブガイドライン | 50 |
| 〈改訂版・放課後児童クラブガイドラインの作成にあたって〉 | |
| 【改訂版・放課後児童クラブガイドライン】 | |
| 1 総則的事項 | |
| 2 適切な整備と運営に向けて | |
| 3 施設・設備 | |
| 4 職員体制 | |
| 5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容 | |
| 6 放課後児童指導員の役割と職務 | |
| 7 障害児の受け入れについて | |
| 8 保護者への支援・連携 | |
| 9 学校・地域との連携 | |
| 10 児童虐待等への対応 | |
| 11 安全対策・緊急時対応 | |
| 12 事業内容向上への取り組み | |
| 13 運営管理 | |
| 〈引用・参考文献〉 | |

第Ⅰ章 本研究の目的と体制

1 本研究の背景と目的

現在、放課後児童クラブの運営方針を定めたものとして、「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)（以下「国の放課後児童クラブガイドライン」）が策定されているが、これは「放課後児童クラブのガイドラインに関する調査研究」（研究会座長：柏女靈峰・淑徳大学教授、平成17～18年度）の研究成果（以下、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」）をふまえて、策定に至った経緯がある。

「国の放課後児童クラブガイドライン」が策定されてから5年が経過した。この間、放課後児童クラブ数・利用児童数は大きく増加した。同時に、子育てと仕事の両立支援や子どもの健全育成の必要性、また最近続発している子どもが被害にあう事件や災害等から安全を確保することの重要性等もますます高まってきている。これらの背景を踏まえて平成24年8月には放課後児童クラブの規定（児童福祉法第6条の3第2項）が改定されるなど、放課後児童クラブのあり方について再度検討する必要性が生じてきている。

このような経緯と事情をふまえ、本研究は、柏女靈峰・淑徳大学教授を座長とする「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」を設置し、放課後児童クラブの現状や課題の整理を行い、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」をもとにこの5年間の放課後児童クラブに関する変化を検討して、新たな「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を作成することとした。

2 本研究の体制と方法

- 1) 本研究は、柏女靈峰・淑徳大学教授を座長とする「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」を設置し、研究会の下部組織としてワーキンググループを設置した。研究会及びワーキンググループにおいては、放課後児童クラブの現状や課題の整理を行い、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」をもとにこの5年間の放課後児童クラブに関する変化を検討して、新たに「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を作成するために検討を重ねた。
- 2) 放課後児童クラブガイドラインの改定を進めるにあたっては、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の研究成果を基に、平成19年以降に策定された都道府県の放課後児童クラブガイドラインや放課後児童クラブに関する先行研究をレビューし、放課後児童クラブを取り巻く環境や、放課後児童クラブの現状と課題を整理した。また、厚生労働省等が実施した放課後児童クラブに関する調査、子どもと家庭に関する諸調査等を参考にした。

以上の作業を経ながら、研究会を4回（ほか、研究者からのヒアリングを行う特別研究会2回を実施。ヒアリングの内容は「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」に反映してある。）、ワーキンググループを7回行ってガイドラインを作成した。

3 研究会名簿と研究会・ワーキンググループの開催状況

[放課後児童クラブの運営内容に関する研究会名簿]

(敬称略、※はワーキンググループメンバー)

| 氏 名 | 所 属 |
|--------------------------------|---|
| <座長> 柏女 靈峰 | 淑徳大学総合福祉学部 教授 |
| <委員> (五十音順) 網野 武博 飯野 美伽* | 東京家政大学家政学部 教授 目黒区子育て支援部子ども政策課 子ども家庭支援センター係 ほ・ねっとひろば 子ども家庭支援ワーカー |
| 尾木 まり* | 子どもの領域研究所 所長 |
| 野中 賢治* | (財) 児童健全育成推進財団 企画調査室室長(主任研究者) |
| 山岡 由加子* | みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉・労働課長 |
| <事務局> 野中 賢治 渡部 博昭 | (財) 児童健全育成推進財団 企画調査室室長 (財) 児童健全育成推進財団 総務部長 |
| <事務局補助> 佐藤 晃子* | 東京大学大学院教育学研究科 博士課程 |

研究会・ワーキンググループの開催状況

| 日程 | 会議 | 検討内容 |
|-------------------|----------------|--------------------|
| 平成 24 年 6 月 29 日 | 第 1 回研究会 | 研究会の設置及び研究会に方法について |
| 平成 24 年 7 月 3 日 | 第 1 回ワーキンググループ | 先行研究と資料の収取・分析 |
| 平成 24 年 8 月 7 日 | 第 2 回ワーキンググループ | 先行研究と資料の収取・分析 |
| 平成 24 年 9 月 11 日 | 第 3 回ワーキンググループ | ガイドラインの骨子(案)について |
| 平成 24 年 10 月 1 日 | 第 2 回研究会 | 前回以後の経過と今後の方向性について |
| 平成 24 年 10 月 15 日 | 第 1 回研究者ヒアリング | ガイドラインの在り方と内容について |
| 平成 24 年 10 月 16 日 | 第 4 回ワーキンググループ | ガイドラインの内容について |
| 平成 24 年 10 月 29 日 | 第 5 回ワーキンググループ | ガイドラインの内容について |
| 平成 24 年 11 月 17 日 | 第 2 回研究者ヒアリング | ガイドラインのあり方と内容について |
| 平成 24 年 11 月 20 日 | 第 6 回ワーキンググループ | ガイドラインの内容について |
| 平成 24 年 12 月 10 日 | 第 3 回研究会 | ガイドラインの内容と報告書の検討 |
| 平成 25 年 1 月 21 日 | 第 7 回ワーキンググループ | 報告書の作成 |
| 平成 25 年 2 月 14 日 | 第 4 回研究会 | 報告書の確認と今後の活用などについて |

(本報告書に用いる用語について)

- 放課後児童健全育成事業を行う職員は、「放課後児童指導員」（「放課後児童健全育成事業実施要綱」文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知、平成19年）とされている。本報告書の表記もそれに準じた。なお、「職員体制」等慣用として使われている用語はそれに依った。
- 「児童」については、「子ども」で原則統一したが、個別名称や熟語（「登録児童」や「放課後児童」など）についてはそのまま用いている。
- 放課後児童指導員の仕事には、<見守る><手助けする><教える><一緒に行動する（遊ぶ）>等多様な側面が考えられるが、実際の活動場面でそれらを表す言葉としては「援助」を用い、その援助を含めた機能をまとめて表す言葉としては「支援」を用いた。なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に「児童の遊びを指導する者」と規定されていることから、文脈によっては「指導」を用いたところもある。
また、放課後児童指導員の役割を総称して、「(放課後児童クラブに通う)子どもの育成・支援」と表現した。
- 放課後児童クラブに新たに登録して入る場合を「入室」、放課後児童クラブを辞めることを「退室」と表現した。子どもが日々放課後児童クラブに来て帰る状況については「来所（あるいは出席）」並びに「帰宅（あるいは退席）」と表現した。なお、法律や通知上の文言は、そのまま記述されている。
- 「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」（柏女靈峰座長、平成19年2月）によりまとめた放課後児童クラブガイドラインは、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」と表記した。
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による「放課後児童クラブガイドライン」（平成19年10月19日）は、「国の放課後児童クラブガイドライン」と表記した。
今回作成したガイドラインは、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」と表記した。

第Ⅱ章 放課後児童クラブガイドラインの見直しについて

1 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成までの経緯と作成の視点

- ・ 放課後児童クラブには、保護者や保育関係者等による相互扶助運動として始められたものや公的施策として実施されてきたものなど様々な設置の経緯があり、実施場所、施設設備状況、職員体制、活動内容など運営実態も非常に多種多様となっている。
- ・ このような中、子どもの健全育成を図る観点からは、運営の多様性は認めながらも、子どもに保障すべき環境・事業内容の水準を明らかにし、事業の安定性・継続性を確保していくために、一定の指針を提示することが以前にも増して必要になっていた。
- ・ 平成18年当時、一部の都道府県や市区町村においては運営基準やガイドラインの策定が進められつつあった¹。こうした動きは、事業の安定的な運営のためには、児童福祉法上に示されている事業役割をさらに具体化すること、すなわち一定のガイドラインが必要とされることを示しているともいえる。
- ・ 以上のことから、本研究会は今後の放課後児童クラブの運営を考える際の指針となるようなガイドラインを作成することが必要であると考え、ガイドラインの作成に着手した。
- ・ ガイドラインは、放課後児童クラブの多様な実態をふまえ、「最低基準」としてではなく、「望ましい方向に誘導していくための現実的な基準」という観点に立って作成した。
- ・ 作成の際に重視した視点は、現実の多様な運営を阻害せずに、放課後児童クラブの特性である「子どもの安定・安心した生活の確保と遊びを通した健全育成」をいかに担保するかということであった。
- ・ 検討にあたっては、特に次の点を重視した。
 - ①子どもの視点に立ち、子どもにとってどういう放課後生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や保障すべき機能を検討した。
 - ②子どもの発達段階、子どもの家庭生活なども考慮して、放課後児童指導員が子どもとのような視点で関わることが重要であるかを示すことを目指した。
 - ③放課後児童クラブの運営者（事業者）が配慮すべき点として、子どもや保護者の尊重と人権への配慮、権利擁護、個人情報・守秘義務の遵守や専門性の質の向上に関するなど、現場の放課後児童指導員の取り組みや職業倫理に関することについても盛り込んだ。なお、「望ましい基準」として、人員配置や施設設備等に関わる基準を示した。

¹ 当時の策定状況は6都道府県（全都道府県の13%）であった。（「放課後児童クラブの設置・運営基準等について（放課後児童クラブの設置・運営に係る基準等調査結果）」厚生労働省、平成18年8月11日）

2 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の成果と作成以後の課題

1) 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の成果

- ・ 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の内容は、「国の放課後児童クラブガイドライン」に反映された。
- ・ 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の成果は、すべての放課後児童クラブと自治体所管部局に届けられた。
- ▷ 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の内容は「放課後児童クラブ基礎研修テキスト」としてまとめられ、当時のすべての放課後児童クラブ（約 16,000 か所）と自治体所管部局に届けられた。
- ▷ 平成 20 年度には、「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」に基づく「放課後児童クラブ～運営改善のための自己点検テキスト～」が作成され、「放課後児童クラブ基礎研修テキスト」と同様に当時のすべての放課後児童クラブと自治体所管部局に届けられた²。
- ・ 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」とそれに基づくテキストは、放課後児童指導員等の自主研修や市区町村の研修資料としても積極的に活用されている。
- ・ その結果、「国の放課後児童クラブガイドライン」と「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の内容に沿った県（都）のガイドライン作成や市町村のガイドラインの策定が進んだ³。

2) 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」作成以後の課題

- ・ 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」が策定された後の 5 年間の放課後児童健全育成事業の推移や関連する施策の動向は、第Ⅲ章で詳細に検討することとするが、この間の放課後児童クラブに関する研究会や施策の動向などから事業の内容に関する主な課題としては、「安全対策・緊急時対応の強化」「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」等が挙げられている⁴。
- ・ 平成 24 年 8 月に児童福祉法の一部が改正され、放課後児童クラブの対象児童の年齢が「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となった。また、放課後児童クラブに関する設備及び運営、従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い市町村が条例で定めるものとし、その他の事項（施設、開所時間等）については厚生労働省令で定める基準を参考して市町村が条例で定めることとされている。このような児童福祉法の一部改正に伴って「国の放課後児童クラブガイドライン」の改定の必要性が生じたことと併せて、「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」の内容にも見直しの必要な部分が生じている。

² 「放課後児童クラブ基礎研修テキスト」2006 年 3 月（（財）児童健全育成推進財団）、「放課後児童クラブ～運営改善のための自己点検テキスト～」2007 年 5 月（（財）児童健全育成推進財団）

³ 平成 24 年 9 月現在の都道府県でのガイドラインの策定状況は、18 都道府県（全都道府県の 38%）である（厚生労働省調べ）。市町村の状況については、第Ⅲ章参照。

⁴ 松村祥子・野中賢治「放課後児童クラブの質に関する調査研究」（仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究、平成 22～23 年度厚生労働科学研究、2011 年 3 月、2012 年 3 月）、「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」（国民生活センター、2010 年 3 月）、「子ども支援者と倫理」（（財）児童健全育成推進財団、2012 年 3 月）、都道府県のガイドライン等参照。

第Ⅲ章 放課後児童クラブの現状と課題

1 放課後児童クラブの現状

(1) 放課後児童クラブの実施状況（全体概況）

- 実施箇所数は年々増加傾向にある。
- 登録児童数・割合は年々増加しており、特に1~3年生の割合の伸びが大きい。
- 71人以上の大規模クラブの割合が年々減少傾向にある。
- 学校敷地内専用施設の割合が増加している。
- 18時01分以降終了のクラブの割合が大きく増加している。

図表1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況の変化

| | 平成18年 | 平成24年 | 平成18→24年の変化 |
|--------------------|----------|----------|-------------|
| クラブ数 | 15,857か所 | 21,085か所 | +5,288か所 |
| 登録児童数 | 704,982人 | 851,949人 | +146,967人 |
| 登録児童割合(1~6年生) | 9.8% | 12.6% | +2.8% |
| うち、1~3年生の登録児童の割合 | 17.7% | 22.9% | +5.2% |
| 登録児童全体に占める4年生以上の割合 | 10.4% | 11.8% | +1.4% |
| 実施市町村割合 | 86.8% | 91.3% | +4.5% |
| 公立公営の割合 | 45.1% | 40.3% | -4.8% |
| 71人以上規模のクラブの割合 | 13.7% | 6.0% | -7.7% |
| 学校敷地内専用施設 | 18.0% | 23.5% | +5.5% |
| 平日18:01以降終了の割合 | 33.2% | 59.4% | +26.2% |

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(2) 放課後児童クラブの設置と利用の推移

- 放課後児童クラブ数は、21,085か所である。
- 近年の放課後児童クラブのクラブ数、登録児童数、実施市区町村割合の推移をみると、平成18年から24年までの6年間で、登録児童数は70.5万人から85.2万人に、また実施市区町村割合は86.8%から91.3%へと増加している。

図表2 クラブ数、登録児童数、実施市区町村の推移

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| クラブ数(か所) | 15,857 | 16,685 | 17,583 | 18,479 | 19,946 | 20,561 | 21,085 |
| 増減 | 673 | 828 | 898 | 896 | 1,467 | 615 | 524 |
| 登録児童数(人) | 704,982 | 749,478 | 794,922 | 807,857 | 814,439 | 833,038 | 851,949 |
| 増減 | 50,159 | 44,496 | 45,444 | 12,935 | 6,582 | 18,599 | 18,911 |
| 実施市区町村割合(%) (実施市区町村数) | 86.8 (1,599) | 88.2 (1,611) | 88.8 (1,609) | 89.3 (1,608) | 90.3 (1,580) | 90.7 (1,574) | 91.3 (1,591) |

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- ・設置・運営主体別にみると、平成24年においては「公立公営」が40.3%、「公立民営」が43.0%、「民立民営」が16.7%となっている。

図表3 設置・運営主体別クラブ数の状況（か所）

| 区分 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 公立公営 | 7,152 45.1% | 7,409 44.4% | 7,563 43.0% | 7,819 42.3% | 8,286 41.5% | 8,390 40.8% | 8,490 40.3% |
| 公立民営 | 6,453 40.7% | 6,809 40.8% | 6,975 39.7% | 7,469 40.4% | 8,350 41.9% | 8,718 42.4% | 9,077 43.0% |
| 民立民営 | 2,252 14.2% | 2,467 14.8% | 3,045 17.3% | 3,191 17.3% | 3,310 16.6% | 3,453 16.8% | 3,518 16.7% |
| 計 | 15,857 100.0% | 16,685 100.0% | 17,583 100.0% | 18,479 100.0% | 19,946 100.0% | 20,561 100.0% | 21,085 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

（3）実施場所

- ・実施場所に関しては、平成24年においては「学校の余裕教室」が28.1%、「学校敷地内専用施設」が23.5%で、半数以上のクラブが学校敷地内にある。
- ・それ以外では、「児童館・児童センター」が13.0%、「公的施設利用」が8.6%、「公有地専用施設」が6.7%と続いている。

図表4 実施場所別クラブ数の状況（か所）

| 実施場所 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 学校の余裕教室 | 4,435 28.0% | 4,759 28.5% | 5,005 28.5% | 5,294 28.6% | 5,752 28.8% | 5,827 28.3% | 5,919 28.1% |
| 学校敷地内 専用施設 | 2,861 18.0% | 3,047 18.3% | 3,477 19.8% | 3,781 20.5% | 4,396 22.0% | 4,686 22.8% | 4,945 23.5% |
| 児童館・児童 センター | 2,595 16.4% | 2,595 15.6% | 2,619 14.9% | 2,632 14.2% | 2,690 13.5% | 2,724 13.3% | 2,745 13.0% |
| 公的施設利用 | 1,526 9.6% | 1,604 9.6% | 1,599 9.1% | 1,684 9.1% | 1,716 8.6% | 1,753 8.5% | 1,813 8.6% |
| 民家・アパート | 1,070 6.7% | 1,060 6.4% | 1,070 6.1% | 1,170 6.3% | 1,221 6.1% | 1,214 5.9% | 1,224 5.8% |
| 保育所 | 977 6.2% | 1,007 6.0% | 967 5.5% | 967 5.2% | 985 4.9% | 981 4.8% | 990 4.7% |
| 公有地専用施設 | 887 5.6% | 988 5.9% | 1,072 6.1% | 1,125 6.1% | 1,298 6.5% | 1,362 6.6% | 1,419 6.7% |
| 民有地専用施設 | 636 4.0% | 708 4.2% | 811 4.6% | 812 4.4% | 889 4.5% | 970 4.7% | 990 4.7% |
| 幼稚園 | 353 2.2% | 397 2.4% | 369 2.1% | 371 2.0% | 384 2.0% | 397 1.9% | 389 1.8% |
| 団地集会室 | 116 0.7% | 116 0.7% | 131 0.7% | 124 0.7% | 122 0.6% | 118 0.6% | 136 0.6% |
| 商店街空き店舗 | 24 0.2% | 35 0.2% | 61 0.3% | 69 0.4% | 84 0.4% | 87 0.4% | 95 0.5% |
| その他 | 377 2.4% | 369 2.2% | 402 2.3% | 450 2.5% | 409 2.1% | 442 2.2% | 420 2.0% |
| 計 | 15,857 100.0% | 16,685 100.0% | 17,583 100.0% | 18,479 100.0% | 19,946 100.0% | 20,561 100.0% | 21,085 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(4) 実施規模

- 実施規模別にみると、平成24年においては「20～35人」が28.8%、「36～45人」が22.5%、「46～55人」が15.3%となっている。

図表5 実施規模別クラブ数の状況（か所）

| 実施規模 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 9人以下 | 550 3.4% | 586 3.5% | 569 3.2% | 583 3.2% | 642 3.2% | 687 3.4% | 650 3.1% |
| 10～19人 | 1,897 12.0% | 1,992 11.9% | 1,861 10.6% | 2,069 11.1% | 2,167 10.9% | 2,187 10.6% | 2,280 10.8% |
| 20～35人 | 4,296 27.1% | 4,359 26.1% | 4,451 25.3% | 4,821 26.1% | 5,520 27.7% | 5,868 28.6% | 6,064 28.8% |
| 36～45人 | | | | 3,467 18.8% | 4,359 21.9% | 4,633 22.5% | 4,750 22.5% |
| 46～55人 | 6,944 43.8% | 7,300 43.8% | 8,241 46.9% | 2,697 14.6% | 3,147 15.8% | 3,048 14.8% | 3,232 15.3% |
| 56～70人 | | | | 2,698 14.6% | 2,890 14.4% | 2,939 14.3% | 2,840 13.5% |
| 71人以上 | 2,170 13.7% | 2,448 14.7% | 2,461 14.0% | 2,144 11.6% | 1,221 6.1% | 1,199 5.8% | 1,269 6.0% |
| 計 | 15,857 100.0% | 16,685 100.0% | 17,583 100.0% | 18,479 100.0% | 19,946 100.0% | 20,561 100.0% | 21,085 100.0% |

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(5) 開設状況

- 年間の開設日数についてみると、平成24年においては「280～299日」が76.5%である。
- 平成20年から24年までの4年間で「250～279日」が8.5%から16.8%へ、「280～299日」が69.4%から76.5%へ、「300日以上」が1.6%から1.8%へと増加している。

図表6 年間開設日数（か所）

| 開設日数 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------|-------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 199日以下 | — | — | 68 0.4% | 54 0.3% | 62 0.3% | 54 0.3% | 47 0.2% |
| 200～249日 | — | — | 3,535 20.1% | 2,725 14.7% | 1,052 5.3% | 953 4.6% | 989 4.7% |
| 250～279日 | — | — | 1,493 8.5% | 1,898 10.3% | 3,365 16.9% | 3,164 15.4% | 3,540 16.8% |
| 280～299日 | — | — | 12,203 69.4% | 13,491 73.0% | 15,097 75.7% | 15,996 77.8% | 16,120 76.5% |
| 300日以上 | — | — | 284 1.6% | 311 1.7% | 370 1.8% | 394 1.9% | 389 1.8% |
| 計 | — | — | 17,583 100.0% | 18,479 100.0% | 19,946 100.0% | 20,561 100.0% | 21,085 100.0% |

（資料）各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 平日の開所時刻についてみると、平成 24 年においては「12:01～13:00」が 35.4%、「13:01～14:00」が 30.2%である。

図表 7 開所時刻の状況（か所）

| 開所時刻 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-------------|---------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 11:00 以前 | — | — | 2,717 15.5% | 2,744 14.9% | 2,865 14.4% | 2,881 14.0% | 2,895 13.7% |
| 11:01～12:00 | — | — | 1,808 10.3% | 1,898 10.3% | 2,068 10.4% | 2,040 9.9% | 2,183 10.4% |
| 12:01～13:00 | — | — | 8,249 46.9% | 8,475 45.9% | 7,600 38.1% | 7,584 37.0% | 7,455 35.4% |
| 13:01～14:00 | — | — | 4,107 23.4% | 4,576 24.8% | 5,826 29.2% | 6,149 30.0% | 6,357 30.2% |
| 14:01 以降 | — | — | 690 3.9% | 773 4.1% | 1,563 7.8% | 1,876 9.1% | 2,167 10.3% |
| 計 | — | — | 17,571 100.0% | 18,466 100.0% | 19,922 100.0% | 20,530 100.0% | 21,057 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 平日の終了時刻についてみると、平成 24 年においては「18:01～19:00」が 54.4%、「19:01 以降」が 5.0%である。
- 平成 18 年から 24 年までの間で 18 時以降まで開所しているクラブが約 3 割から 6 割へと増加している。

図表 8 終了時刻の状況（か所）

| 終了時刻 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 17:00 まで | 1,838 11.6% | 1,445 8.7% | 1,147 6.5% | 984 5.3% | 675 3.4% | 599 2.9% | 529 2.5% |
| 17:01～18:00 | 8,760 55.2% | 9,028 54.1% | 8,969 51.0% | 8,891 48.1% | 8,904 44.7% | 8,561 41.7% | 8,008 38.0% |
| 18:01～19:00 | 4,882 30.8% | 5,742 34.4% | 6,831 38.9% | 7,909 42.8% | 9,506 47.7% | 10,410 50.7% | 11,459 54.4% |
| 19:01 以降 | 377 2.4% | 470 2.8% | 624 3.6% | 682 3.8% | 837 4.2% | 960 4.7% | 1,061 5.0% |
| 計 | 15,857 100.0% | 16,685 100.0% | 17,571 100.0% | 18,466 100.0% | 19,922 100.0% | 20,530 100.0% | 21,057 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 長期休暇等の開所時刻についてみると、平成24年においては「8:00～8:59」が74.8%、「7:00～7:59」が19.1%である。

図表9 長期休暇等の開所時刻の状況（か所）

| 開所時刻 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|-------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 6:59以前 | - | - | 4 0.0% | 4 0.0% | 5 0.0% | 7 0.0% | 6 0.0% |
| 7:00～7:59 | - | - | 2,132 12.2% | 2,559 13.9% | 3,201 16.1% | 3,561 17.4% | 4,008 19.1% |
| 8:00～8:59 | - | - | 13,092 75.0% | 13,640 74.2% | 15,007 75.5% | 15,507 75.7% | 15,724 74.8% |
| 9:00～9:59 | - | - | 2,070 11.9% | 2,070 11.3% | 1,588 8.0% | 1,354 6.6% | 1,225 5.8% |
| 10:00以降 | - | - | 162 0.9% | 106 0.6% | 74 0.4% | 52 0.3% | 54 0.3% |
| 計 | - | - | 17,460 100.0% | 18,379 100.0% | 19,875 100.0% | 20,481 100.0% | 21,017 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 長期休暇等の終了時刻は、平成24年においては「18:01～19:00」が53.4%、「19:01以降」が4.9%である。

図表10 長期休暇等の終了時刻の状況（か所）

| 終了時刻 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-------------|-------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 17:00まで | - | - | 1,447 8.3% | 1,304 7.1% | 972 4.9% | 907 4.4% | 775 3.7% |
| 17:01～18:00 | - | - | 8,704 49.9% | 8,673 47.2% | 8,784 44.1% | 8,446 41.3% | 7,989 38.0% |
| 18:01～19:00 | - | - | 6,700 38.4% | 7,729 42.1% | 9,294 46.8% | 10,203 49.8% | 11,221 53.4% |
| 19:01以降 | - | - | 609 3.4% | 673 3.6% | 825 4.2% | 925 4.5% | 1,032 4.9% |
| 計 | - | - | 17,460 100.0% | 18,379 100.0% | 19,875 100.0% | 20,481 100.0% | 21,017 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 長期休暇等の開設状況についてみると、平成24年においては「土曜日」は94.0%、「日曜日」は7.5%、「夏休み等」は98.6%のクラブが開設している。

図表11 長期休暇等の開設状況（か所）

| 開設状況 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 土曜日 | 11,692 73.7% | 12,665 75.8% | 14,139 80.4% | 15,687 84.9% | 18,648 93.5% | 19,337 94.0% | 19,823 94.0% |
| 日曜日 | 357 2.3% | 351 2.1% | 1,400 8.0% | 1,306 7.1% | 1,602 8.0% | 1,578 7.7% | 1,582 7.5% |
| 夏休み等 | 13,844 87.3% | 15,455 92.6% | 17,270 98.2% | 18,135 98.1% | 19,607 98.3% | 20,283 98.6% | 20,781 98.6% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(6) 高学年の受け入れ

- 学年別に登録児童数をみると、平成24年においては「小学1年生」が34.3%、「小学2年生」が30.6%、「小学3年生」が23.3%であり、3年生までで約9割を占めているが、「小学4年生以上」も1割超みられる。

図表12 学年別登録児童数の状況(人)

| 学年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 小学1年生 | 255,316 36.2% | 268,931 35.9% | 283,901 35.7% | 284,742 35.2% | 286,303 35.2% | 288,994 34.7% | 292,099 34.3% |
| 小学2年生 | 222,195 31.5% | 235,151 31.4% | 248,151 31.2% | 254,045 31.4% | 252,512 31.0% | 256,641 30.8% | 260,938 30.6% |
| 小学3年生 | 154,366 21.9% | 170,850 22.8% | 182,018 22.9% | 185,772 23.0% | 189,053 23.2% | 193,608 23.2% | 198,678 23.3% |
| 小学4年生 以上 | 73,105 10.4% | 74,546 9.9% | 80,852 10.2% | 83,298 10.4% | 86,571 10.6% | 93,795 11.3% | 100,234 11.8% |
| 計 | 704,982 100.0% | 749,478 100.0% | 794,922 100.0% | 807,857 100.0% | 814,439 100.0% | 833,038 100.0% | 851,949 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

(7) 障害児の受け入れ

- 障害児の受け入れについてみると、平成24年においては、全体の約半数の49.6%のクラブで障害児を受け入れている。

図表13 障害児受入人数別クラブ数の状況(か所)

| 受入数 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 1人 | 2,791 17.6% | 3,081 18.5% | 3,547 20.2% | 3,965 21.5% | 4,340 21.8% | 4,565 22.2% | 4,753 22.5% |
| 2人 | 1,471 9.3% | 1,662 10.0% | 1,915 10.9% | 2,162 11.7% | 2,335 11.7% | 2,516 12.2% | 2,693 12.8% |
| 3人 | 715 4.5% | 776 4.7% | 922 5.2% | 1,026 5.6% | 1,120 5.6% | 1,231 6.0% | 1,368 6.5% |
| 4人以上 | 893 5.6% | 1,019 6.1% | 1,093 6.2% | 1,177 6.3% | 1,325 6.6% | 1,476 7.2% | 1,646 7.8% |
| 計 | 5,870 37.0% | 6,538 39.2% | 7,477 42.5% | 8,330 45.1% | 9,120 45.7% | 9,788 47.6% | 10,460 49.6% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

- 障害児の受け入れについて学年別にみると、平成24年においては登録児童数に占める障害児数の割合は、「小学4年生以上」が6.2%、「小学3年生」が2.8%、「小学2年生」が2.3%、「小学校1年生」が1.9%である。

図表14 障害児の学年別登録児童数の状況(人)

| 学年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 小学1年生 | 2,923 1.1% | 3,381 1.3% | 4,042 1.4% | 4,463 1.6% | 4,749 1.7% | 5,037 1.7% | 5,494 1.9% |
| 小学2年生 | 3,044 1.4% | 3,465 1.5% | 4,259 1.7% | 4,756 1.9% | 5,191 2.1% | 5,706 2.2% | 6,131 2.3% |
| 小学3年生 | 2,631 1.7% | 3,103 1.8% | 3,679 2.0% | 4,105 2.2% | 4,606 2.4% | 5,016 2.6% | 5,559 2.8% |
| 小学4年生 以上 | 4,058 5.6% | 4,460 6.0% | 4,584 5.7% | 4,746 5.7% | 5,173 6.0% | 5,775 6.2% | 6,240 6.2% |
| 計 | 12,656 1.8% | 14,409 1.9% | 16,564 2.1% | 18,070 2.2% | 19,719 2.4% | 21,534 2.6% | 23,424 2.7% |

注. %は各年の学年別登録児童数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

- 障害児受け入れの定員設定についてみると、平成24年においては全体の89.3%のクラブで「定員設定無し」、全体の10.7%のクラブで「定員設定有り」となっている。

図表15 障害児受入の定員設定の状況(か所)

| 定員設定の 有無 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 障害児受入の 定員無し | 4,949 84.3% | 5,690 87.0% | 6,480 86.7% | 7,370 88.5% | 8,144 89.3% | 8,731 89.2% | 9,337 89.3% |
| 障害児受入の 定員有り | 921 15.7% | 848 13.0% | 997 13.3% | 960 11.5% | 976 10.7% | 1,057 10.8% | 1,123 10.7% |
| 計 | 5,870 100.0% | 6,538 100.0% | 7,477 100.0% | 8,330 100.0% | 9,120 100.0% | 9,788 100.0% | 10,460 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

(8) 待機児童の状況

- 利用できなかった子どもがいるクラブ数の状況についてみると、平成24年においては全体の6.8%のクラブで利用できなかった子どもがいる。

図表16 利用できなかった児童がいるクラブ数の状況(か所)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|---------------------------|------------|------------|------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 利用できなかつ た児童がいるクラ ブ数 | 2,020 - | 2,253 - | 2,289 - | 1,939 10.5% | 1,567 7.9% | 1,402 6.8% | 1,429 6.8% |

注1. 利用できなかつた児童数を把握しているクラブの数値である。

注2. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

- 利用できなかった児童数は、7,521人である。
- 平成18年から24年までの間で、利用できなかった子どもは12,189人から7,521人に減少している。

図表17 利用できなかった児童数の状況(人)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 小学1年生 | 3,595 29.5% | 3,730 26.6% | 3,634 27.7% | 2,922 25.5% | 2,336 29.1% | 1,794 24.2% | 1,769 23.5% |
| 小学2年生 | 2,715 22.3% | 2,989 21.3% | 2,612 19.9% | 2,496 21.8% | 1,681 21.0% | 1,475 19.9% | 1,494 19.9% |
| 小学3年生 | 4,273 35.0% | 4,930 35.1% | 4,314 32.9% | 3,926 34.3% | 2,696 33.6% | 2,748 37.1% | 2,533 33.7% |
| 小学4年生以上 | 1,606 13.2% | 2,380 17.0% | 2,536 19.5% | 2,094 18.4% | 1,308 16.3% | 1,391 18.8% | 1,725 22.9% |
| 計 | 12,189 100.0% | 14,029 100.0% | 13,096 100.0% | 11,438 100.0% | 8,021 100.0% | 7,408 100.0% | 7,521 100.0% |

注. %は各年の総数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

(9) 新1年生の受入開始の状況

- 新1年生の受け入れ開始についてみると、平成24年においては全体の94.8%のクラブで4月1日から受け入れている。

図表18 新1年生の受入開始の状況(か所)

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | |
|--------------|-------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 4月1日より 受入 | - | - | - | 16,065 91.4% | 17,159 92.9% | 18,640 93.5% | 19,354 94.1% | 19,980 94.8% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」(厚生労働省)

(10) スペースの状況

- ・ クラブ専用部屋・専用スペースについてみると、平成24年においては全体の96.9%のクラブで「スペース有り」となっている。

図表19 クラブ専用部屋・専用スペースの状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| スペース有り | - | - | 16,836 95.8% | 17,749 96.0% | 19,282 96.7% | 19,877 96.7% | 20,431 96.9% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- ・ 登録児童1人当たりの生活スペースについてみると、平成24年においては全体の76.3%のクラブで「1.65m²以上」となっている。

図表20 登録児童1人当たりの生活スペースの状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1.65m ² 以上 | - | - | 12,342 70.2% | 13,242 71.7% | 14,785 74.1% | 15,426 75.0% | 16,098 76.3% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- ・ クラブ内の静養スペースについてみると、平成24年においては全体の64.1%のクラブで「スペース有り」となっている。

図表21 クラブ内の静養スペースの状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------|-------|-------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| スペース有り | - | - | 9,824 55.9% | 11,161 60.4% | 12,210 61.2% | 12,918 62.8% | 13,509 64.1% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(11) 放課後児童指導員の配置状況

- 1 クラブあたりの放課後児童指導員数についてみると、平成 24 年においては「5 人以上」が 34.4%、「4 人」が 18.7% であり、半数以上のクラブで「4 人以上」となっている。

図表 22 1 クラブあたりの放課後児童指導員数の状況（か所）

| | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|-------|---------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 人 | — | — | 1,117 6.4% | 1,000 5.4% | 1,146 5.7% | 1,116 5.4% | 1,097 5.2% |
| 2 人 | — | — | 4,330 24.6% | 4,541 24.6% | 4,478 22.5% | 4,570 22.2% | 4,436 21.0% |
| 3 人 | — | — | 3,588 20.4% | 3,679 19.9% | 4,253 21.3% | 4,241 20.6% | 4,354 20.6% |
| 4 人 | — | — | 3,033 17.2% | 3,221 17.4% | 3,827 19.2% | 3,955 19.3% | 3,952 18.7% |
| 5 人以上 | — | — | 5,515 31.4% | 6,038 32.7% | 6,242 31.3% | 6,679 32.5% | 7,246 34.4% |
| 計 | — | — | 17,583 100.0% | 18,479 100.0% | 19,946 100.0% | 20,561 100.0% | 21,085 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 放課後児童指導員の資格についてみると、平成 24 年においては「保育士・幼稚園教諭」が 31.2%、「幼稚園以外の教諭」が 20.3% である。一方、「資格なし」も 3 割近くみられる。

図表 23 放課後児童指導員の資格の状況（人）

| | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
|---------------|---------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 保育士・ 幼稚園教諭 | — | — | 23,564 34.2% | 24,699 33.4% | 26,290 33.2% | 26,957 32.6% | 26,956 31.2% |
| 幼稚園以外の 教諭 | — | — | 13,259 19.2% | 14,310 19.3% | 15,410 19.5% | 16,284 19.7% | 17,538 20.3% |
| 児童福祉経験 有り | — | — | 9,277 13.5% | 10,565 14.3% | 12,184 15.4% | 13,628 16.5% | 14,414 16.7% |
| その他 38 条 | — | — | 2,394 3.5% | 2,692 3.6% | 2,626 3.3% | 2,441 2.9% | 2,634 3.0% |
| 資格なし | — | — | 20,393 29.6% | 21,706 29.4% | 22,617 28.6% | 23,376 28.3% | 24,915 28.8% |
| 計 | — | — | 68,887 100.0% | 73,972 100.0% | 79,127 100.0% | 82,686 100.0% | 86,457 100.0% |

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(12) 保護者支援・連携の状況

- 保護者支援・連携についてみると、平成24年においては全体の99.5%のクラブで「子どもの出欠確認等」を、全体の98.2%のクラブで「保護者との日常的な連絡・情報交換」を行っている。

図表24 保護者支援・連携の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 子どもの出欠確認等 | - | - | 17,390 98.9% | 18,298 99.0% | 19,828 99.4% | 20,437 99.4% | 20,983 99.5% |
| 保護者との日常的な連絡・情報交換 | - | - | 17,002 96.7% | 17,997 97.4% | 19,526 97.9% | 20,088 97.7% | 20,704 98.2% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(13) 関係機関との連携の状況

- 学校等との連携についてみると、平成24年においては全体の98.1%のクラブで「学校との情報交換」を、全体の65.6%のクラブで「学校施設の利用」を、全体の27.4%のクラブで「放課後子ども教室との連携」を実施している。

図表25 学校等との連携の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 学校との情報交換 | - | - | 16,622 94.5% | 17,778 96.2% | 19,322 96.9% | 20,071 97.6% | 20,685 98.1% |
| 学校施設の利用 | - | - | 10,599 60.3% | 11,453 62.0% | 12,841 64.4% | 13,362 65.0% | 13,840 65.6% |
| 放課後子ども教室との連携 | - | - | 4,069 23.1% | 4,440 24.0% | 5,300 26.6% | 5,531 26.9% | 5,772 27.4% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 関係機関・地域との連携についてみると、平成24年においては全体の62.7%のクラブで「保育所・幼稚園との連携」を、全体の66.2%のクラブで「医療・保健・福祉等機関との連携」を実施している。

図表26 関係機関・地域との連携の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 保育所・幼稚園との連携 | - | - | 9,696 55.1% | 10,736 58.1% | 11,985 60.1% | 12,776 62.1% | 13,226 62.7% |
| 医療・保健・福祉等機関との連携 | - | - | 10,612 60.4% | 11,083 60.0% | 12,359 62.0% | 13,330 64.8% | 13,963 66.2% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(14) 安全対策の状況

- 安全対策の実施についてみると、平成24年においては9割以上のクラブで「事故・怪我防止と対応」を行っている。
- それ以外では、「衛生管理・感染症対応」が全クラブ中89.8%で実施、「防災・防犯計画やマニュアルの作成」が全クラブ中80.8%で実施と続いている。

図表27 安全対策の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 事故・怪我防止と対応 | — | — | 14,826 84.3% | 16,238 87.9% | 18,015 90.3% | 18,806 91.5% | 19,620 93.1% |
| 衛生管理・感染症対応 | — | — | 13,619 77.5% | 15,190 82.2% | 17,271 86.6% | 18,156 88.3% | 18,935 89.8% |
| 防災・防犯計画やマニュアルの作成 | — | — | 11,902 67.7% | 13,313 72.0% | 14,987 75.1% | 15,908 77.4% | 17,036 80.8% |
| 定期的な避難訓練の実施 | — | — | 10,223 58.1% | 11,358 61.5% | 13,105 65.7% | 13,951 67.9% | 15,320 72.7% |
| 来所・帰宅時の安全確保チェックリストの作成 | — | — | 10,569 60.1% | 11,961 64.7% | 13,414 67.3% | 14,311 69.6% | 15,102 71.6% |
| 地域と連携した来所・帰宅時の見守り | — | — | 7,074 40.2% | 7,536 40.8% | 8,466 42.4% | 9,060 44.1% | 9,522 45.2% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(15) 事業内容向上のための取組

- 研修受講機会の提供についてみると、平成20年から24年までの間で「障害児受入のための研修」を実施しているクラブの割合は71.6%から84.8%に増加している。

図表28 研修受講機会の提供の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 指導員の資質向上のための研修 | — | — | 16,763 95.3% | 17,767 96.1% | 19,329 96.9% | 19,951 97.0% | 20,506 97.3% |
| 障害児受入のための研修 | — | — | 12,591 71.6% | 14,141 76.5% | 16,053 80.5% | 17,009 82.7% | 17,876 84.8% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 事業内容の定期的な自己点検についてみると、平成24年においては全体の85.9%のクラブで「実施有り」となっている。

図表29 事業内容の定期的な自己点検の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 自己点検の実施有り | — | — | 13,943 79.3% | 14,964 81.0% | 16,366 82.1% | 17,371 84.5% | 18,116 85.9% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 運営状況等の情報提供についてみると、平成24年においては全体の97.3%のクラブで「保護者への情報提供」を、全体の67.1%のクラブで「地域への情報提供」を実施している。

図表30 運営状況等の情報提供の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 保護者への情報提供 | - | - | 16,726 95.1% | 17,756 96.1% | 19,242 96.5% | 19,971 97.1% | 20,520 97.3% |
| 地域への情報提供 | - | - | 10,712 60.9% | 11,652 63.1% | 12,854 64.4% | 13,691 66.6% | 14,154 67.1% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 要望・苦情対応についてみると、平成24年においては全体の85.2%のクラブで「要望・苦情対応窓口の保護者への周知」を、全体の79.3%のクラブで「苦情解決体制の整備」を行っている。

図表31 要望・苦情対応の実施状況（か所）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 要望・苦情対応窓口の保護者への周知 | - | - | 13,686 77.8% | 14,730 79.7% | 16,385 82.1% | 17,350 84.4% | 17,960 85.2% |
| 苦情解決体制の整備 | - | - | 12,873 73.2% | 13,761 74.5% | 15,318 76.8% | 16,139 78.5% | 16,724 79.3% |

注. %は各年の全クラブ数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 市町村における放課後児童クラブガイドラインの策定状況についてみると、平成20年から24年までの間で「策定済み」「都道府県のガイドラインを活用」が増加している。

図表32 放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況（市町村数）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|----------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 策定済み | - | - | 170 10.6% | 185 11.5% | 199 12.6% | 215 13.7% | 213 13.4% |
| 都道府県のガイドラインを活用 | - | - | 377 23.4% | 420 26.1% | 435 27.4% | 474 30.1% | 500 31.4% |
| 国のガイドラインを活用 | - | - | 807 50.2% | 809 50.3% | 780 49.5% | 748 47.5% | 758 47.6% |
| 対応無し | - | - | 255 15.8% | 194 12.1% | 166 10.5% | 137 8.7% | 120 7.5% |
| 計 | - | - | 1,609 100.0% | 1,608 100.0% | 1,580 100.0% | 1,574 100.0% | 1,591 100.0% |

注. %は各年のクラブ実施市町村数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

- 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況についてみると、平成24年においては全体の76.8%の市町村で「点検・確認有り」となっている

図表33 放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況（市町村数）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|---------|-------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 点検・確認有り | - | - | 1,020 63.4% | 1,108 68.9% | 1,148 72.7% | 1,185 75.3% | 1,222 76.8% |

注. %は各年のクラブ実施市町村数に対する割合である。

(資料) 各年「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省）

(16) 放課後児童指導員の勤続年数

- 指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が4割弱、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

図表 34 放課後児童指導員の勤続年数

(施設数)

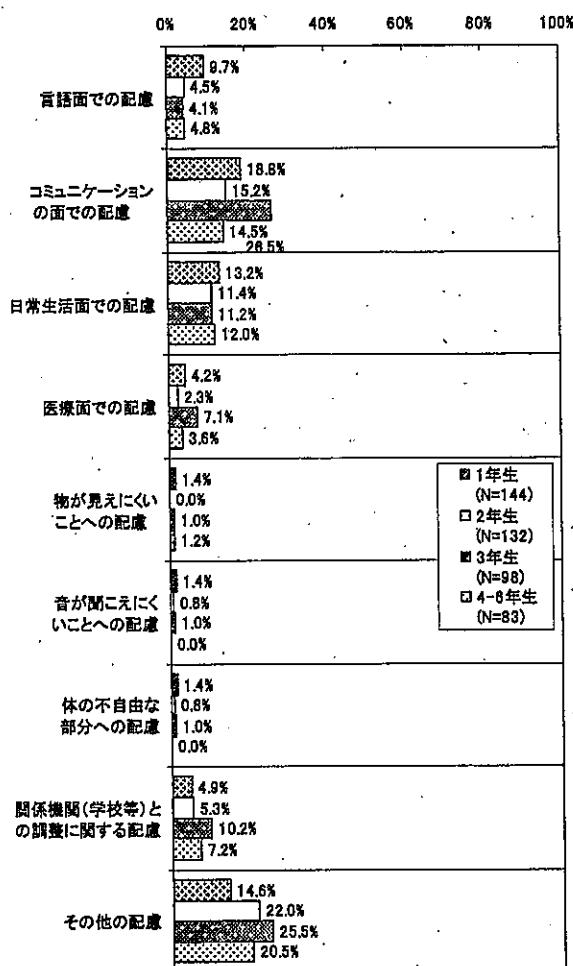
| | | 1年未満 | 1~3年未満 | 3~5年未満 | 5~10年未満 | 10~20年未満 | 20年以上 | 合計 |
|--|------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| | 常勤 | 8 (0.8%) | 89 (8.8%) | 274 (27.0%) | 354 (34.9%) | 152 (15.0%) | 138 (13.6%) | 1,015 |
| | 公立公営 | 0 (0.0%) | 3 (1.2%) | 22 (8.8%) | 19 (7.6%) | 80 (32.1%) | 125 (50.2%) | 249 |
| | 公立民営 | 6 (1.0%) | 54 (9.0%) | 213 (35.4%) | 284 (47.2%) | 39 (6.5%) | 6 (1.0%) | 602 |
| | 民立民営 | 2 (1.2%) | 32 (19.5%) | 39 (23.8%) | 51 (31.1%) | 33 (20.1%) | 7 (4.3%) | 164 |
| | 非常勤 | 58 (6.5%) | 378 (42.2%) | 311 (34.7%) | 124 (13.8%) | 22 (2.5%) | 3 (0.3%) | 896 |
| | 公立公営 | 38 (16.6%) | 110 (48.0%) | 44 (19.2%) | 32 (14.0%) | 5 (2.2%) | 0 (0.0%) | 229 |
| | 公立民営 | 13 (2.4%) | 199 (36.7%) | 240 (44.3%) | 74 (13.7%) | 14 (2.6%) | 2 (0.4%) | 542 |
| | 民立民営 | 7 (5.6%) | 69 (55.2%) | 27 (21.6%) | 18 (14.4%) | 3 (2.4%) | 1 (0.8%) | 125 |

(資料)「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター

(17) 放課後児童クラブの子どもの状態像

- 何らかの配慮が必要である子どもの、具体的な配慮の内容としては、「コミュニケーションの面での配慮」、「その他の配慮」、「日常生活面での配慮」、「言語面での配慮」について該当する子どもが比較的多い。

図表 35 ケアに対する特別な配慮の内容（放課後児童クラブ）



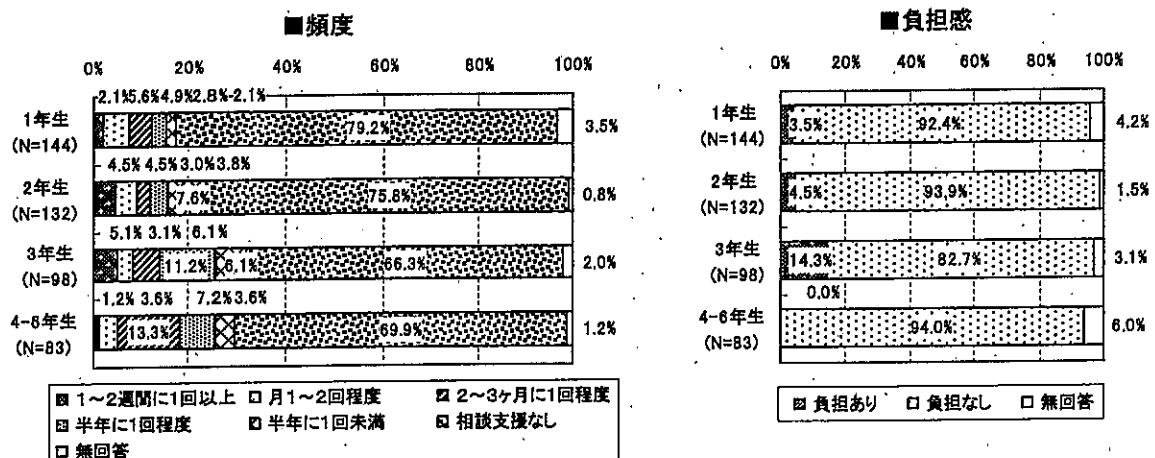
(資料)

子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書(平成23年度、みずほ情報総研株式会社)

(18) 放課後児童クラブにおける子育て支援の状況

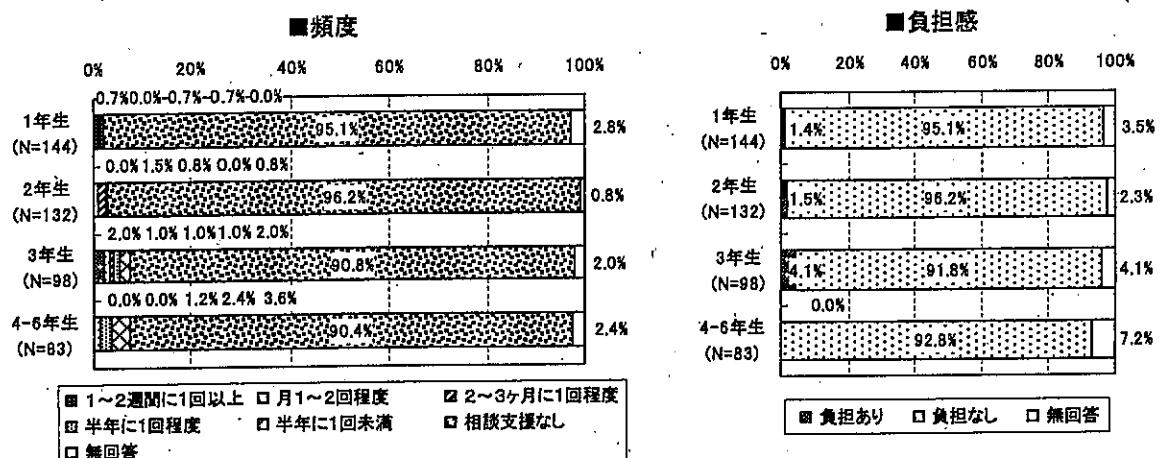
- 保護者への個別の相談・支援の状況をみると、比較的実施頻度が高い項目としては「子どもの友達関係や保護者関係に関する相談にのる」「子どもの発達に関する悩みについての相談にのる」「子どもの健康や生活リズムに関する相談にのる」が挙げられていた。ただし、「相談支援なし」とする割合も高い。
- 「地域の関係機関につなぐ（調整する）」までの支援はほとんどみられない。

図表 36 保護者への個別の相談・支援（面接や家庭訪問など）の状況
「子どもの発達に関する悩みについての相談にのる」（放課後児童クラブ）



（資料）子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書（平成23年度、みずほ情報総研株式会社）

図表 37 保護者への個別の相談・支援（面接や家庭訪問など）の状況
「地域の関係機関につなぐ（調整する）」（放課後児童クラブ）



（資料）子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書（平成23年度、みずほ情報総研株式会社）

2 子どもと家庭の状況—「平成19年放課後児童クラブガイドライン」策定時からの変化を中心について

(1) 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の指摘

- 放課後児童クラブの機能と役割を検討するにあたっては、利用する子どもの家庭の就労状況や家庭の養育基盤の状況をふまえる必要がある。
- 統計資料を基に放課後児童クラブを利用する子どもの家庭状況の特性について分析したところ、①保護者の就労状況の多様化が進みつつあること、②全国的に核家族化などにより家庭の養育基盤の低下がみられるが、中でも放課後児童クラブについては養育基盤の脆弱なひとり親世帯等の利用が多い傾向があること、が確認された。

(2) 子どもを養育する家庭状況

①世帯構造の変化

- 子どものいる世帯の世帯構成は、「三世代世帯」の割合は低下傾向にあり、「核家族世帯」の割合が上昇傾向にある。

図表38 世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数の年次推移

| 年 次 | 児童のいる世帯 | 全世帯に占める割合(%) | 核家族世帯 | 夫婦と未婚の子のみの世帯 | ひとり親と未婚の子のみの世帯 | 三世代世帯 | その他の世帯 | 児童のいる世帯の平均児童数 |
|-------|---------|--------------|-----------------|----------------|----------------|-------|--------|---------------|
| | | | | 推 計 数 (単位:千世帯) | | | | |
| 昭和61年 | 17 364 | (46.2) | 12 080 | 11 359 | 722 | 4 688 | 596 | 1.83 |
| 平成元年 | 16 426 | (41.7) | 11 419 | 10 742 | 677 | 4 415 | 592 | 1.81 |
| 4 | 15 009 | (36.4) | 10 371 | 9 800 | 571 | 4 087 | 551 | 1.80 |
| 7 | 13 586 | (33.3) | 9 419 | 8 840 | 580 | 3 658 | 509 | 1.78 |
| 10 | 13 453 | (30.2) | 9 420 | 8 820 | 600 | 3 548 | 485 | 1.77 |
| 13 | 13 156 | (28.8) | 9 368 | 8 701 | 667 | 3 255 | 534 | 1.75 |
| 16 | 12 916 | (27.9) | 9 589 | 8 851 | 738 | 2 902 | 425 | 1.73 |
| 19 | 12 499 | (26.0) | 9 489 | 8 645 | 844 | 2 498 | 511 | 1.71 |
| 22 | 12 324 | (25.3) | 9 483 | 8 669 | 813 | 2 320 | 521 | 1.70 |
| 23 | 11 801 | (25.3) | 9 330 | 8 459 | 872 | 2 032 | 439 | 1.73 |
| | | | 構 成 割 合 (単位: %) | | | | | |
| 昭和61年 | 100.0 | . | 69.6 | 65.4 | 4.2 | 27.0 | 3.4 | . |
| 平成元年 | 100.0 | . | 69.5 | 65.4 | 4.1 | 26.9 | 3.6 | . |
| 4 | 100.0 | . | 69.1 | 65.3 | 3.8 | 27.2 | 3.7 | . |
| 7 | 100.0 | . | 69.3 | 65.1 | 4.3 | 26.9 | 3.8 | . |
| 10 | 100.0 | . | 70.0 | 65.6 | 4.5 | 26.4 | 3.6 | . |
| 13 | 100.0 | . | 71.2 | 66.1 | 5.1 | 24.7 | 4.1 | . |
| 16 | 100.0 | . | 74.2 | 68.5 | 5.7 | 22.5 | 2.6 | . |
| 19 | 100.0 | . | 75.9 | 69.2 | 6.8 | 20.0 | 4.1 | . |
| 22 | 100.0 | . | 76.9 | 70.3 | 6.6 | 18.8 | 4.2 | . |
| 23 | 100.0 | . | 79.1 | 71.7 | 7.4 | 17.2 | 3.7 | . |

注1. 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

注2. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

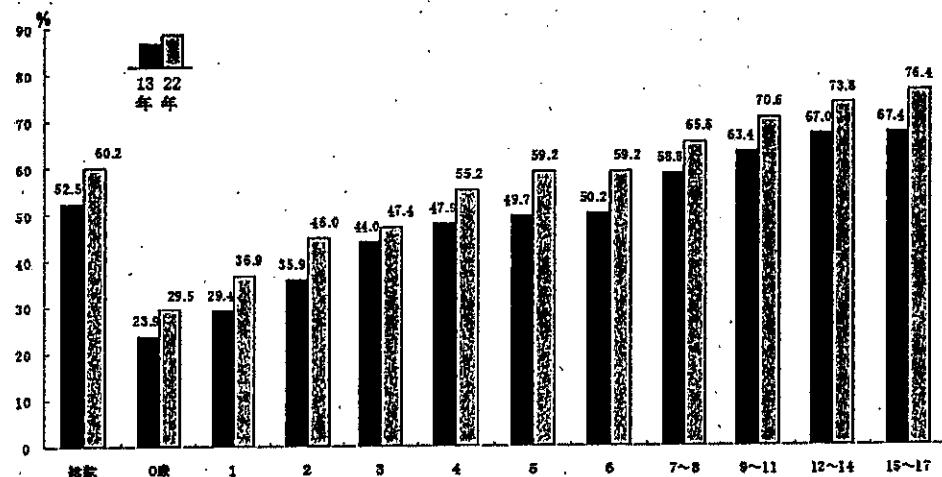
注3. 「その他の世帯」には、単独世帯を含む。

(資料) 国民生活基礎調査

②就労する母親の割合の上昇

- 子どもがいる世帯において、就労する母親の割合は子どもがいすれの年齢層でも上昇している。
- 特に、子どもが「5歳」もしくは「6歳」の小学校入学前の段階において、母親が就労する割合の上昇幅が大きい。

図表 39 末子の年齢階級別にみた仕事ありの母の割合

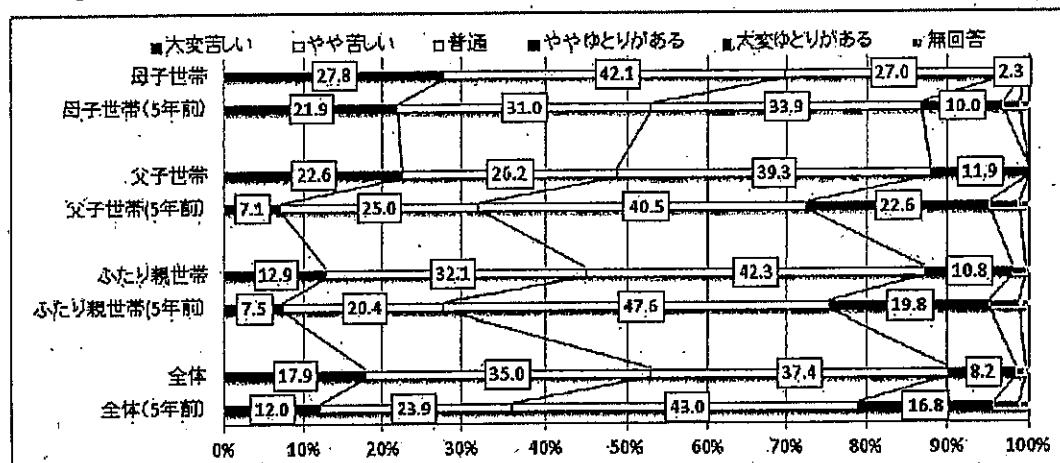


(資料) 国民生活基礎調査

③子どもがいる世帯の生活感～暮らし全般のゆとり感が低下

- 子どもがいる世帯の「暮らし全般のゆとり感」は低下している。特に、「母子世帯」はほとんどの世帯でゆとりがないとされるが、他の世帯類型においてもゆとりが低下している傾向がみられる。

図表 40 暮らし全般のゆとり感 (2011年11月時点：5年前との比較)



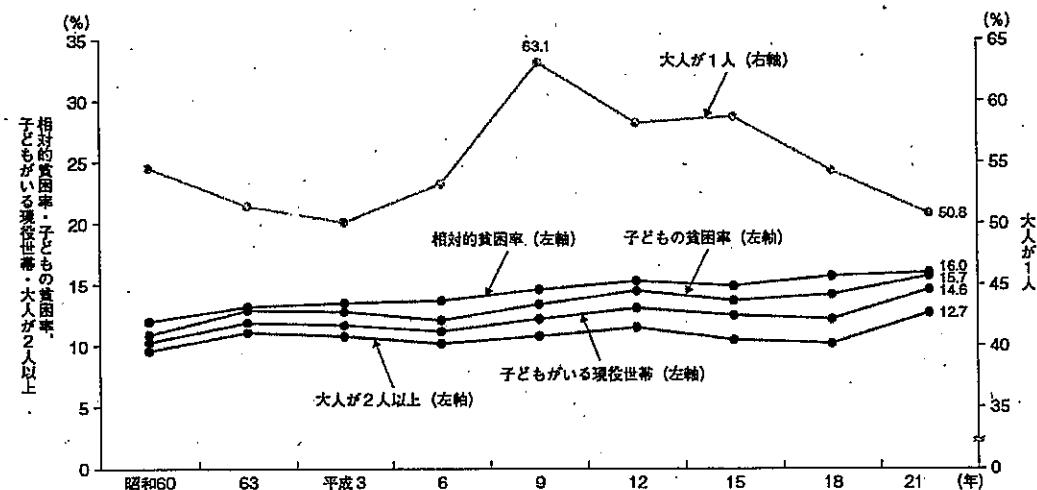
注：以下の図表は、特別に言及しない限り、標本の全数を用いた集計値である。

(資料) 「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(平成23年11月調査、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

④「子どもの貧困率」の上昇

- 子どものいる世帯の相対的貧困率は、平成18年の14.2%から平成21年の15.7%に上昇し、その上昇幅は世帯全体のものよりも大きい。
- 世帯類型別にみると、「ひとり親世帯」の相対的貧困率は近年下降しているものの、依然、他の世帯類型に比べると高い。また、「夫婦と子ども世帯」でも相対的貧困率の上昇がみられる。

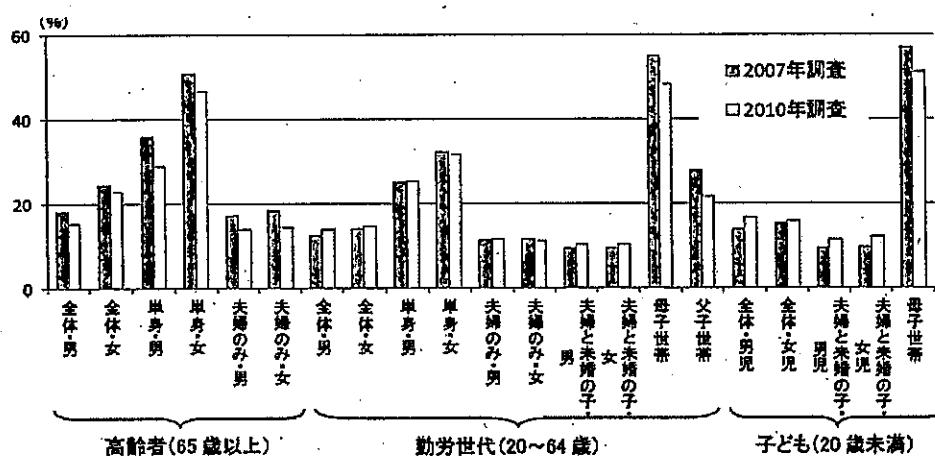
図表41 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率



(注) 1 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
3 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
4 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

(資料)「国民生活基礎調査」

図表42 世帯類型別にみた貧困率の変化



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計。

※「相対的貧困率」は可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。

注) 2007年調査の調査対象年は2006年、2010年調査の調査対象年は2009年。

(資料)「男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会報告書～女性が活躍できる経済社会の構築に向けて～政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野におけるポジティブ・アクションの推進方策～」(平成24年2月)

(3) 子どもの状況

① 小学生が放課後に過ごす場所

- 放課後を過ごす場所として「学童保育」(放課後児童クラブ)を選択している割合について、同一対象児を対象とした追跡調査の結果をみると、小学1年生時で25.7%、小学2年生時で19.2%、小学3年生時で14.0%、小学校4年生で4.4%であり、学年を追うごとに割合が減少し、特に小学校4年生になると急激に割合が減少する。
- 他方、「自宅」「子どもの友だちの家」「習い事、スポーツクラブ、学習塾等」は、学年を追うごとに割合が高くなっている。

図表43 放課後に過ごす場所（複数回答）

| | 平成20年調査 (小学1年生) | 平成21年調査 (小学2年生) | 平成22年調査 (小学3年生) | 平成23年調査 (小学4年生) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 自宅 | 28296 | 76.9% | 29213 | 80.8% |
| 別居の家族・親戚の家 | — | — | 3281 | 9.1% |
| 子どもの友だちの家 | 15255 | 41.5% | 17813 | 49.3% |
| 学校 | — | — | 4338 | 12.0% |
| 学童保育 | 9439 | 25.7% | 6949 | 19.2% |
| 児童館など公共施設 | — | — | 3069 | 8.5% |
| 公園 | 15656 | 42.6% | 14473 | 40.1% |
| 空き地や路地 | — | — | 4007 | 11.1% |
| 自然な場所(注2) | — | — | 2043 | 5.7% |
| 商業施設(注2) | — | — | 204 | 0.6% |
| 習い事、スポーツクラブ、学習塾等 | 13166 | 35.8% | 14390 | 39.8% |
| その他 | 2959 | 8.0% | 749 | 2.1% |
| 総数 | 36785 | | 36136 | |
| | | | 35264 | |
| | | | 34124 | |

注1. 厚生労働統計「21世紀出生児縦断調査」は、全国の2001年(平成13年)1月10日から同月17日の間及び同年7月10日から同月17日の間に出生した子を対象とした縦断調査である。調査回対象児の年齢は、第7回調査7歳(小学校1年生)、第8回調査8歳(小学校2年生)、第9回調査9歳(小学校3年生)、第10回調査10才(小学校4年生)。

注2. 「自然な場所」とは原っぱ、林、海岸など、「商業施設」とはスーパーなどの遊び場を指す。

(資料)「21世紀出生児縦断調査」第7回、第8回、第9回、第10回のデータより作成

- 母親の就業状況との関連を見ると、母が有職の場合、「学童保育」(放課後児童クラブ)で子どもが放課後過ごす割合は全体の割合よりも高く、小学1年生時で40.3%、小学2年生時で29.1%、小学3年生時で20.3%、小学校4年生時で6.0%となっている。常勤の場合、この数値がより高い。(同56.5%、46.7%、36.6%、11.4%)
- また、「子どもの友だちの家」や「習い事、スポーツクラブ、学習塾等」の割合は、母親の就業状況に関係なく学年を追うごとに増加しているが、両方とも、母が無職の場合の方がその割合が高い。

図表 44 「学童保育」で過ごす割合×母親の就業状況 (%)

| | 平成 20 年調査 (小学 1 年生) | 平成 21 年調査 (小学 2 年生) | 平成 22 年調査 (小学 3 年生) | 平成 23 年調査 (小学 4 年生) |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 無職 | 6.1 | 3.2 | 2.3 | 0.9 |
| 有職 | 40.3 | 29.1 | 20.3 | 6.0 |
| 常勤 | 56.5 | 46.7 | 36.6 | 11.4 |
| パート・アルバイト | 37.4 | 23.8 | 14.7 | 3.9 |

(資料)「21世紀出生児縦断調査」第7回、第8回、第9回、第10回のデータより作成

図表 45 「子どもの友だちの家」で過ごす割合×母親の就業状況 (%)

| | 平成 20 年調査 (小学 1 年生) | 平成 21 年調査 (小学 2 年生) | 平成 22 年調査 (小学 3 年生) | 平成 23 年調査 (小学 4 年生) |
|----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 有職 | 33.1 | 43.3 | 46.8 | 48.4 |
| 無職 | 52.8 | 59.5 | 58.1 | 54.5 |

(資料)「21世紀出生児縦断調査」第7回、第8回、第9回、第10回のデータより作成

図表 46 「習い事、スポーツクラブ、学習塾等」で過ごす割合×母親の就業状況 (%)

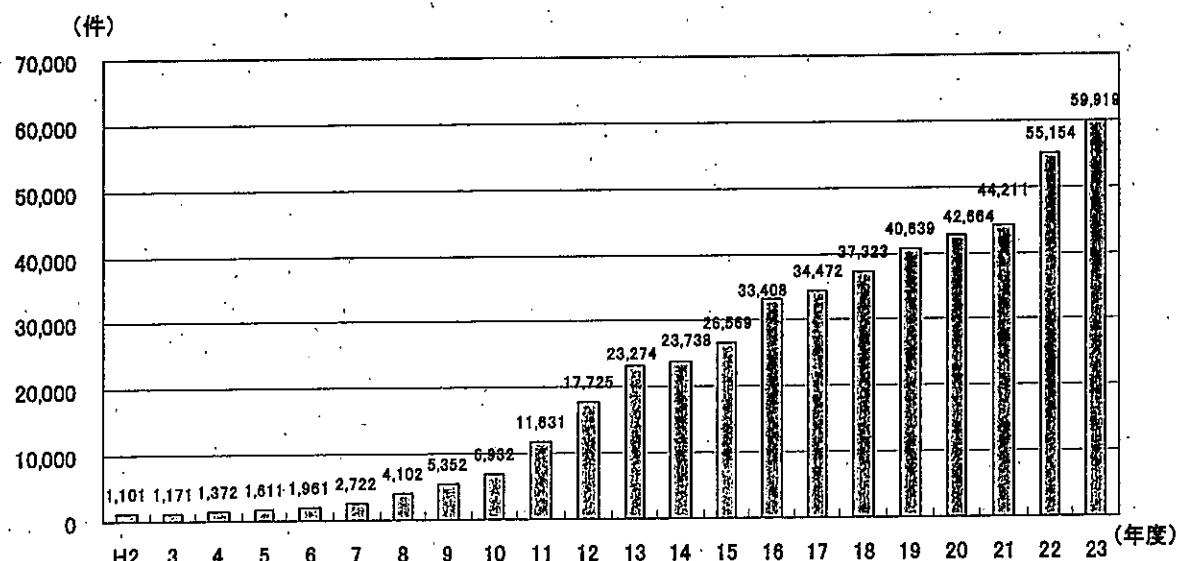
| | 平成 20 年調査 (小学 1 年生) | 平成 21 年調査 (小学 2 年生) | 平成 22 年調査 (小学 3 年生) | 平成 23 年調査 (小学 4 年生) |
|----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 有職 | 27.9 | 33.7 | 40.0 | 44.3 |
| 無職 | 40.6 | 50.2 | 54.5 | 53.8 |

(資料)「21世紀出生児縦断調査」第7回、第8回、第9回、第10回のデータより作成

②配慮すべき子どもの状況一児童虐待に関する相談件数

- 児童虐待に関する相談件数は年々増加しており、平成24年には59919件にのぼる。

図表47 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

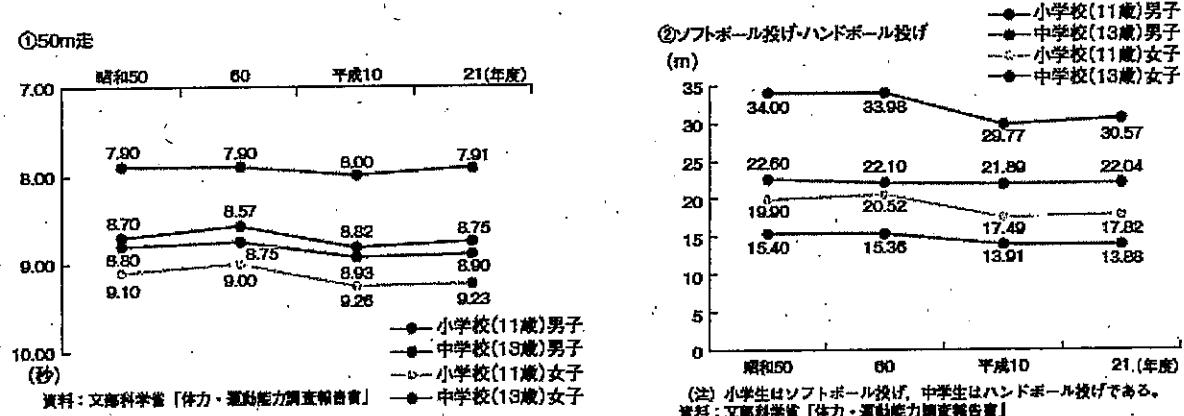


(資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

③配慮すべき子どもの状況一子どもの体力

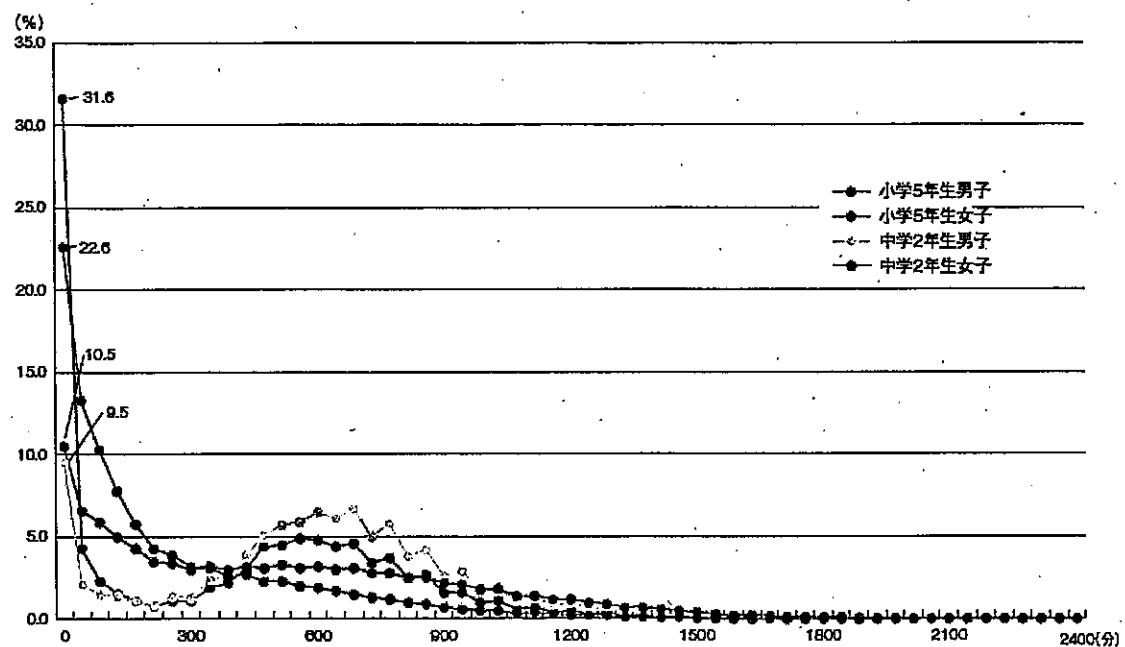
- 子どもの体力は、昭和時代に比べると相対的に低い水準にある。
- 小学5年生では、1週間にほとんど運動をしない子どもが男子で1割程度、女子で2割程度いる。

図表48 年齢別基礎的運動能力の平均値の推移



(資料) 「平成24年版子ども・若者白書」

図表 49 1週間の総運動時間



(資料) 文部科学省「平成 21 年度全国体力・運動週間等調査結果について（概要版）」

3 放課後児童クラブに関わる子ども家庭福祉施策の動向

1) 平成 19 年以降の子ども家庭福祉関係の法改正並びに新法の制定状況

| | |
|-------------------|--|
| 平成 19 (2007) 年 | 児童手当法改正 児童虐待の防止等に関する法律改正 児童福祉法改正 少年法、少年院法改正 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正 学校教育法改正 |
| 平成 20 (2008) 年 | 保育所保育指針ならびに幼稚園教育要領の告示 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法改正 |
| 平成 21 (2009) 年 | 子ども・若者育成支援推進法の制定 |
| 平成 22 (2010) 年 | 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定 平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律の制定 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正法施行 |
| 平成 23 (2011) 年 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律施行は平成 24 年 4 月) 民法等の一部を改正する法律（施行は平成 24 年 4 月） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（施行は平成 24 年 10 月） 障害者基本法の一部を改正する法律 平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年 10 月施行） |
| 平成 24 (2012) 年 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 社会保障制度改革推進法 |

2) 放課後児童クラブに関わる子ども家庭福祉施策の動向

① 放課後児童クラブの対象年齢の改正

- 放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項（放課後児童健全育成事業）を根拠法とした事業である。同法は平成24年8月に改正され、対象児童の規定が「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に変更された。
- 改正後の児童福祉法第34条の8の2においては、国が省令で基準を定めて市町村で条例を定めることとされ、量の拡充とともに質の向上策が図られることとなっている。
- 平成24年に制定された子ども・子育て支援法により、「地域子ども・子育て支援事業」（第59条、市町村事業）の一つとして放課後児童健全育成事業が位置づけられた。

② 障害児童福祉

- 平成22年12月に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、大幅な児童福祉法改正が行われ、障害児童福祉の「地域化」が大きく進展することとなった。
- 平成22年12月10日公布の児童福祉法改正では、障害児を地域生活のなかで支援する法改正がなされ、障害児通所支援の一つとして保育所等訪問支援や放課後等デイサービスが創設された。なお、同改正で、発達障害児も障害児として含むことを明確化した（第4条2項）。

（保育所等訪問支援事業）

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を実施提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する事業。

（放課後等デイサービス）

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇期間中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業。

- 児童福祉法改正によって障害児の地域生活支援が進められることに伴い、福祉と教育との連携を図る厚生労働省、文部科学省の連名通知「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成24年4月18日）も発出されている。
- 平成23年には障害者基本法の一部を改正する法律が成立・施行された。障害児支援に関しては、第16条（教育）においていわゆるインクルーシブ教育が盛り込まれ、第17条に「療育」が新設された。

（教育）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

- ・ 障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法を成立させるための法律（実際には、障害者自立支援法の名称変更も含めた一部改正法）である「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が、平成24年6月に成立・公布された。本法の公布により、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更される。なお、本法の成立により、地域生活支援、ソーシャル・インクルージョンの理念の具現化という新たな視点が加わると同時に、児童福祉法の障害児の範囲に一定の難病が加えられることとなった。施行は一部を除いて平成25年4月である。

③ 虐待等への対応

- ・ 平成16年の児童福祉法改正により法定化された要保護児童対策地域協議会は、平成19年の児童福祉法改正により設置が努力義務となった。
- ・ 障害者虐待防止法が平成23年に制定され、平成24年10月に施行された。同法では、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしている。

④ 児童館と子育て支援環境整備事業

- ・ 厚生労働省が平成23年2月に設置した児童館ガイドライン検討会において、児童館ガイドラインと児童健全育成施策の今後の課題について調整が行われ、同年3月末に報告書が提出された。児童館ガイドラインは、平成23年3月31日雇用均等・児童家庭局長通知として発出された。
- ・ 児童健全育成施策の重要な国庫補助事業であった子育て支援交付金のうち「子育て支援環境整備事業」（民間児童館活動事業、児童福祉施設併設型民間児童館事業）が平成24年度から一般財源化された。

⑤ ファミリー・サポート・センター等

- ・ 平成17年度より、厚生労働省の補助事業として行われてきたファミリー・サポート・センター事業は、平成24年8月の子ども・子育て関連3法により、「子育て援助活動支援事業」として新たに法定化された（改正後の児童福祉法第6条3第14項）。また、子ども・子育て支援法により「地域子ども・子育て支援事業」（第59条、市町村事業）の一つとしても位置づけられている。

3) その他配慮すべき事項

① 子どもの放課後生活を支える他事業との連携・役割分担のあり方

- ・ 地域には、放課後児童クラブの他にも小学生を対象とした様々な放課後の施設・事業が存在する。子どもの生活は放課後児童クラブのみで完結するわけではなく、放課後児童クラブもまた地域の放課後事業の一つであることを考えると、こうした他事業との連携は当然必要である。ただし、連携にあたっては、放課後児童クラブの活動やそこでの子どもの生活が充実することが第一に考えられなければならない。
- ・ 具体的にどのような連携が求められるかということについては、平成23年3月に厚生労働省から発出された「児童館ガイドライン」が有効な指針になるものと考えられる。同ガイドラインは、児童館と放課後児童クラブの長い実践的蓄積の上に整理されたものと言える。
- ・ 厚生労働省雇用均等児童家庭局「児童館ガイドラインについて」(雇児発0331第9号、平成23年3月31日)では、「(7) 放課後児童クラブの実施」において、以下のように述べられている。

① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のこと留意すること。
ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に留意すること。
イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。

② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係

児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行ったりするなど配慮すること。

児童館は、子どもの地域における放課後の遊び及び生活を支援する役割を担うものであることから、放課後児童クラブとの関係においては、児童クラブの機能・役割、活動を支える役割も持つ。

したがって、同一地域内にある放課後児童クラブと連携することが求められると共に、施設の条件が整えば児童館の中で放課後児童クラブを運営することも可能である。

- ・ 以上のような内容を持つ「児童館ガイドライン」をもとに、小学生を対象とした放課後事業を見直してみると、放課後児童クラブと子どもの放課後生活を支える他事業との間にどのような連携や役割分担が必要であるかが見えてくる。
- ・ 平成19年には、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、各市町村において、教育委員会と福祉部局が連携を図り、原則としてすべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（「放課後子どもプラン」）が創設された。
- ・ 子どもたちの放課後の活動を豊かなものにするため、両事業を連携して実施することは必要であり、国のガイドラインでも、「子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について連携を図ること」や「放課後子ども教室との連携を図ること」とされている。
- ・ ただし、連携にあたって、放課後児童クラブの活動やそこでの子どもの生活が充実することを第一に考え、専用スペースを確保し、生活の場としての機能が十分に保たれることが必要である。

図表 50 児童クラブに関連する主な事業・サービス

| 事業種類 | 概要 | 位置付け |
|----------|---|-------------------------|
| 児童館 | 18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設。 | 児童福祉法第40条に位置付けられる児童厚生施設 |
| 放課後子ども教室 | 教育支援活動(「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみ学校安全体制整備」「スクールリーダー派遣」など)を組み合わせて実施できる「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」というメニューのなかで、各地域の実情に応じて取り組んでもよい活動の一つが「放課後子ども教室」である。 | 文部科学省補助事業 |

図表 51 放課後児童クラブ終了後の子どもの生活を支える事業例

| 事業種類 | 概要 |
|-------------------|---|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての援助を受けたい人と、子育ての援助を行いたい人が会員になり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織の相互援助活動。 放課後児童クラブ関係の活動も一定割合あり ^{注1} |
| ベビーシッター | 民間ベビーシッター会社による子どもの居宅での預かり。(小学生の利用も一定割合あり ^{注2}) |

注1. 「平成22年度ファミリー・サポート・センター活動実態調査」(財団法人女性労働協会、平成23年3月)によると、放課後児童クラブ関係の活動件数割合は34.9% (放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり14.6%、学校の放課後の学習塾等までの送迎10.1%、放課後児童クラブ開始前の預かり・送迎5.7%、学校の放課後の子どもの預かり4.4%)。

注2. 「ベビーシッターNOW 平成23年度実態調査報告書」(社団法人全国ベビーシッター協会、平成24年3月)によると、ベビーシッターサービスを利用している子どものうち「小学生」の割合は31.5%である。平成10年の10.0%から大幅に増加している。

② 保幼小連携など就学前後の連続性確保に向けた動向

- ・近年、子どもの発達の連續性を確保し子どもの育ちを全体として保障する観点から、就学前後の連續性の確保に向けた動きがみられている。
- ・具体的には、中央教育審議会等で指摘されている就学前保育と小学校教育の連携⁵、認定こども園の制度化のもとでの幼稚園・保育所の連携及び認定こども園と小学校教育との連携⁶などの動きが挙げられる。
- ・子どもは、小学校入学にあたって劇的な環境の変化を経験する。就学前では、「生活」、「遊び」、「学び」が統合的な状態で過ごしていたものが、就学後は「教科教育」の部分が学校に切り取られる形になる。その劇的変化を緩和するために、保幼小連携の推進による保育・教育内容の接続、情報・ノウハウの共有などの重要性が指摘されている。
- ・平成20年3月に改正・告示された保育所保育指針及び幼稚園教育要領では、保育所・幼稚園と小学校との連携について新たに規定された。これにあわせ、小学校の学習指導要領（「総則」部分）も平成20年3月に改訂された。これにより、小学校就学に際し、これまで幼稚園のみで行われていた、子どもの育ちを支えるための資料を「保育所児童保育要録」として小学校へ送付することが保育所にも義務づけられるなど、幼保小連携が強化された。

保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領の改定内容

【保育所保育指針】（平成20年3月改定）

第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画（三）指導計画の作成上、特に留意すべき事項

エ 小学校との連携

- (ア) 子どもの生活や発達の連續性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。
- (イ) 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようすること。

【幼稚園教育要領】（平成20年3月改定）

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 2 特に留意する事項

- (5) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

⁵ 「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—」（平成17年1月28日、中央教育審議会答申）において、「遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から教科学習が中心の小学校以降の教育活動への円滑な移行を目指し、幼稚園等施設と小学校との連携を強化する。特に、子どもの発達や学びの連續性を確保する観点から、連携・接続を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上を図る。」と、幼児期から小学校にかけての連續性を確保することの重要性が指摘されている。そして、具体的には、「教育内容における接続の改善」、「人事交流等の推進、奨励」などの方向性が示されている。

⁶ 国が示す認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準では、「小学校教育との連携」が基準として挙げられ、①教育及び保育の内容の工夫と連携を通じた質の向上、②交流活動や合同の研修の実施等を通じた職員交流の推進、③指導要録の送付等による積極的な情報の共有と相互理解、などが示されている。

【小学校学習指導要領】（平成 20 年 3 月改定）

第 1 章 総則 第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のはか、次の事項に配慮するものとする。

(12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などの交流の機会を設けること。

- 就学前後の連続性を確保するという観点からみると、放課後児童クラブも非常に重要な役割を担う。放課後児童クラブは、学校教育が担う「教科教育」を除いた残りの「生活」、「遊び」を担い、子どもにとって生活の全体性を保つ役割がある。こうした役割をふまえ、保幼小連携など就学前後の連続性確保に向けた動きの中に、放課後児童クラブについても連携の一主体として位置付け、具体的な連携方策を探っていく必要があると考えられる。

4 子どもの発達から見た放課後児童クラブの課題

放課後児童クラブは、利用する子どもの家庭状況と共に、この事業が対象とする「小学校に就学している子ども」の放課後における遊び及び生活に関する発達の特性もふまえて行う必要がある。

ここでは、放課後児童クラブの対象となっている子どもの年齢やそこで過ごす時間等を考慮して、放課後児童クラブの活動内容とかかわりが深いと考えられる以下の事項について、子どもの発達の特徴と放課後児童指導員に求められる課題を研究会委員が経験した放課後児童クラブの状況や既存の研究成果などをもとに指摘する。

- ア. 大人（保護者や放課後児童指導員）との関わりにおける子どもの意識・感情
- イ. コミュニケーションや人間関係における社会性
- ウ. 放課後の生活を自己管理するために求められる時間に関する感覚と意識
- エ. 9～10歳の節目
- オ. 「思春期」の入り口
- カ. 自己の安全確保のための対応能力

なお、対象となる子どもの年齢が変わったことから「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の記述に加筆してある。また、実際の子どもの生活場面では、そのおかれている環境や子ども同士・大人とのかかわりの中で、時には回り道や退行などを含む様々な試行錯誤の体験を通じて発達していくことを考慮する必要がある。年齢などの記述も、大まかな目安である。

参考文献は、放課後児童指導員の研修に活用できるよう入手しやすいものに限定し、注は省略した。

ア. 大人（保護者や放課後児童指導員）との関わりにおける子どもの意識・感情

保護者との関係における幼児期から児童期にかけての子どもの意識・感情は、〈身近に安心して頼れる大人がいるかいないか〉ということ自体が中心にある状態（いれば安心して遊びや活動に没頭できるが、いなければ「さびしい」「不安」と感じることが多い）から、〈自分に対して大人がどのように振る舞うか、自分が必要とするときにいるかいないか〉ということに移っていく。

このことは、放課後児童クラブにおける放課後児童指導員に対する場合にも同様で、1～2年生（主に6～7歳頃）には、放課後児童指導員が安心して頼れる存在として身近にいるかいないかということが大きな比重を占め、年齢が上がるにつれて、放課後児童指導員の態度や行動を批評したり、何かを自分（自分たち）だけでしたいときには放課後児童指導員がそばにいることを拒んだりする（本当に困ったときには助けを求める関係を維持しながら大人に不在を求める）ような場面も生じてくる。

また、大人への意識は、大人の権威や道徳性に対する受け止め方も含めて、おおまかには次のように年齢によって大きく変化していく。

- ・保護者や保育士・教師、放課後児童指導員などの権威の正当化と指示への従順さ（～7・8歳頃）
- ・外的規律の正当性を認めることと自立意識の芽生え（大人より、仲間を大切にする価値観への移行）の葛藤の開始（9・10歳頃）
- ・大人より仲間を大切にする価値観への移行、自分が直接大人に変わっていく存在であることから生じる葛藤（思春期）

放課後児童指導員は、発達に伴う子どもの意識・感情の変化を適切にとらえて、それぞれの年齢の子どもから頼られる存在となることに努める必要がある。

イ. コミュニケーションや人間関係における社会性

他者が何をどう考え、感じているかを知ろうとすること（他者理解）と、他者に対して自分がどのように振る舞うのかということ（交渉方略）が、発達の土台である人間関係やコミュニケーション能力の基礎となる。子どもは、保護者や大人との関係（垂直関係）と、子ども同士の関係（水平関係）を通して他者理解と実際の場面での他者とのかかわり方（交渉方略）を獲得していくが、両者はそれぞれの場面で異なる発達をしながら、お互いに影響しあって形成されていく。

他者理解の発達は、垂直関係からはじまるが、やがて水平関係を通しての発達が軸になっていく。小学生の時期は、他者理解と実際の場面での他者とのかかわり方の基礎をつくる大切な時期であり、放課後の遊び、生活はそのための重要な場である。

放課後児童指導員には、遊び及び生活の援助とともに、子どもの他者理解、実際の場面での他者とのかかわり方の発達の実際を的確に把握し、適切に援助していくことが求められる。

（図表 52「子どもの他者理解と実際の場面での他者とのかかわり方（交渉方略）の発達段階」参照）

ウ. 放課後の生活を自己管理するために求められる、時間に関する感覚と意識

時間の感覚や意識の発達は、子どもの日常生活に密接なかかわりを持っている。例えば、おおまかには、4~5歳頃から時間と空間とを結びつけてとらえられるようになり（「今ここで」「少し後で、あそこで」等）、今を中心とした連続する時間を超えたことへの関心が持てるようになると言われている（「おじいちゃんが子どもの頃」等）。また、6~7歳の子どもは、放課後児童クラブの生活場面では、「〇〇ちゃんと公園で遊ぶ約束をした」といって出かけて行つても、すぐに「いなかった」と戻って来たり、反対に、いつまでも待ち続けていたりすることがある。「〇時になったら〇〇するように」と指示しても、「まだ先」と考えてすっかり忘れててしまったり、時間だけが気になって「今、何時？」と何度も聞いてきたりすることも少なくない。

この時間の感覚と意識の発達は、個人差の大きい発達分野であるが、実際に自分で時を刻んで計画を立てることができるようになる（時刻表の意味を理解する、「〇時から〇時までに～をする」という計画が立てられる、ある物事や問題を難易度と量と時間に換算してどれくらいの時間でできるかを判断する等）のは、7~8歳頃からであることが多い。そして、自己の中にこのような時間感覚を成熟させていくことは、論理的思考、抽象的思考の獲得など、認知発達の面にも大きく影響する。

放課後児童指導員は、子どもの時間に関する感覚と意識にも目を届かせ、その発達に即しながら、放課後の時間を自己管理できる力を身につけられるように援助していくことが求められる。

エ. 9~10歳の節目

児童期（通常5・6歳~14・15歳）のなかで特に区分はされていないが、9歳~10歳前後（小学4年生の時期）は、「9~10歳の峠」「10歳の節目」などと呼ばれ、以下のように言葉の発達と思考の発達等が質的に変化する発達の節目とみられている。

- ・ 内言（心の中だけで展開される言語）が形成されて、心の中での自己の対話が可能になっていく。
- ・ 物事を、見かけだけに左右されずに、また、その物事の直接見たことのない事象（側面）について想像することができ、推理し、筋道を立てて説明することができるようになる。（具体的な事象の概念化）

また一般には、この時期を境に、自己をとらえる基準や友だちへの意識・感情等の面での発達も以下のように大きく進むといわれている。

- ・ 自己概念、自立・自律、友達への意識・感情の変化（友人関係における親密性）、進路・職業選択などの課題へと取り組み、同性・異性の関係などの心理社会的発達面の変化が進む。このうち、自己概念の変化と友だちへの意識・感情の変化は、おおよそ次のような経緯をたどって変化していく。
- ・ 自己をとらえる基準（自己概念）の変化ーおおまかには、「性別や容姿・身体特徴、〇〇ができる（できない）等の、直接、見ることのできる外的属性から自己をとらえることが主にみられる（5~7歳頃）」から、「直接見える外的属性だけでなく、自分の感情や態度などの内

- 部的・心理的要因の違いにも着目して自己をとらえられるようになる（～10歳頃）」「自分の価値観、他者との比較、セクシャリティ、将来の希望や学業的成長（可能性）とのかかわりから自己をとらえる（10、11歳頃～）」など、自己を多面的に把握するようになる。
- 友達への意識・感情の変化一大まかには、主に「近くにいる友達に、自分と一緒に遊んでくれることを求める（～7・8歳）」から、「価値や規律の共有を重視し、一緒に行う、助け合う、忠誠などを期待する（～9・11歳）」「誠実さや忠誠のほかに、相互理解と相互受容、同じ趣味などの共感・親密さを求める（10・12歳～）などがみられるようになる」へ変化していく。

オ. 思春期の入り口

「思春期」は、性的成熟を伴う身体的発達・身体意識の変化が同時に進む時期を指す。10～12歳は、思春期の入り口とも言われている。子どもの精通・初潮等の身体的発達は、現在は10歳前後から始まり12～13歳で50～60%以上が体験しているといわれている（統計的には、性的成熟を伴う身体的発達・身体意識の変化は女児のほうが男児より早く表れ、心理社会的な発達を含めて1年ほど早く成熟していくといわれている）。

なお、思春期については、一時的「移行期」あるいは「過渡期」と言っていたが、そのはじまりが早くなるとともに、終わりが遅くなるにつれて、ひとつの発達段階としてとらえられるようになってきている。

高学年の子どもが在籍する放課後児童クラブを運営する際には、児童クラブ運営者と放課後児童指導員は、子どもの性的成熟を伴う身体的発達・身体意識の変化についても適切な知識と必要な場合の援助の手立てを習得する必要がある。そして、この時期の子どもの自己や友達への意識・感情、大人の見方や道徳性に対する受け止め方等の心理社会的な発達の特徴も含めて理解し、信頼に基づく対応を構築することも求められる。

カ. 自己の安全確保のための対応能力

6～9歳の子どもは、身体的な能力の面でも知識や経験（習得）の面でも自己の安全を確保するすべを十分には身につけていない。また、この時期の子どもは、理性よりも動機的関心を行動の契機とすることが多くみられる。好奇心や興味が先に立って行動することが多く、同じ失敗を繰り返したり、ケガや事故などに遭遇したりする割合が高いのはそのためである。9～10歳を過ぎると好奇心だけで行動することは少なくなり、落ち着いた面も見られるようになるが、その一方で、「限界に挑戦してみよう」という気持ちから、一見、無理と思えることにも挑んでいくという行動を起こすことも見られるようになる。

したがって、身近にいる大人は、安全について保護・管理するだけでなく、この時期の子どもの特性を理解して、子ども自身が自らの安全について学習・習得できるように援助していくことが求められる。

（図表53「子どもの安全への対応能力の発達と保護（安全管理）、習得・学習とのかかわり」参照）

図表 52 子どもの他者理解と実際の場面での他者とのかかわり方（交渉方略）の発達段階

| 友達関係の中での発達(水平の関係) | | | 大人と子どもの関係の中での発達(垂直の関係) |
|-------------------|--|--|--|
| | 他者理解 | 実際の場面での他者とのかかわり方 | |
| 第一段階 | 母子一体(自己愛に基づいて周りをみている) | 養育者や仲間との間で、対人的発達の基礎を醸成させる段階 | <ul style="list-style-type: none"> 「保護と指示(命令)－依存と従順」の中で発達していくので、他者理解の発達は大人からは把握しにくい面がある。 |
| 第二段階 | 自分の視点と他者の視点を分化できない(遊びの場面では、自分の気持ちだけで相手に対応する自己中心的な視点) | <p>〈身体的衝動的なかかわり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 思いどおりにならないと、すぐ衝動的な力を用いる(叩く・押す・取る等) 自分の気持ちを確かめないまま撤退や服従をする。 | <ul style="list-style-type: none"> 水平関係の中では許されない子どもの側の「甘えや依存」が含まれる。 教師や保育士、放課後児童指導員など子どもにかかわる大人と子どもの関係も同様。 |
| 第三段階 | 自他の視点を一時にそれぞれひとつずつなら考慮できる(相手を自分の遊びを楽しくするための助手のように対応する) | <ul style="list-style-type: none"> 一方的命令を故意に用いる(よこせ・貸せ・自分のだと主張する等) 「意思のない」服従をする(言いなりになる) | <ul style="list-style-type: none"> 垂直関係の中での他者理解を正常に発達させるためには、大人は、支配一服従の関係ではなく、信頼に基づく関係を築くことが望まれる。 |
| 第四段階 | 自他の視点を同時に考慮できる(相手の気持ちを認めたり違いを理解したりできる。お互いを尊重できるようになる) | <ul style="list-style-type: none"> 相手の心を変えるのに心理的影響を意識的に用いる(説明する、説得する等) 相手の願望に意識的に従順に従う | <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童指導員は、子ども同士の水平の関係を豊かにすることに努めながら、子どもたちと信頼に基づく関係を築くことが求められる。 |
| 参考 | <ul style="list-style-type: none"> * 他者についての理解や認知の仕方は、実際の対人関係と不可分に結びついている。他者理解と実際の場面での他者とのかかわり方の関係は深い。 * 他者理解の発達は、発達課題としては、6歳頃には自他の視点を同時に考慮することが望まれているが、近年、この他者理解の面での子どもの発達の遅れやゆがみが目立っている。 * 感情表現のスキルは、言葉で教える(学習する)ということより身近な大人や周りの子どもたちとの体験から体得していくことが中心になる。 * 放課後児童クラブの対象となる子どもは、他者認識や実際の場面での他者とのかかわり方など対人関係のコミュニケーションの基礎を習熟させる大切な時期にあるといえる。 | | |

注. 本表は下記の参考資料を基に、放課後児童クラブでの実践を通して野中賢治がまとめたものである。

(参考資料)

A・フロイト「子どもの正常性に関する評価」(黒丸正四郎・中野良平訳「児童期の正常と異常(アンナ・フロイト著作集9)」岩崎学術出版, 1981年)

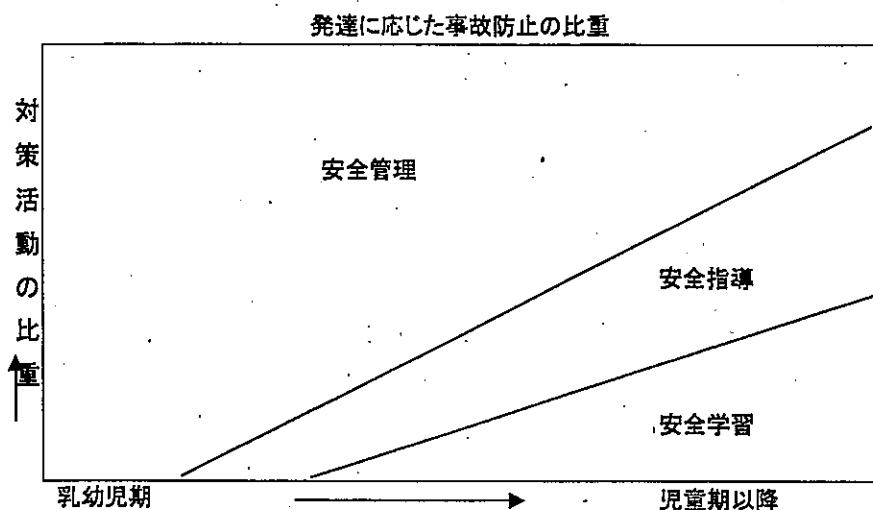
R.L.セルマン・L.H.シュルツ「ペア・セラピィーどうしたらよい友達関係がつくれるか(1巻)」(大西文行訳, 北大路書房, 1996年)

川端啓之・杉野欽吾・後藤晶子・余部千津子・萱村俊哉「ライフサイクルからみた発達臨床心理学」(ナカニシヤ出版, 1995年)

無藤隆・久保ゆかり・遠藤俊彦「現代心理学入門2 発達心理学」(岩波書店, 1995年)

井上健治・久保ゆかり「子どもの社会的発達」(東京大学出版会, 1997年)ほか

図表 53 子どもの安全への対応能力の発達と保護（安全管理）、習得・学習とのかかわり



(資料)「現代子ども大百科」(中央法規出版、1988年)より

〈参考文献〉

- 「ことばと発達」岡本夏木, 岩波新書, 1885年
「子どもの心の臨床」中沢たえ子, 岩崎学術出版社, 1992年
「ペア・セラピーどうしたらよい友達関係がつくれるか(1巻)」R.L. セルマン他, 大西文行訳, 北大路書房, 1996年
「子どもの社会的発達」井上健治・久保ゆかり編, 東京大学出版会, 1997年
「中学1年生の心理」落合良行編著, 大日本図書, 1998年
「シリーズ学童保育2 生活づくり」大月書店, 1998年
「小学1年生の心理」「小学2年生の心理」高木和子編著, 大日本図書, 2000年
「小学3年生の心理」「小学4年生の心理」落合幸子編著, 大日本図書, 2000年
「小学5年生の心理」「小学6年生の心理」落合良行編著, 大日本図書, 2000年
「生涯発達心理学」小嶋秀天・やまだようこ, 放送大学教育振興会, 2002年
「小学生の生活とこころの発達」心理科学研究会編、福村出版, 2009年
「発達心理学I」無藤隆・子安増生編, 東京大学出版会, 2011年
「時間と人間(発達科学ハンドブック3)」日本発達心理学会編, 新曜社, 2011年
「社会・文化に生きる人間」(発達科学ハンドブック5) 日本発達心理学会編, 新曜社, 2012年

第IV章 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの内容

1 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」からの主な改訂内容

- 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」が「国の放課後児童クラブガイドライン」に反映されるとともに広く周知され、その内容が今日の放課後児童クラブの運営や今後の改善に役立つものとして機能してきたことを勘案して、基本的な内容はそのまま維持するものとし、改訂はこの間の事業の推移や研究成果、明らかになった課題への対応等を反映させて必要な部分を補強するという視点で進めることとした。また、引き続き、総則的事項や事業の枠組みを含めてガイドラインとして提示することが必要であると判断した。
- 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」が重視した以下の点は、そのまま踏襲した。
 - 子どもの視点に立ち、子どもにどのような放課後生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や提供すべき機能を検討した。
 - 子どもの発達段階、子どもの家庭生活なども考慮して、放課後児童指導員が子どもとのような視点で関わることが重要であるかを示すことを目指した。
 - 「望ましい基準」として、人員配置や施設設備等に関わる基準を示した。
- ガイドラインの内容については、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」と同様に、下表のように求める水準のレベル分けを行った。

| 表現 | 求める水準（レベル） |
|------------------------------|------------------------------------|
| 必要である、しなければならない | すべての放課後児童クラブに原則実施が求められる基本的事項（必須義務） |
| 努めることが必要である、努めなければならない、求められる | すべての放課後児童クラブが可能な限り努力すべき事項（努力義務） |
| 望ましい、望まれる | 義務ではないが、可能であれば取り組みが望まれるもの |
| 考えられる | 多様性の中で考えられる取り組みの選択肢 |

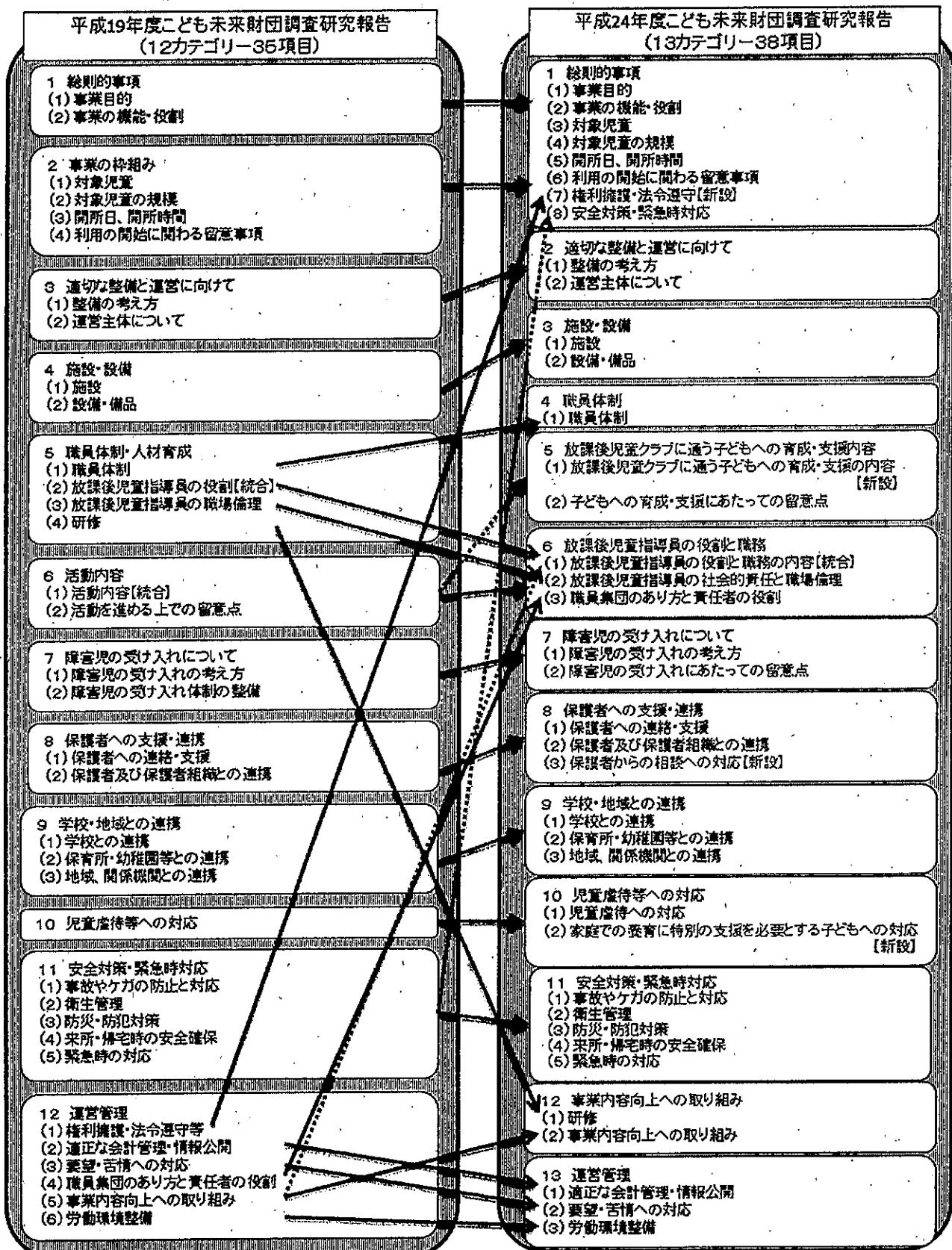
- 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」から改訂した主なものは以下の通りである。
 - 児童福祉法の一部改定に伴って、放課後児童クラブに通う子どもの対象年齢が、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」とされたことを反映して、ガイドライン各項目に必要な加筆修正を行った。なお、「第Ⅲ章4子どもの発達から見た放課後児童クラブの課題」にも6~12歳の子どもの生活・発達について記述してある。
 - 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成後の放課後児童クラブの増加に伴う社会的な役割のありように応えられるように、「平成19年度ガイドライン」の総則的事項と事業の枠組みをまとめ、「権利擁護・法令遵守」と「安全対策・緊急時対応」を加えたものを総則的事項とした。
 - 「保護者からの相談への対応」「家庭での養育に特別の支援を必要とする子どもへの対応」の項目を新設した。項目内容の作成に当たっては、「保育所保育指針」（厚生労働省告示第141号、平成20年3月28日）、「児童養護施設運営指針」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成24年3月29日）などから学ぶと共に放課後児童クラブの実際に即した指針となるよう心掛けた。

- 新たなカテゴリーとして「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を設けた。内容には、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成後の研究成果⁷を反映させてある。
- 放課後児童指導員の役割を総称して「(放課後児童クラブに通う)子どもの育成・支援」と表現した。これによって、今まで固有の表現がなかった放課後児童指導員の役割についての表現を統一した。
- そのほか、この間の放課後児童クラブ及び子ども家庭福祉施策の動向と放課後児童クラブの質の向上を図るために研究成果を反映させて、項目ごとに必要な改定を行っている。また、都道府県のガイドライン等、自治体のガイドライン作成の成果を反映して必要な加筆を行った。例えば、「都道府県のほとんどのガイドラインに入室時の対応の記述が詳しく記述されている」「おやつについては何らかの記述がある」等のことである。

⁷ 第Ⅱ章2.2) 及び脚注4を参照。

2 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの改訂内容とガイドライン項目の一覧

放課後児童クラブガイドライン・改訂内容一覧



改訂版・放課後児童クラブガイドライン

平成25年3月作成

1 総則的事項

(1) 事業目的

○放課後児童クラブは、①小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいらない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

(2) 事業の機能・役割

○放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の8点に整理される。

- ▷ 子どもの健康管理、情緒の安定の確保
- ▷ 出席確認をはじめとする活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ▷ 子どもの活動状況の把握
- ▷ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ▷ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ▷ 連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ▷ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ▷ その他、放課後における子どもの健全育成上必要な活動

○上記の機能・役割を果たすためには、以下の視点で子どもの育成と日常生活の支援に取組むことが大切になる。

- ▷ 子どもの発達の特性をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくことが必要である。
- ▷ 放課後児童クラブでの子どもの状況を家庭に伝え、日常的に情報交換を行って、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援することが必要である。
- ▷ 放課後児童クラブは子どもが生活している地域にも視野を向け、子どもが育つ地域の環境づくりへの支援を行うことが望ましい。

(3) 対象児童

○対象児童については、①小学校に就学している子どもで、②保護者が就労により昼間家庭にいらない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもとする。

(4) 対象児童の規模

○施設設備、職員体制等の状況を総合的に検討し、適切な生活環境と事業内容が確保されるように、適正な児童数の規模で運営することが必要である。

○放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。

○子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、大規模なクラブについては規模の適正化（分割等）を早急に行うことが必要である。

(5) 開所日、開所時間

○開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、子ども自身の生活、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して設定するこ

とが必要である。

○土曜日、長期休業期間、学校休業日など一日開所の日については、開始時刻を含めて保護者の就労実態等をふまえて開所することが必要である。

○新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

(6) 利用の開始に関する留意事項

○放課後児童クラブの募集は、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ることが必要である。

○市区町村および運営主体は、利用契約内容の明文化、入所承認の方法の公平性の担保などに努める必要がある。

○利用の開始にあたっては、説明会等を開催し、利用にあたっての決まりなどについて説明することが求められる。

(7) 権利擁護、法令遵守

○放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、以下の事項を明文化して利用者に明示し、すべての職員に遵守を義務付ける必要がある。

- ① 子どもや保護者の人権の尊重
- ② 守秘義務の遵守
- ③ 個人情報を法に基づいて適切に取り扱うこと

○放課後児童クラブの運営主体は、職員の意識啓発を図って、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みをする必要がある。

(8) 安全対策・緊急時対応

○放課後児童クラブの運営主体は、衛生管理と放課後児童クラブにおける事故やけがの防止や発生時の対応について適切な計画を策定し、放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。

○放課後児童クラブの運営主体は、防災・防犯対策、子どもの来所帰宅時の安全確保等について適切な計画を策定し、保護者や地域の関係機関・団体と協力して子どもの安全を守ることが必要である。

○放課後児童クラブの運営主体は、事故や災害の発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応について適切な計画を策定し、想定訓練を行うなど迅速に対応できるようにしておくことが必要である。

2 適切な整備と運営に向けて

(1) 整備の考え方

○放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援法に基づき各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、計画的に基盤整備を図ることが必要である。

○放課後児童クラブについては、各市区町村が責任を持ってその基盤整備を行い、運営主体と連携して利用促進を図ることが必要である。

○待機児童がいる市区町村においては、新たに放課後児童クラブを整備する等により待機児童の解消を図ることが必要である。

○市区町村及び都道府県は、放課後児童クラブの円滑な運営に向けて運営指針の策定や研修の実施に努めることが求められる。

○市区町村は、各放課後児童クラブの運営状況を定期的かつ隨時に確

認し、必要な指導・助言を行うことが求められる。

(2) 運営主体について

- 放課後児童クラブの運営は、子どもへの支援の継続性という観点からも、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが望ましい。
- 市区町村は、運営主体の経営基盤や体制の安定面、子どもの福祉についての理解度、事業の継続性・安定性が担保されるかについて確認することが必要である。
- 運営主体の変更が生じる場合には、市区町村は、子どもへの支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努める必要がある。

3 施設・設備

(1) 施設

- 子どもが放課後の「生活」の場として過ごす放課後児童クラブの役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、子どもが安定して日々の生活を送ることができる専用の施設（スペース）とすることが必要である。室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも望まれる。
- 放課後児童クラブの対象児童に専用の部屋が確保される必要がある。子どもが生活するスペースについては少なくとも子ども1人あたりおおむね1.65m²以上の面積を確保することが求められる。なお、施設（部屋）内の子どもが生活するスペースについては、落ち着いて学習やおやつ・学校休業日時の昼食の摂取などができるスペース、静かな遊びができるスペース、雨天等に動的な遊びをすることができるスペースを確保することが必要である。
- 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である。
- 室内においても遊ぶことができる空間を確保すると共に、屋外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有效地に活用したりすることが求められる。
- 放課後児童クラブの施設には、子どもの生活スペースとは区分された指導員の作業スペース、更衣室などの環境整備も求められる。

(2) 設備・備品

- 設備・備品として、安全・衛生が確保された設備を備え、「遊び」を豊かにするための遊具、図書及び子どもの所持品を収納するロッカー等が設けられることが求められる。

4 職員体制

(1) 職員体制

- 放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、當時複数配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、専任の職員として配置されることが求められる。なお、子どもとの安定的な関わりが継続できるようするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する必要がある。
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第

38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

- 放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。
- 地域のボランティアについても、状況に応じて積極的に協力を求めることが望まれる。

5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

○子どもは、放課後児童クラブを日常の「遊び・生活の場」として一定時間を過ごす。したがって、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、子ども一人ひとりと子どもの集団全体の生活内容を豊かにする」ことが求められる。

○放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる。

- ▷ 子どもがすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
- ▷ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
- ▷ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
- ▷ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
- ▷ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつの提供がある。
- ▷ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
- ▷ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができる環境の整備と支援がある。
- ▷ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。

(2) 子どもへの育成・支援にあたっての留意点

○日々の遊びの中で、子どもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるよう支援することが望ましい。

○子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して支援することが必要である。

○放課後児童クラブと家庭が子どもの様子を伝え合い、協力して、子どもの遊び・生活を支援することが求められる。

○必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討することが望ましい。

6 放課後児童指導員の役割と職務

(1) 放課後児童指導員の役割と職務の内容

○放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童指導員の役割を整理すると以下のようになる。

- ▷ 一人ひとりの子どもの状況を把握する
- ▷ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる

- ▷ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
 - ▷ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
 - ▷ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
 - ▷ 保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
 - ▷ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
 - ▷ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める
- 職務の内容は、「5.(1) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を実現することに努め、次のような活動を実施することが望ましい。
- ▷ 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動
 - ▷ 基本的生活習慣の確立に向けた指導
 - ▷ 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
 - ▷ 保護者への連絡、支援、連携
 - ▷ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- また、子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような取り組みが必要とされる。
- ▷ 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
 - ▷ 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
 - ▷ 学校との連絡・調整
 - ▷ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
 - ▷ 研修
 - ▷ 行事や活動の企画と記録
 - ▷ 事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
 - ▷ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等
- (2) 放課後児童指導員の社会的責任と職場倫理**
- 放課後児童クラブは地域社会の中で子どもを育成・支援するという役割を担っており、社会的信頼を得て取り組むことが求められる。また、放課後児童クラブにおいては、放課後児童指導員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって放課後児童指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、育成・支援の内容の向上に努めなければならない。
- 放課後児童指導員に求められる倫理には、次のようなことが考えられる。
- ▷ 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること
 - ▷ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること
 - ▷ 保護者との対応・信頼関係の構築に関すること
 - ▷ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること
 - ▷ 放課後児童指導員の資質の向上と協力に関すること
 - ▷ 事業の公共性の維持に関すること
- 放課後児童指導員に求められる倫理については、明文化された規範を作成し、普及することが求められる。
- (3) 職員集団のあり方と責任者の役割**
- 放課後児童クラブには、運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。
- 運営管理の責任者は、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進める役割、放課後児童指導員の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。
 - 放課後児童指導員同士は、常に情報交換を行い、共通理解を図りながら、相互に協力して事業の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。

7 障害児の受け入れについて

(1) 障害児の受け入れの考え方

8 保護者への支援・連携

(1) 保護者への連絡・支援

○放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようになるとと共に、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築することが必要である。

○父母の会や運営委員会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めることが求められる。

○父母の会の活動を支援したり保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士の協力により子育ての責任を果たせるような支援を行うことも望まれる。

(3) 保護者からの相談への対応

○放課後児童クラブは、子どもへの育成・支援を通じて保護者との信頼関係を築くことが求められる。

○相談にあたっては、相互の信頼関係を基本にして、保護者の自己決定を尊重することが求められる。

○保護者の子育てに関する悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市区町村の担当所管部署や専門機関と連携することが求められる。

○子どもが放課後児童クラブを退室する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、相談に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望まれる。

9 学校・地域との連携

(1) 学校との連携

○子どもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。

○子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や情報交換、その他運営の協力に関することへの取り組みが考えられる。

○学校長、各担任教諭はもちろんのこと、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどについても、必要に応じて連携を図ることが求められる。

○学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童クラブと学校の間で取り決めておくことが必要である。

○子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用させてもらえるように施設面の連携を図ることも求められる。

(2) 保育所・幼稚園等との連携

○子どもの発達の連続性を保障するため、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めると共に、合同研修や行事などを通した交流の推進によって育成・支援の内容の連続性が確保されるよう努めることが求められる。

(3) 地域・関係機関との連携

○放課後児童クラブの子どもの生活が地域に理解され、協力を得られるようにするために、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図っていくことが求められる。

○子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携をとるように努めることが必要であ

る。

10 児童虐待等への対応

(1) 児童虐待への対応

○放課後児童指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集により、児童虐待の早期発見に努める必要がある。

○児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所、市区町村の児童虐待対応窓口や保健所等の関係機関と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 家庭での養育に特別の支援を必要とする子どもへの対応

○放課後児童指導員は、家庭での養育について支援が必要な子どもの早期発見に努める必要がある。

○放課後児童指導員は、家庭の状況を把握しながら、放課後児童クラブで子どもが安心して過ごすことができる人間関係を築くことが望まれる。

○必要に応じて、市区町村相談機関、児童相談所に相談し、家庭への養育面での支援を行う地域ネットワークの一員として役割を担うことが求められる。

11 安全対策・緊急時対応

(1) 事故やケガの防止と対応

○日常の生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。

○事故やケガを防止するために、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように援助することが必要である。

○事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。

○事故やケガが発生した場合には、適切な処置を行うとともに、二次被害の防止に努める必要がある。なお、事故発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応については、想定訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくことが求められる。

○事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡し、実施主体並びに市区町村に報告することが必要である。なお、事故後は、家庭にかかる負担や事故の当事者同士の関係についても配慮し適切に対応することが望まれる。

○実施主体は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、放課後児童指導員間で共有すると共に、防止対策を策定することが望ましい。

○必ず賠償責任保険に加入することが必要である。また、傷害保険等に加入することが必要である。

(2) 衛生管理

○感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。また、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供することも求められる。

○感染症等の発生時の対応については、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応マニュアルを作成しておくことが必要である。

(3) 防災・防犯対策

○災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設設備や地域環境の安全点検、放課後児童指導員並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。

○地震・津波等の自然災害については、市町村と連携して災害時対応の計画を策定し、必要な訓練を実施して災害に備える必要がある。

○定期的に避難訓練等を実施することや、非常警報装置や消火設備等を設けるなど、消防法の規定に沿った対応策を作成して実施する必要がある。

(4) 来所・帰宅時の安全確保

○来所・帰宅時の安全確保のために、子どもの出席や帰宅の状況について保護者との連絡のもとに確実に確認することが必要である。

○子ども自身が自らの安全を確保できるような学習への支援（安全教育）、放課後児童クラブとしての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。

○市区町村においては、子どもの安全確保に関する地域の関係機関・団体等の連携が円滑に行われるよう必要な調整を行うと共に、子どもの安全確保のためのチェックリスト等を作成して各放課後児童クラブに配布し、活用を促すことが求められる。

(5) 緊急時の対応

○放課後児童クラブは、事故・ケガ、災害など様々な緊急時に迅速かつ適切に対応できるようあらかじめ対応方針を定めて、想定訓練をしておくことが必要である。

○緊急時においては、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡を図ると共に、実施主体並びに市区町村に情報を迅速に報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達することが必要である。

○感染症、災害などが発生した場合の緊急時の対応については、責任と役割を明確にした対応の体制並びに手順・ルール等についてマニュアル等の形であらかじめ定めておくことが必要である。

○子どもの安全確保のために臨時の休室がやむをえないと判断される場合は、保護者の就労に配慮し、市区町村や学校と協議の上で実施することが求められる。

12 事業内容向上への取り組み

(1) 研修

○事業の運営主体は、放課後児童指導員のための研修の機会を提供し、その参加を保障することにより、資質向上を図るために努めなければならない。

○放課後児童指導員は資質の向上のため積極的に研鑽に努めることが必要である。

○市区町村及び都道府県については、区域内における放課後児童クラブの適切な運営を確保するために、研修等の機会を設定することが求められる。

(2) 事業内容向上への取り組み

○放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己評価する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

○事業内容向上への取り組みには、利用者である子どもや保護者の意見を取り入れることや、外部からの客観的評価を取り入れるなどした上で、事業内容改善への取り組みの成果を公表することが望ましい。

13 運営管理

(1) 適正な会計管理・情報公開

○利用料等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

○会計や運営の状況について、保護者や地域に対して情報公開することが求められる。

(2) 要望・苦情への対応

○要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る必要がある。

○苦情対応については、市区町村と放課後児童クラブが協力して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築することが求められる。

(3) 労働環境整備

○放課後児童クラブの運営者は、放課後児童指導員の労働実態や意向を把握し、放課後児童指導員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

○雇用者負担のものでの健康診断及び検便の実施が必要である。

○雇用者として労働災害保険に加入しておくことが必要である。

<「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」名簿>

| | |
|----------|--|
| 座長 柏女 麟峰 | 淑徳大学総合福祉学部 教授 |
| 委員 網野 武博 | 東京家政大学家政学部 教授 |
| 飯野 美伽 | 目黒区子育て支援部子ども政策課 こども家庭支援センター係 ほ・ねっとひろば 子ども家庭支援ワーカー |
| 尾木 まり | 子どもの領域研究所 所長 |
| 野中 賢治 | (財)児童健全育成推進財団企画調査室 室長 |
| 山岡由加子 | みずほ情報総研株式会社社会政策コンサルティング部 福祉・労働課長 |

本研究は、こども未来財団の委託事業（平成24年度児童関連サービス調査研究）として実施したものです。
本研究の成果を引用・転載、研修用資料等に使用する場合は、事前にこども未来財団（TEL: 03-5510-1833）までご連絡ください。

（平成25年3月作成）

事務局：(財)児童健全育成推進財団 野中賢治：渡部博昭 事務局補助：東京大学大学院教育学研究科 佐藤晃子



第V章 改訂版・放課後児童クラブガイドライン

〈 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの作成にあたって 〉

1) 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの基本的性格

- 放課後児童クラブの実際の運営の多様性に鑑みて、改訂版・放課後児童クラブガイドラインは、「放課後児童クラブの質の向上に寄与することを目的として、放課後児童クラブを運営するにあたって必要と考えられる基本的事項を示し、望ましい方向に導くための現実的な指針としての性格を有するもの」とした。
- なお、本研究では、放課後児童クラブの利用促進や研修機会の確保など、市町村が関与する事項であっても、運営内容と関係の深い事項については、本ガイドラインで示すこととした。

2) 改訂版・放課後児童クラブガイドラインの作成にあたって重視したこと

- 子どもの視点に立ち、子どもにとってどういう放課後生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や提供すべき機能を検討したこと。
- 子どもの発達段階、家庭生活等も考慮して、放課後児童指導員が子どもとのどのような視点で関わることが重要であるかを示すことを目指したこと。
- 守秘義務や専門性の向上に関する事項等、現場の放課後児童指導員の取組や職業倫理に関する事項について盛り込んだこと。
- 今後、国が児童福祉法第34条の8の2第1項第2項に基づいて規定する省令基準に盛り込まれると想定される人員配置や施設設備等に関する基準について、望まれる基準内容を総則にまとめて盛り込んだこと。
- 放課後児童クラブに関する法改正、並びに5年間の放課後児童クラブの運営等に深くかかわる法改正、制度改正をふまえた改訂を行ったこと。
- この間の放課後児童クラブに関する施策と実際、放課後児童クラブに関する研究の成果等を盛り込んだ改訂を行ったこと。

3) 改訂版・放課後児童クラブガイドラインが求める水準のレベルについて

改訂版・放課後児童クラブガイドラインの内容については、下表のように求める水準のレベル分けを行った。

| 表現 | 求める水準（レベル） |
|------------------------------|------------------------------------|
| 必要である、しなければならない | すべての放課後児童クラブに原則実施が求められる基本的事項（必須義務） |
| 努めることが必要である、努めなければならない、求められる | すべての放課後児童クラブが可能な限り努力すべき事項（努力義務） |
| 望ましい、望まれる | 義務ではないが、可能であれば取り組みが望まれるもの |
| 考えられる | 多様性の中で考えられる取り組みの選択肢 |

4) 改訂版・放課後児童クラブガイドラインに用いる用語について

用語の表記について検討が必要と思われる事項については以下のように記述した。

- 放課後児童健全育成事業を行う職員は、「放課後児童指導員」（「放課後児童健全育成事業実施要綱」文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知、平成19年）とされている。本報告書の表記もそれに準じた。なお、「職員体制」等慣用として使われている用語はそれに依った。
- 「児童」については、「子ども」で原則統一したが、個別名称や熟語（「登録児童」や「放課後児童」など）についてはそのまま用いている。
- 放課後児童指導員の仕事には、<見守る><手助けする><教える><一緒に行動する（遊ぶ）>等多様な側面が考えられるが、実際の活動場面でそれらを表す言葉としては「援助」を用い、その援助を含めた機能をまとめて表す言葉としては「支援」を用いた。なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に「児童の遊びを指導する者」と規定されていることから、文脈によっては「指導」を用いたところもある。
- 放課後児童指導員の役割を総称して、「（放課後児童クラブに通う）子どもの育成・支援」と表現した。
- 放課後児童クラブに新たに登録して入る場合を「入室」、放課後児童クラブを辞めることを「退室」と表現した。子どもが日々放課後児童クラブに来て帰る状況については「来所（あるいは出席）」並びに「帰宅（あるいは退席）」と表現した。なお、法律や通知上の文言は、そのまま記述されている。

5) 改訂版・放課後児童クラブガイドライン作成の体制と方法

平成24年度、放課後児童クラブの運営内容に関する研究会として「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会」を設置し、検討を重ねた。研究会の下部組織としてワーキンググループを設置した。

[放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する研究会名簿]

| 氏名 | 所属 |
|--------------------------------|--|
| <座長> 柏女 靈峰 | 淑徳大学総合福祉学部 教授 |
| <委員> (五十音順) 網野 武博 飯野 美伽* | 東京家政大学家政学部 教授 目黒区子育て支援部子ども政策課子ども家庭支援センター係 ほ・ねっとひろば 子ども家庭支援ワーカー |
| 尾木 まり* | 子どもの領域研究所 所長 |
| 野中 賢治* | (財) 児童健全育成推進財団企画調査室室長(主任研究者) |
| 山岡 由加子* | みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 福祉・労働課長 |
| <事務局> 野中 賢治 渡部 博昭 | (財) 児童健全育成推進財団 企画調査室室長 (財) 児童健全育成推進財団 総務部長 |
| <事務局補助> 佐藤 晃子* | 東京大学大学院教育学研究科 博士課程 |

(※はワーキンググループメンバー)

改訂版・放課後児童クラブガイドライン

1 総則的事項

(1) 事業目的

- 放課後児童クラブは、①小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項（放課後児童健全育成事業）を根拠法とした事業である。
- ・ 同法は平成24年8月に改正され、対象児童の規定が「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」から「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」に変更された。改正された法文は以下の通りである。

児童福祉法第6条の3第2項

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

- ・ 同規定について、平成24年6月26日衆議院社会保障と税の一体改革特別委員会及び同年8月10日参議院社会保障と税の一体改革特別委員会において、「保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを、地方自治体をはじめ関係者に周知する」ことが附帯決議された。
- ・ 児童福祉法をもとに概略的に整理すると、放課後児童クラブは、①小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である、と理解できる。

(2) 事業の機能・役割

- 放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の8点に整理される。
 - ▷ 子どもの健康管理、情緒の安定の確保
 - ▷ 出欠確認をはじめとする子どもの安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
 - ▷ 子どもの活動状況の把握
 - ▷ 遊びの活動への意欲と態度の形成
 - ▷ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
 - ▷ 連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
 - ▷ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
 - ▷ その他、放課後における子どもの健全育成上必要な活動
- 上記の機能・役割を果たすためには、以下の視点で子どもへの育成・支援に取り組むことが大切になる。
 - ▷ 子どもの発達の特性をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくことが必要である。
 - ▷ 放課後児童クラブでの子どもの状況を家庭に伝え、日常的に情報交換を行って、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援することが必要である。
 - ▷ 放課後児童クラブは子どもが生活している地域にも視野を向け、子どもが育つ地域の環境づくりへの支援を行うことが望ましい。

【現状と課題、考え方】

「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知、平成19年）では、放課後児童クラブの活動内容として、次の8つが挙げられている。

- (1) 「放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保」
- (2) 「出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保」
- (3) 「放課後児童の活動状況の把握」
- (4) 「遊びの活動への意欲と態度の形成」
- (5) 「遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと」
- (6) 「連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」
- (7) 「家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援」
- (8) 「その他、放課後児童の健全育成上必要な活動」

この育成・支援の内容に即して、以下に放課後児童クラブに期待される機能・役割を具体的に整理する。

- (1) 子どもの健康管理、情緒の安定の確保
 - 放課後児童クラブに通う子どもは、保護者が就労、疾病、介護等により昼間家庭にいない子どもや家庭での養育が困難な子どもである。したがって放課後児童クラブは、その子どもの放課後の健康管理、情緒の安定を図る役割を担う。
 - そのため、子どもが落ち着いて安全に過ごすことができるような環境を整える等の環境づくりや支援に努めることが必要とされる。
 - 放課後児童クラブでは、子どもの健康状態や心身の状況を把握して、必要な場合は適切な対応をすると共に病気やけがなどの場合は速やかに保護者と連絡をするなど、子

どもの健康管理に努めることが必要である。

- 放課後児童クラブが「生活」の場として成り立つためには、子どもが安心して通うことができ、過ごせる場であることが必要である。そのためには、放課後児童指導員との関係や子ども同士の安定した人間関係が構築されると共に、子ども一人ひとりが自分の居場所を持てるよう環境への配慮が必要である。
- 放課後児童指導員には、子どもの気持ちや考えなどの内面的な部分での関わりを含めて子ども一人ひとりを理解し、子どもが“いつも待っていてくれる人がいる、安心できる場所”という意識を持てるように関わることが求められる。

(2) 出欠確認をはじめとする子どもの安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保

- 運営主体と放課後児童指導員は、子どもが危険を避けて安全に過ごすことができるような環境づくりや支援に努めることが必要とされる。
- 放課後児童指導員は、一人ひとりの子どもの出欠状況を確認し、連絡がなく欠席した場合などは速やかに保護者に連絡し、保護者と協力して適切な対応をはかることが必要である。
- 日常の生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うことが必要である。また、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して、放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。なお、事故やケガを防止するために、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように援助することも必要である。
- 保護者との協力のもとに、子どもの帰宅時の安全確保に努める必要がある。そのために、帰宅の状況について確認することも必要である。また、子ども自身が安全確保について学習することへの支援、放課後児童クラブとしての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。

(3) 子どもの活動状況の把握

- 放課後児童指導員は、子ども一人ひとりと集団の中での子どもたちの状況を把握して適切に支援する役割を担う。そのためには、以下のことを心がける必要がある。
- 一人ひとりの子どもについて、健康状態を把握するとともに、その情緒、気分や活動の中での状況にも目を届かせる。
- 遊びや諸活動の中での子どもたち同士の関わりや集団の状況を把握する。
- 子どもの活動の状況や子どもの様子を記録するとともに、申し送りや引き継ぎ、打ち合わせなどを通じて、放課後児童指導員間で子どもの活動状況を共有する。

(4) 遊びの活動への意欲と態度の形成

- 放課後児童クラブにおいては、自主的な遊びを通して子どもの発達を支援することを目指す。そのため放課後児童指導員には、子どもが「遊び」を自ら生み出し、楽しめるように支援することが求められる。
- 子どもが年齢に応じた遊びや友達関係を組み立てができるように、遊びの環境や道具・素材、空間や時間などを工夫し、子どもが遊ぶ意欲を持って、自分で遊びをつくりだし、遊びの幅を広げ、その内容を工夫・創造していくように働きかけることが望まれる。

(5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと

- 子どもは「遊び」を通して自主性や創造性を養うと共に、仲間との関係や遊びの場におけるルールなどについて学んでいく。放課後児童指導員には、子どもの自主性を尊重しながら、仲間づくりを援助することや子どもの社会性を養い、年齢に応じて自動的な活動ができるように支援するという視点を持った関わりが求められる。

(6) 連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施

- 働く保護者が安心して子どもを預けられるように、保護者に対して適宜子どもの生活や遊びの状況を伝えていくことが必要となる。そのために、連絡帳などを効果的に活用して子どもの日々の状況について保護者に伝え、また保護者からも家庭の状況について伝えてもらうなどの日常的な情報交換が求められる。それにより、一人ひとりの子どもの発達状況について保護者と共通理解を持ち、互いに子どもを見る視点を補い合うことができる。
- また、子育てに関わる必要な情報を積極的に提供するなど、それぞれの家庭の状況をふまえながら、保護者の相談などに応じ、保護者の子育てを支援することが求められる。

(7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援

- 子どもの生活は放課後児童クラブの中だけに留まることなく、家庭と連続し、また地域の中に位置付けられるものでなければならない。放課後児童クラブの子どもが、日常的に地域の子どもとも遊ぶことができ、地域社会の中で活動できるようにするための取り組みが必要とされる。
- 具体的な取り組みとしては、放課後児童クラブに通う子どもが他の子どもとも一緒に遊べるように運営面で配慮すること、活動の場として地域のさまざまな遊び場や活動の場を活用すること、放課後児童クラブでの活動の様子を家庭や地域に積極的に伝えること、保護者や地域の子どもや大人と一緒に活動する機会を設けることなどが考えられる。
- 家庭に対しても、放課後児童クラブから子どもの発達上の課題を伝えるなど、子どもの発達の実際に即した連続性のある遊びが可能となるよう支援することが望ましい。

(8) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動

- 放課後児童クラブでの生活の場面では、子どもが基本的生活習慣を身につけ、身の回りの処理や生活時間のコントロールなど自己管理する能力を育していくことが求められる。
- 放課後児童クラブでは、子どもが集団で過ごすという特性をふまえて、集団生活のマナーやルールについても習得できるよう支援していくことが必要となる。
- 子どもの安全を確保し、その発達を総合的に支えるために、学校や地域の諸機関・団体と必要な連絡等をとり、連携を深めることが求められる。
- 放課後児童クラブは、地域の子どもを犯罪等から守る地域の安全拠点としての役割も担っている点に留意し、地域の関係機関や団体等と連携した地域安全確保のための取り組みを進めることが望ましい。

以上の放課後児童クラブに期待される機能・役割を果たすには、ひとり親家庭の増加などにより放課後児童クラブを利用する子どもの家庭の養育基盤が変化している可能性があることを考慮する必要がある。それぞれの家庭の状況をふまえて保護者の子育てを支援する役割が、放課後児童クラブによりいっそう求められているといえる。

また、このたび、放課後児童クラブ事業の対象年齢が「小学校に就学している児童」とされた。このことは、子どもが安心できる環境整備と合わせて、よりいっそう子どもの発達の実際に即した援助が求められることを示しているといえる。(第Ⅲ章4参照)。

(3) 対象児童

- 対象児童については、①保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもであって、②小学校に就学している子どもとする。

【現状と課題、考え方】

- ・ 平成 24 年に改正された児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項では「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」が対象とされている。また、同規定について、平成 24 年 6 月 26 日衆議院社会保障と税の一体改革特別委員会及び同年 8 月 10 日参議院社会保障と税の一体改革特別委員会において、「保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを、地方自治体をはじめ関係者に周知する」ことが附帯決議された。
- ・ 子どもは 10 歳前後までに、「大人のいない場面でも自分の身の回りのことができるようになる」、「自分の遊びや生活を時間面も含めて自己管理できるようになる」「大人の庇護の下での遊び・活動よりも子ども同士の場面での遊び・活動を求めるようになる」など、遊び・生活面での自立が進むといわれている。しかし近年、子どもの遊び、生活面での自立の遅れが進行しているという指摘もみられる。また、高学年の遊びや生活の支援の場が整っていないところが多いという問題も存在する。今回の児童福祉法改正で、対象児童を「小学校に就学している児童」と規定したことは、こうした子どもの問題を特殊な問題ではなく、一般的な問題として積極的に位置付けたと理解できる。
- ・ 今後、放課後児童クラブでの高学年の子どもの受け入れを促進するためには、高学年の子どもが居場所とができる空間や、発達にふさわしい活動ができる環境などの施設環境の整備とともに、放課後児童指導員には、高学年の子どもの発達や心理についての理解や信頼に基づく対応を構築する努力が求められる。
- ・ 子どもの下校時刻や放課後の過ごし方の実際、発達に即した支援の必要性を考えると、地域の中で児童館など、高学年の子どもの生活の支援や自立を支えていく施設や事業が多様に用意されていくことも必要である。児童館は平成 23 年現在 4318 力所（厚生労働省社会福祉施設等調査）あるが、これは小学校数の 6 分の 1 程度で、整備が進んでいない。今後、児童館には、整備の促進とともに高学年の子どもを対象にした「日常の生活の支援」（「児童館ガイドライン」厚生労働省雇用均等・児童家庭局、平成 23 年 3 月）の機能をより充実させていく課題があると言える。
- ・ なお、放課後児童クラブの対象は、「小学校に就学している子ども」と規定されたが、児童の健全な発達や生活面の自立を促すことを考慮すれば、利用に際して年齢や発達状況等に応じた優先順位を設けるなどの方策も考えられる。

(4) 対象児童の規模

- 施設設備、職員体制等の状況を総合的に検討し、適切な生活環境と事業内容が確保されるように、適正な児童数の規模で運営することが必要である。
- 放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね 40 人程度までとすることが望ましい。
- 子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、大規模な放課後児童クラブについては規模の適正化（分割等）を早急に行うことが必要である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 「平成 19 年放課後児童クラブガイドライン」では、放課後児童クラブの適正規模に関する先行研究、小学校における学級編成の適正規模に関する最近の研究、放課後児童クラブの実態調査結果などから、次のように提言した。

「放課後児童指導員が子どもの状態を無理なく把握でき、子どもと信頼関係を結べる範囲、子ども自身がお互いを放課後の遊び及び生活を共にするパートナーとして認め合い仲間関係を築ける範囲、という観点から、おおむね 40 人程度までを適正規模とすることが望ましい。これは、ケガの防止や保護者からの苦情対応の面から考えても適正な規模であると考えられる。」

「子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、40 名を超える大規模なクラブについては規模の適正化（分割等）を早急に行うことが必要である。」
- ・ 厚生労働省は平成 19 年に発出した放課後児童クラブガイドラインで、「放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね 40 人程度までとすることが望ましい。また、1 放課後児童クラブの規模については、最大 70 人までとすること。」（「2. 規模」）と規定した。そして、これに伴う予算措置として、平成 22 年度から大規模加算が廃止され、補助金の単価も、「『放課後児童クラブ』において、望ましいとされる児童数が 40 人程度の人数規模への移行促進を図るため、児童数 36～45 人のクラブに最も高い補助基準額が設定」されている¹。
- ・ この間、子ど�数が 40 人程度の規模へ移行した放課後児童クラブからは、「子どもが落ち着いた」「怪我や子ども同士のトラブルが少なくなった」「子ども同士の友達関係が豊かになった」「指導員が子どもより丁寧にかかわれるようになった」「保護者と指導員の信頼関係が深まった」などが報告されている²。
- ・ なお、子ど�数が 40 人前後になるのを境に子どもと指導員の関わりが変化する実態があるとの報告もある。放課後児童指導員は、子ど�数が 40 人くらいまでは子どもと一緒に行動することが多いが、子ど�数が多くなってくると放課後児童指導員は配置された場所で子どもを見守ることが増えてくる。また、子ど�数が増えると放課後児童指導員を増やす必要があるが、それを短時間勤務、ローテーション勤務で補っているという実態もみられる。このような環境では、放課後児童指導員は自分が配置されている場だけで子どもを見ることになりやすく、子どもの様子を継続的に把握することが困難になる懸念があることも報告されている³。
- ・ これらのこととふまえ、放課後児童指導員が子どもの状態を無理なく把握でき、子どもと信頼関係を結べる範囲、子ども自身がお互いを放課後の遊び及び生活を共にするパートナーと

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課会議」資料、平成 22 年 2 月 25 日、p. 163

² 黒川はな「安心とやさしさに満ちた場を子どもたちとともに」全国学童保育連絡協議会『日本の学童ほいく』2010 年 8 月号、p. 10～14 ほか

³ 田村明日香「広くなつたが…届かない声」全国学童保育連絡協議会『日本の学童ほいく』2010 年 8 月号、p. 18～21 ほか

- して認め合い、仲間関係を築ける範囲、という観点から適正な規模を考えるとおおむね40人程度までとすることが望ましい。
- 子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点からも、大規模な放課後児童クラブについては規模の適正化（分割等）を早急に行うことが必要である。

(5) 開所日、開所時間

- 開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、子ども自身の生活、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して設定することが必要である。
- 土曜日、長期休業期間、学校休業日など一日開所の日については、開始時刻を含めて保護者の就労実態等をふまえて開所することが必要である。
- 新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

【現状と課題、考え方】

- ・ 開所日、開所時間については、子どもの放課後の状況や子どもの一日の生活、地域の実情や保護者の就労状況の多様化を考慮して設定することが必要である。
- ・ ここ5年間のデータをみると、放課後児童クラブはこれまでより遅い時間まで開所するようになってきていることが分かる。(第Ⅲ章1参照)
- ・ 保護者の就労状況は雇用形態や就業時間の多様化が進みつつあり、中には長時間就労の保護者も存在する。一方で、小学校の開設時間（授業時間）は、保護者の就労状況に関わりなく設定されている。このことから、保護者が長時間労働や夜間に及ぶ就労をしている場合には、保護者の就労実態をふまえるとともに子ども自身の生活を守る視点（発達を考慮した睡眠時間や基本的な生活の維持の必要性等）も加味して、放課後児童クラブの開所時間の設定に配慮することや、ファミリー・サポート・センター事業等との連携も考慮することなどが必要である。
- ・ また、長期休業期間、学校休業日、土曜日など一日開所の日については、保護者の労働実態等をふまえて開始時刻も考慮して開所することが必要である。
- ・ 新1年生の年度始めの受け入れについて、国の放課後児童クラブガイドラインを受けて平成19年以降4月1日から開設しているところが増えているが、受け入れ開始を入学式以後としているところもまだ見受けられる。その場合、保育所卒所後から放課後児童クラブへの入室までの空白の期間ができ、働き続けている保護者が4月1日から入学式までの数日間の対応に苦慮することが予想されるため、4月1日からの受け入れを可能にする必要がある。
- ・ なお、年間の開設日数については「基本的に250日以上の開設が必要である」とされているが、「利用者に対するニーズ調査の結果、実態として年間250日開設する必要がないといったクラブ」については、「年間250日未満の開設日数であっても、特例として引き続き補助を行う」ことされている⁴ことされている。

⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国児童福祉主管課会議」資料、平成22年2月25日、p.163～164

(6) 利用の開始に関する留意事項

- 放課後児童クラブの募集は、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ることが必要である。
- 市区町村および運営主体は、利用契約内容の明文化、入所承認の方法の公平性の担保などに努める必要がある。
- 利用の開始にあたっては、説明会等を開催し、利用にあたっての決まりなどについて説明することが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 社会福祉法において、福祉サービスの提供にあたっては、情報の提供（第75条）、利用申し込み時の説明（第76条）についての努力義務が定められており、放課後児童クラブについても、募集や利用の開始にあたって、運営主体は情報の提供及び利用に関する説明に努める義務がある。
- ・ 放課後児童クラブの募集は、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ることが必要である。また、利用の開始にあたっては、説明会等を開催し、利用にあたっての決まりなどについて説明することが求められる。
- ・ 利用開始時の対応に関しては、特に新1年生の環境変化への配慮が重要である。環境の大きな変化が子どもや保護者のストレスとなり、それが子どもの情緒や健康状態に影響を及ぼす場合もある。そのため、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ、放課後児童クラブでの生活やルールなどについて利用開始時に事前に保護者等と十分に情報交換すること、利用を開始する子どもの環境や集団への適応を支援するような取り組みをすることが求められる。
- ・ 配慮が必要な子どもや、保護者の希望がある場合は、必要に応じて子ども、保護者、放課後児童指導員等での面談の機会を持ち、子どもの健康状態、発達状況、家庭状況、保護者の意向などを個別に確認することが望まれる。
- ・ 厚生労働省は「放課後児童クラブの運営に当たっての留意点」（平成20年2月28日雇用均等・児童家庭局育成環境課健全育成係事務連絡）を発出し、放課後児童クラブの利用に当たり、運営者が利用者に一方的に不利益となる内容の誓約書等の提出を求めるケースがあることについて、地方自治体、クラブ運営者にあらためて留意するように促すとともに、消費者契約法の視点から無効となり得る条項の事例を内閣府のホームページにより紹介している。

内閣府 URL : <http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/chikujou/index.html>

(7) 権利擁護、法令遵守

- 放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、以下の事項を明文化して、すべての職員が遵守するように取り組む必要がある。
 - ① 子どもや保護者の人権の尊重
 - ② 守秘義務の遵守
 - ③ 個人情報を法に基づいて適切に取り扱うこと
- 放課後児童クラブの運営主体は、職員の意識啓発を図って、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みをする必要がある。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブは地域社会の中で「子どもの育成・支援」を行うという役割を担っており、社会的信頼を得て取り組むことが求められる。
- ・ 放課後児童クラブの運営主体は、その事業目的に鑑みて家庭の状況を詳しく把握する立場にあることから、個人情報を取り扱う事業者としての位置づけを明確にして、個人情報保護法に基づく法令を遵守しなければならない。
- ・ また、実際の事業内容は、子どもや保護者の生活や心理に深く関わり合うものなので、子どもや保護者の人権を尊重し、守秘義務は徹底して遵守する必要がある。
- ・ 放課後児童クラブにおいては、子どもや保護者の人権の尊重、守秘義務の遵守、個人情報保護等について放課後児童指導員の意識啓発を図り、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みが必要である。
- ・ 放課後児童指導員は、子どもや保護者の人権を尊重し、その基本的人権に配慮した姿勢で業務に取り組まなければならない。また、職務を通じて知り得た情報に関する守秘義務の遵守、個人情報の保護等も行わなければならない。
- ・ こうした基本的な取り組みを徹底するためには、放課後児童指導員が守るべき規範等を確認し、放課後児童指導員相互が日々の言動に注意し合うと共に、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みが必要である。具体的には規程等の作成や研修等の実施による放課後児童指導員への周知、自己点検や勉強会の開催による放課後児童指導員自身及び相互の言動の振り返りと自己評価、情報管理体制の整備（施錠の実施、記録の匿名化など）が考えられる。
- ・ 個々の放課後児童指導員が職場倫理を大切にすることが、職場全体としての権利擁護・法令遵守を達成することにつながるため、その関係性を意識して職場倫理の向上に組織全体として取り組むことが重要である。
- ・ 臨時雇用の放課後児童指導員やボランティアを活用する場合も、正規雇用の放課後児童指導員と同様に、放課後児童指導員の守るべき規範を事前に確認し、その遵守の徹底に努める必要がある。

(8) 安全対策・緊急時対応

- 放課後児童クラブの運営主体は、衛生管理と放課後児童クラブにおける事故やケガの防止や発生時の対応について適切な計画を策定し、放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。
- 放課後児童クラブの運営主体は、防災・防犯対策、子どもの来所・帰宅時の安全確保等について適切な計画を策定し、保護者や地域の関係機関・団体と協力して子どもの安全を守ることが必要である。
- 放課後児童クラブの運営主体は、事故や災害の発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応について適切な計画を策定し、想定訓練を行うなど迅速に対応できるようにしておくことが必要である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 子どもの安全対策・緊急時対応については、放課後児童クラブとして具体的な方策を立てて取り組む必要があることから、本ガイドラインでは「(1) 安全対策・緊急時対応」のカテゴリの中、「(1) 事故やケガの防止と対応」「(2) 衛生管理」「(3) 防災・防犯対策」「(4) 来所・帰宅時の安全確保」「(5) 緊急時の対応」のそれぞれについて項目を設けてあるので、具体的な内容については、該当する項目を参照されたい。
- ・ 運営主体は、安全対策・緊急時対応のそれぞれの事項について、計画を策定し文書化をして、職員への周知徹底をはかる必要がある。また、日々の点検や定期的な想定訓練の実施状況を把握するとともに、日常の生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するためにヒヤリハット等の情報を収集したり事故の報告を検討したりするなど、放課後児童指導員とともに安全対策・緊急時対応の取り組みを総合的に進めることが求められる。
- ・ 市区町村は、地震や津波などの自然災害や感染症などへの対策、消防計画、来所・帰宅時の安全確保、などの安全対策・緊急時対応について、計画の策定や合同訓練の実施、地域や関係機関との連携を図ることなどについて、適切な指導・助言を行うことが求められる。また、日常の生活・遊びの中で起きる事故などについても、情報を収集・分析して研修や助言を行うなどの取り組みをすることが求められる。

2 適切な整備と運営に向けて

(1) 整備の考え方

- 放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援法に基づき各市区町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、計画的に基盤整備を図ることが必要である。
- 放課後児童クラブについては、各市区町村が責任を持ってその基盤整備を行い、運営主体と連携して利用促進を図ることが必要である。
- 待機児童がいる市区町村においては、新たに放課後児童クラブを整備する等により待機児童の解消を図ることが必要である。
- 市区町村及び都道府県は、放課後児童クラブの円滑な運営に向けて運営指針の策定や研修の実施に努めることが求められる。
- 市区町村は、各放課後児童クラブの運営状況を定期的かつ隨時に確認し、必要な指導・助言を行うことが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 子ども・子育て支援法では、放課後児童健全育成事業は「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけられた。市区町村は、地域の需要を把握したうえで、区域ごとに事業量を見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制を確保する責務が法律に明記された。
- ・ 厚生労働省育成環境課の調査では、平成24年5月1日現在の「利用できなかった児童数」は7,521人と報告されている。
- ・ なお、「放課後子どもプラン」に基づく「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の両事業を「一体的あるいは連携して」実施する場合においては、これまでの「放課後児童クラブ」が果たしてきた機能・役割が損なわれない方法で、かつ地域の実情にあった運営が必要である。放課後児童クラブを利用する子どもの状況をふまえ、一人ひとりの子どもが安定した生活を送ることができ、子どもの心身の状態を継続的に捉えて対応していくようなスペースや職員体制の確保等、放課後児童クラブの運営内容を充実することが求められる。
- ・ 厚生労働省育成環境課の調査によると、平成24年度の放課後児童クラブガイドラインの市町村における策定状況は、「策定済み」が213カ所(13.4%)、「都道府県のガイドラインを活用」500カ所(31.4%)、「国のガイドラインを活用」758カ所(47.6%)となっている。(第Ⅲ章3参照)
- ・ 同調査によると、平成24年度の放課後児童クラブガイドラインに基づく運営内容の点検・確認状況は、「点検・確認有り」が1222カ所(76.8%)となっている。(第Ⅲ章3参照)

(2) 運営主体について

- 放課後児童クラブの運営は、子どもへの支援の継続性という観点からも、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが望ましい。
- 市区町村は、運営主体の経営基盤や体制の安定面、子どもの福祉についての理解度、事業の継続性・安定性が担保されるかについて確認することが必要である。
- 運営主体の変更が生じる場合には、市区町村は、子どもへの支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努める必要がある。

【現状と課題、考え方】

- ・ 厚生労働省育成環境課による調査結果（平成24年5月1日）から設置運営主体をみると、「公立公営」が40.3%、「公立民営」が43.0%、「民立民営」が16.7%となっている。平成18年の状況からみると、「民営」の割合が54.9%から59.7%に増加し、民営化が進む動向がうかがえる。
- ・ 子どもへの支援の継続性という観点からも、放課後児童クラブの運営は、子どもの福祉に十分な理解を有して取り組める能力を持ち、安定した財政基盤と運営体制を有する主体が継続的・安定的に担っていくことが望ましい。また、放課後児童クラブは子どもの健全育成を図ることを目的とする地域に密着した事業でもあることから、運営主体には地域の実情についての理解を十分に有することが求められる。
- ・ 公設の放課後児童クラブが運営委託や指定管理者制度の対象となる場合、設置主体である市区町村は、運営主体が「放課後児童クラブを運営するために必要な経済的基盤があること・社会的信望を有すること・財務内容が適正であること・不正または不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由がある者でないこと⁵」などの判断を行って選定することが求められる。
- ・ 市町村は、放課後児童クラブの運営状況について、継続的に確認・評価し、事業が安定的に維持されるように対応することが必要である。なお、民設の放課後児童クラブについても、市区町村はその事業が安定して着実に実施されるように必要な方策を講じることが求められる。

⁵ 「社会福祉法人以外のものによる設置認可申請」（「保育所の設置認可について」平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知）参照。

3 施設・設備

(1) 施設

- 子どもが放課後の「生活」の場として過ごす放課後児童クラブの役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、子どもが安定して日々の生活を送ることができる専用の施設（部屋あるいはスペース）とすることが必要である。室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも望まれる。
- 放課後児童クラブの対象児童に専用の部屋が確保される必要がある。子どもが生活するスペースについては少なくとも子ども1人あたりおおむね 1.65 m^2 以上の面積を確保することが求められる。なお、施設（部屋）内の子どもが生活するスペースについては、落ち着いて学習やおやつ・学校休業日時の昼食の摂取などができるスペース、静かな遊びができるスペース、雨天等に動的な遊びをすることができるスペースを確保することが必要である。
- 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である。
- 室内においても遊ぶことができる空間を確保すると共に、屋外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが求められる。
- 放課後児童クラブの施設には、子どもの生活スペースとは区分された放課後児童指導員の作業スペース、更衣室などの環境整備も求められる。

【現状と課題、考え方】

- 放課後児童クラブは子どもが日々生活する場であるため、食事、休養などの基本的な生活を保障する機能を満たしながら、安心して過ごせる空間を用意することが必要となる。したがって、放課後児童クラブの施設には、「生活」の場として安全・衛生が確保された、手洗い場、台所設備、トイレなどのほかに、食事や休養をするための機能とスペース、子どもがゆったりと過ごせる空間と遊べるスペースを確保することが必要である。また、子どもの生活スペースとは区分された放課後児童指導員の作業スペース、更衣室などの環境整備も求められる。
- 放課後児童クラブの施設は、子どもの遊びの空間の他に放課後における生活部分を保障する機能を兼ねる必要があることから、一般に住まいに備えることが求められる機能をある程度満たしていることが必要となる。特に、〔他人に勝手に踏み込まれることのない、安全が保障された空間〕としての機能や、〔疲労やストレスを回復できるくつろぎの場〕としての機能を備えていることが必要である。そのためには、室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも望まれる。
- 国が平成13年3月13日の全国児童福祉主管課長会議資料（厚生労働省雇用均等・児童家庭局）で示した「全児童を対象とする事業に対する放課後児童健全育成事業の国庫補助の取扱いの基本的な考え方」においては、放課後児童健全育成事業の国庫補助対象として認める要件として「放課後児童対象児童の専用室又はスペースが確保されていること」、「おおむね 1.65 m^2 ×登録した放課後対象児童数の面積を確保すること。または小学校の一般的な教室（約 64 m^2 ）2教室以上で事業を実施すること」が求められている。この考え方は、放課後児童クラブの補助要綱の改訂により効力を失っているが、施設のあり方を検討するにあたって参考になる考え方である。
- 必要とされる施設面積については、小学校の一般的な教室は約 64 m^2 であり、最大40人がそこで学習する場合、1人あたり 1.6 m^2 となる。小学校の学級では机に座った授業が中心である

- ことや前項で示した「小学校の一般的な教室（約 64 m²）2 教室以上で事業を実施すること」とされていること等から、放課後児童クラブが生活の場として機能するためには教室を超える施設面積が必要になると考えて妥当である。
- ・ 以上のことを考慮すると、子ども一人あたりおおむね 1.65 m²以上の生活空間を確保することが求められる。なお、平成 24 年度において、登録児童一人あたりの生活スペースが 1.65 m²以上あるクラブ数は全体の 21,085 か所のうち 16,098 か所 (76.3%) である⁶。
 - ・ 施設（部屋）内の子どもが生活するスペースについては、学習やおやつ・学校休業日時の昼食などが落ち着いてできるスペース、団らんやごっこ遊びなどの静かな遊びができるスペース、体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である。なお、施設面積が狭い場合は、活動場面によって使い分けができるよう、移動可能な座卓等の備品を用いるなどの工夫が求められる。
 - ・ また、子どもが日々生活する中では遊ぶだけではなく「休息や気分転換するための空間」を必要とする場面もある。放課後児童クラブにおいては、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である⁷。
 - ・ 放課後児童クラブにおいては日常的に遊びを展開することが求められるため、室内においても遊ぶことができる空間を確保し、遊びを豊かにするような空間構成が求められると共に、屋外遊びもできるようにするために学校施設や児童館との連携など他施設の活用も含めた取り組みが求められる。
 - ・ なお、最近の放課後児童クラブの施設環境に関する調査研究では、「過密化により活動制限をまぬかぬよう入所児童数や指導員数の設定、空間保有・面積の確保という基礎的な整備が必要である。また、遊び室面積の確保も自主性・社会性を育む活動展開に当たり重要である。さらに、児童の安全・安心や指導員の職務環境を確保する上で、静養室や指導員室の整備も求められる」ことが指摘されている⁸。

⁶ 「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」厚生労働省育成環境課調査、平成 24 年 5 月 1 日現在

⁷ 「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省育成環境課調査、平成 24 年 5 月 1 日現在）では、クラブ内に静養スペースのある放課後児童クラブは、クラブ数 21,085 か所のうち 13,509 か所 (64.1%) である。

⁸ 「全国の学童保育施設における保育環境の実態と整備課題—児童の活動を視点として—」『日本建築学会計画系論文集』第 77 卷第 675 号、2012 年 5 月

(2) 設備・備品

- 設備・備品として、衛生及び安全が確保された設備を備え、「遊び」を豊かにするための遊具、図書及び子どもの所持品を収納するロッカー等が設けられることが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 「放課後児童健全育成事業等実施要綱」（文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年）では、「本事業は、法第6条の3第2項及び児童福祉法施行令第1条の2の規定に基づき、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること」とされている。
- ・ 設備・備品として、「生活」の場として安全・衛生が確保された、手洗い場、トイレ、ランドセルなど子どもの所持品を収納するスペース、冷暖房器具、電話（ファクシミリ）等のほか、「遊び」を豊かにするための遊具、図書等の収納スペースが設けられることが求められる。

4 職員体制

(1) 職員体制

- 放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、専任の職員として配置されることが求められる。なお、子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する必要がある。
- 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。
- 放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。
- 地域のボランティアについても、状況に応じて積極的に協力を求めることが望まれる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 「放課後児童健全育成事業等実施要項」(文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局連名通知、平成19年)において、「本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、…」「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいものであること」とされている。
- ・ 放課後児童指導員の配置については、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数の配置をすることが必要である。
- ・ 放課後児童クラブにおける活動は、集団として安定した生活を保障することと同時に、個別の子どもに対する情緒面等での対応が必要とされる場面が少なくない。そのため、放課後児童指導員は、子どもと安定的に継続的な関わりを持てるよう専任の職員として配置されることが求められる。
- ・ 子どもと安定的に継続的な関わりを持てるようにするために、放課後児童指導員も長期に安定した雇用が確保されるようにする必要がある。なお、放課後児童クラブの対象児童が「小学生」とされたことから、子どもが数年にわたって在籍することも想定されるため、このことについてよりいっそうの努力が求められる。
- ・ また、事業の運営を効率的かつ組織的に行うためには、開所時間の前後に、子どもの受け入れ準備、放課後児童指導員の打ち合わせ、子どもの支援に関するカンファレンス、清掃・片付け、配布物等の作成などに係る必要な準備時間を設けることが必要になる。したがって、放課後児童指導員の勤務時間については、開所前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。

5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

- 子どもは、放課後児童クラブを日常の「遊び・生活の場」として一定時間を過ごす。したがって、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、子ども一人ひとりと子どもの集団全体の生活内容を豊かにする」ことが求められる。
- 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる。
 - ▷ 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
 - ▷ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
 - ▷ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
 - ▷ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
 - ▷ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつの提供がある。
 - ▷ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
 - ▷ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支援がある。
 - ▷ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。

【現状と課題、考え方】

- ・ 子どもは、放課後の時間に働いている（あるいは介護や疾病によって子どもの養育ができない）という保護者の状況によって放課後児童クラブに通うことが必要となっている。このことから、必要とされる期間を子どもが自ら進んで通い続け、放課後児童クラブで充実した生活を送るために、保護者と放課後児童指導員（運営主体）が継続的な連携と協力をして子どもへの育成・支援を行う必要がある。
- ・ 子どもは放課後児童クラブで限定された特定の活動だけをしなければならぬのではなく、日常の「遊び・生活の場」として一定時間を過ごす。したがって、放課後児童クラブでの子どもへの育成・支援の主な内容は、放課後における日常の遊び仲間と同じような生活を維持しながら、その内容を充実させて、子ども自身が進んで放課後児童クラブに通い続けられるようになることがある。このことから、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、子ども一人ひとりと子どもの集団全体の生活内容を豊かにする」ことが求められる。
- ・ なお、放課後児童クラブ事業は、対象年齢を「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと拡大した。このことによって、放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援には、自立の準備・形成の過程にある子ども（おおむね 1・2 年生～3・4 年生）から、自立の増進、促進過程にある子ども（おおむね 5・6 年生）を含めることとなった（第Ⅲ章 4 参照）。それにともない、それぞれの年齢の子どもの発達に即した育成・支援が求められることになる。
- ・ 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の具体的な内容として、次の内容が求められる。
 - 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放

- ・課後児童指導員の連携による支援がある。
 - * 子どもが放課後児童クラブに通うことの必要性について保護者から説明を受けて理解している。
 - * 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように、放課後児童クラブと家庭との連携が図られており、放課後児童指導員が保護者と協力して支援している。
 - * 子どもが放課後児童クラブに通うことについて放課後児童クラブと学校との連携があり、子どもの遊び環境の確保や帰宅時の安全などについて地域の人々の理解と協力がある。
- 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
 - * 専任の放課後児童指導員がいて、子どもの安全を守り、充実した遊び・生活ができるよう支援している。
 - * 放課後児童指導員が子どもの家庭環境や発達状況などを把握していて、一人ひとりの子どもに適した対応がなされている。
 - * 子どもが友だちとの関係をつくり発展させることができるように、放課後児童指導員が適切な援助をしており、放課後児童クラブの中で困っているとき・けんかをした時などに、適切な働きかけがある。
 - * 放課後児童指導員が倫理規範を身につけ、子ども理解に努めていて、子どもが安心して信頼を寄せることができる。
- 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
 - * 子ども集団の生活の単位は、子どもが放課後児童指導員と信頼関係を結べ、なおかつ子ども自身がお互いに無理なく友だち関係をつくれる範囲の人数規模が守られている。
 - * 子どもが自分たちで遊びを作り出す（遊び始める）ことができ、共に過ごしている子どもたちとより良い友達の関係を作ることができる環境がある。
 - * 放課後児童クラブ全体に共通する生活時間の区切りが子どもに明示され、その区切りを柔軟に活用しながら、子ども自身が見通しを持って過ごせるよう工夫されている。
 - * 子どもが児童クラブで過ごす際に必要な秩序が、子どもにわかるように簡潔に説明されている。
 - * 子どもたちが集団で過ごす際の生活習慣を身に着け、楽しく過ごせるように進んで協力しあえるように支援されている。
 - * 子どもが宿題・自習等、放課後に必要とされる学習を自主的に行える環境と支援がある。
- 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康に配慮した支援がある。
 - * 子どもが静養や休息を要するときなどに使用できるスペース（部屋またはコーナー）があり、有効に活用されている。また、感情のコントロールを要する場合の気分転換のためにも活用できている。
 - * 子どもの健康状態を放課後児童指導員が把握しており、必要に応じて援助ができるようになっている。
 - * 手洗いやうがい、衣服の着脱など、子どもが自分の健康・衛生の管理ができるようになるための適切な支援がある。
- 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつの提供がある。
 - * 成長過程にある子どもの放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、おやつが提供されている。
 - * 子どもたちが落ち着いて、食と一緒に楽しめるようにおやつの場の環境が工夫されている。

- * おやつの準備は安全・衛生の配慮がされ、内容は、発育に合わせた栄養面も考慮されている。
 - * 食物アレルギーのある子どもには保護者と事前に相談して対応し、安全に配慮して提供されている。
 - * おやつが事故なく安全に食べられるように、放課後児童指導員の適切な援助がある。
- 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
- * 子どもの発達に即した遊びや仲間関係をつくることができるよう、空間、遊具、道具、素材が整備されている。
 - * 子どもの自主性を尊重しながら、仲間との関係を発展させ、社会性を身につけることができるような支援がある。
 - * 子どもが放課後の時間を自己管理できるよう、子どもの発達に即した支援がなされている。
 - * 子どもが外遊び、制作（工作）、伝承遊びや地域の文化にふれる体験ができるなど、放課後の生活を豊かにする支援がある。
 - * 子どもが地域の子どもたちと一緒に遊ぶ機会がある。
- 子どもが安全に過ごすことができる環境整備と支援がある。
- * 子どもが自分では避けることのできない危険（ハザード）に遭遇しないように、安全点検と環境整備の対処方針があり、実行されている。
 - * 子どもが危険や事故などに遭遇した時に、安全を守り、被害を最小限にするための安全対応能力（危険に気づいて判断する、事故に遭遇しても被害を最小限にとどめる等）を身に着けられるような指導・援助が行われている。
 - * 災害などの緊急時に子どもの安全が守られるように対処方針が作成されていて、訓練が行われている。
- 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、その援助が適切に行われている。
- * 放課後児童クラブに在籍するすべての子どもがお互いを理解し協力してすごせるように、子ども・保護者・放課後児童指導員の協力がある。
 - * 子どもが家庭の事情や交友関係などで悩んでいたり、保護者が子育てについて悩んでいる場合には、放課後児童指導員がその悩みに応じることができる。
 - * 家庭における児童虐待などの問題が疑われた場合には、関連する機関と連携して対応し、放課後児童クラブが担う役割を適切に果たせるようになっている。
 - * 障害のある子どもが放課後児童クラブで過ごす際に、個別に継続した援助が必要とされる場合には、放課後児童指導員を加配するなどして適切な援助が行われている。その際、子どもにある障害への理解と支援の技法が放課後児童指導員間で共有されており、実際の支援について、専門機関（者）等の相談が受けられる体制がある。

(2) 子どもへの育成・支援にあたっての留意点

- 日々の遊びの中で、子どもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるよう支援することが望ましい。
- 子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して支援することが必要である。
- 放課後児童クラブと家庭が子どもの様子を伝え合い、協力して、子どもの遊び・生活を支援することが求められる。
- 必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討することが望ましい。

【現状と課題、考え方】

- ・ 日々の遊びの中では、子どもの情緒や気分に配慮し、子どもが自分で遊びを組み立てることができるように支援することが望まれる。
- ・ 放課後児童クラブで行う支援は、子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの発達と情緒に配慮し、子どもの意見を尊重して行うことが必要である。
- ・ 子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けることができるようになるためには、保護者と放課後児童指導員が子どもの様子を伝え合い、子どもの気持ちを把握して、協力しながら子どもの遊び・生活を支援することが求められる。
- ・ 行事的な活動に関しては、子どもが主体的に関わることができるようなしくみを工夫することが必要である。活動の企画の段階から子どもの意見を聴き、それを企画する活動内容に反映させると共に、実施にあたっては子どもがその発達にあわせて主体的に運営に関わることができるように工夫することが望まれる。
- ・ また、放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流を図るような活動・行事については、放課後児童クラブの子どもと放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が互いに協力しながら活動を企画し、実施できるような体制を検討することが望ましい。
- ・ 活動に関する理解と協力を得るために、予定する活動の内容やその趣旨及びねらいなどについて、あらかじめ保護者や学校、地域等にたより等を通じて連絡し、必要な理解・協力を要請するなどの取り組みが求められる。

6 放課後児童指導員の役割と職務

(1) 放課後児童指導員の役割と職務の内容

- 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童指導員の役割を整理すると以下のようになる。
 - ▷ 一人ひとりの子どもの状況を把握する
 - ▷ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
 - ▷ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
 - ▷ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
 - ▷ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
 - ▷ 保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
 - ▷ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
 - ▷ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める
- 職務の内容は、「5 (1) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を実現することに努め、次のような活動を実施することが望ましい。
 - ▷ 子どもの健康管理、情緒の安定に係る活動
 - ▷ 基本的生活習慣の確立に向けた指導
 - ▷ 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
 - ▷ 保護者への連絡、支援、連携
 - ▷ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動
- また、子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような取り組みが必要とされる。
 - ▷ 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
 - ▷ 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
 - ▷ 学校との連絡・調整
 - ▷ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
 - ▷ 研修
 - ▷ 行事や活動の企画と記録
 - ▷ 事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
 - ▷ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

【現状と課題、考え方】

放課後児童クラブの活動は、「子どもの健康管理、情緒の安定の確保」「出席確認をはじめとする活動中及び来所・帰宅時の安全確保」「子どもの活動状況の把握」「遊びの活動への意欲と態度の形成」「遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと」「連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施」「家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援」「その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動」（「放課後児童健全育成事業実施要綱」厚生省児童家庭局長通知、平成19年）とされている。放課後児童指導員の職務内容は、これらの活動を整理した「1 (2) 事業の機能・役割」に沿って行うことが求められる。

上記をふまえ、放課後児童クラブにおける放課後児童指導員の役割として求められる育成・支援の内容を具体的な活動に即して整理すると、次のようになる。

- (1) 一人ひとりの子どもの状況を把握する
 - ・ 一人ひとりの子どもの来所と帰宅の状況を確認する（子どもの出席・退席予定の把

握と実際の状況の確認、出席時の声かけ)。

- ・子どもの健康状態を把握し、必要な場合は適切な処置をし、保護者等に連絡をとる。
- ・子どもの情緒、気分に目を届かせ、落ち着いて過ごせるようにする。

(2) 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる

- ・屋内外ともに子どもが過ごす空間に配慮し、年齢にふさわしい生活と遊びの空間を作り出す。
- ・子ども全体に共通する生活時間の区切りを作り、その区切りを柔軟に活用しながら子ども自身が見通しを持って円滑に過ごせるように工夫する。

(3) 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する

- ・活動内容や気候、自己の体調にあわせた服装や衣服の着脱等の身体管理に関するこ^トや、自分の持ち物の管理・整理整頓などについて援助しつつ習得させる。
- ・放課後児童クラブでは子どもたちが集団で過ごすという特性をふまえて、子どもたちと一緒に過ごす上での守るべきルールを理解でき、求められる生活上の役割について協力・分担して行えるように援助する(挨拶や他者との関わりを持つ際のマナーに関するこ^ト、おやつ・食事のマナーに関するこ^ト、当番活動、係活動等、集団での生活を維持するための協力に関するこ^ト、宿題等、学習の習慣化に関するこ^ト等)。

(4) 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す

- ・子どもが自分自身で遊べるように援助する。遊べる環境・素材を用意して自分達で遊びをつくるよう工夫する。
- ・子ども一人ひとりの居場所をつくることを心がけながら、子どもが自らの体験を通して学んでいくことへの援助をする。
- ・遊びや諸活動を通じて、子ども同士がより良い友達関係を築けるように援助する。また、「いじめ」などの関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期発見に努め放課後児童指導員全員が協力して適切に対処する⁹。

(5) 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく

- ・子どもが自分では避けることのできない危険(ハザード)に遭遇しないように、安全点検と環境整備の対処を行う。
- ・子ども自身が安全対応能力(危険に気づいて判断する、事故に遭遇しても被害を最小限にとどめる等)を身に着けるような指導・援助を行う。
- ・遊びや諸活動におけるリスク管理を適切に行い、子どもが周りの状況や自分の身体能力・体調等を考えて大きな危険を避けることのできるように支援する。
- ・ケガ等が生じた場合は、その状況や背景を把握して、子どもの気持ちにも配慮した対応をする。
- ・事故やケガが発生した場合には、子どもの状況についてすみやかに保護者に連絡し、応急処置や医療機関の受診等適切な処置を行うと共に、運営主体並びに市区町村に報告する。
- ・災害などの緊急時に子どもの安全が守られるように対処方針を作成し、訓練を行う。

(6) 保護者との伝え合いを通じて、子どもが育つ家庭での生活を支える

- ・連絡帳などによって放課後児童クラブでの子どもの様子を家庭等に伝えることにより、子どもを見る視点を家庭等と放課後児童クラブとで補い合い、保護者が安心して子育てと就労を両立できるように支える。

⁹ 文部科学省は、「いじめを「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としている。(「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」平成19年2月23日付、18初児生発39号) なお、いじめは人間として絶対に許されないことであるがどの子にも起こりうる問題でもあることから、「いじめ問題への取り組みの徹底について(通知)」(平成18年10月19日、18文科初第711号)等を参考にして、放課後児童クラブにおいてもいじめの予防と早期対応に努めることが求められる。

- 具体的な活動には、「たよりや連絡帳、保護者の迎えの際等を活用した子どもの状況についての家庭への連絡」「保護者からの連絡、提出物等の確認と対応」「保護者懇談会」「家族参加の行事・活動の実施」「個人面談」「保護者の相談への対応」等がある。

- (7) 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
 - 放課後児童クラブの子どもが、放課後児童クラブ以外の子どもと一緒に遊び、交流できるように配慮する。
 - 放課後児童クラブの子どもと保護者の生活が、地域の人々に理解され地域の中で交流できるように、保護者と協力して地域の子どもや大人とふれ合う機会を作り出す。
- (8) 学校や地域、その他関係機関との連携を深める
 - 下校時における子どもの安全や学校での状況にも配慮した上で、放課後を過ごせるように、学校との日常的な連携を図る。
 - 子どもの生活と発達の連続性が確保されるように、学校や地域組織、その他保育所、幼稚園等の関係機関と連携を深め、必要に応じて子どもや保護者に援助する。
 - 家庭環境や子どもの発達等のことで支援が必要となる場合には、市区町村の担当窓口、児童相談所等専門機関と連携を図り、子どもと保護者に必要な援助を行う。

また、子どもや保護者に直接関わる活動以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるためには、以下のような活動が必要とされる。

- (1) 会議・打ち合わせ等による育成・支援の内容に関する情報の共有
 - 放課後児童指導員間の打ち合わせ（報告・反省、当日の指導内容・スケジュールの確認、職員体制と役割の確認）
 - 放課後児童クラブの運営方針や課題に関する会議
 - 育成・支援の内容に関する検証
 - 個人面談、保護者会や父母の会への対応等に関する報告と検討
 - 個別の子どもや保護者への対応に関する検討会
 - 地域の他施設・機関との会議（ブロック会議等）等
- (2) 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
 - 子どもの様子及び育成・支援の記録（職場内における子どもについての検討の記録を含む）
 - 職場内における子どもの育成・支援についての検討会議 等
- (3) 学校との連絡、調整
 - 子どもの下校時刻の把握（年間授業時程表の受取と変更時の連絡体制等）
 - 学校、放課後児童クラブの年間計画や行事予定等の交換
 - 指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整（学校教員との指導上の連携、校長等との管理体制上の調整等）
 - 学校の授業参観や行事への参加、
 - 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携
 - 子どもに関する相談や情報交換
 - その他運営の協力に関すること 等
- (4) 地域の関係機関・団体との連絡、調整
 - 放課後児童クラブの活動、行事予定等についての地域の関係機関・団体への連絡、協力依頼
 - たより等の交換
 - 情報交換のための各種会議・打ち合わせ（関係機関・関係団体等と）
 - 地域行事への参加、協力 等

(5) 研修

- ・ 職場研修
- ・ 職場外研修（事業者実施研修、市区町村実施研修、関係団体実施研修等）
- ・ 保育所や幼稚園、学校等との合同研修や、関連事業等の研修への参加 等

(6) 行事や活動の企画と記録

- ・ 指導計画の作成（日案、週案、月案等）
- ・ 年間行事計画の策定
- ・ 各種行事や活動の企画
- ・ 企画の実施結果及び反省の記録
- ・ 児童台帳（子ども及び家庭状況の記録）の管理 等

(7) 事務（記録・たより等の作成、提出物の確認、会計事務等）

- ・ 日誌等記録の作成
- ・ 出席統計作成
- ・ 施設・設備、備品、火気、安全等の点検、点検日誌への記録
- ・ 相談記録、苦情記録、事故記録等の作成、報告
- ・ 保護者あておしらせの作成（たより、各種通知、次週の予定、月間予定等）
- ・ 保護者からの提出物確認
- ・ 用品・物件の下調べ、発注及び納品点検、支払い
- ・ おやつの発注、購入、代金の精算
- ・ 各行事開催に伴う予算作成、決算
- ・ 勤務管理記録、研修記録等の作成 等

(8) 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

- ・ 調理用品、冷蔵庫、食器類の消毒
- ・ 食器類、ふきん、雑巾、毛布等の洗浄、洗濯
- ・ 遊具、文房具の片付け、点検、修理、整理整頓
- ・ 清掃
- ・ 業者の点検・納品への立会い
- ・ 教材、消耗品、救急用品のチェックと補充等 等

なお、上記(1)から(8)の活動を円滑に遂行するためには、会議の開催や記録の作成、あるいはマニュアルの作成等を通じて放課後児童指導員間で情報を共有することが必要である。

(2) 放課後児童指導員の社会的責任と職場倫理

- 放課後児童クラブは地域社会の中で子どもへの育成・支援を行うという役割を担っており、社会的信頼を得て取り組むことが求められる。また、放課後児童クラブにおいては、放課後児童指導員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって放課後児童指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、育成・支援の内容の向上に努めなければならない。
- 放課後児童指導員に求められる倫理には、次のようなことが考えられる。
 - ▷ 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関するここと
 - ▷ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関するここと
 - ▷ 保護者との対応・信頼関係の構築に関するここと
 - ▷ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関するここと
 - ▷ 放課後児童指導員の資質の向上と協力に関するここと
 - ▷ 事業の公共性の維持に関するここと
- 放課後児童指導員に求められる倫理については、明文化された規範を作成し、普及することが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブは地域社会の中で子どもへの育成・支援を行うという役割を担っており、社会的信頼を得て取り組むことが求められる。
- ・ 放課後児童クラブにおいては、放課後児童指導員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって放課後児童指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、育成・支援の内容の向上に努めなければならない。
- ・ 放課後児童クラブにおいては、子どもの内面に立ち入って関わる必要がある場面や子どもの言動に直接対応する関わりを求められる場面が少なくない。また、保護者が働きながら子育てを続けていくことを支えるために、保護者からの相談に対応することも必要とされる。
- ・ 放課後児童指導員が子どもや保護者と関わる際には、法律や社会的な道徳を守るだけではなく、放課後児童指導員一人ひとりが内面的に自覚し、日々の関わりにおいて自主的に心がけるべき職場倫理を作成し、それを大切にする必要がある。また、放課後児童指導員相互がお互いを認め合いながら放課後児童指導員としての資質の向上に向けて必要な意見交換や協力をするチームワークが重要である。
- ・ 放課後児童指導員の職場倫理を考えるにあたって参考になるものとして「保育所保育指針」がある。保育所保育指針では、「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること」が示されている。
- ・ 全国保育士会は倫理綱領を策定しており、そこでは「保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し」て、①子どもの最善の利益の尊重、②子どもの発達保障、③保護者との協力、④プライバシーの保護、⑤チームワークと自己評価、⑥利用者の代弁、⑦地域の子育て支援、⑧専門職としての責務を守り、あるいは努めることが定められている。
- ・ また、平成15年11月19日に保育士資格が法定化されたが、それに伴う職業上の義務として、守秘義務（児童福祉法第18条の22）、信用失墜行為の禁止（同法第18条の21）、保育指導に関する自己研鑽の努力義務（同法第48条の3第2項）が規定された。自己研鑽の努力義務に

については、平成 17 年 4 月に新設された児童福祉施設最低基準第 7 条 2 にも、保育士を含む施設職員の努力義務として規定されている¹⁰。

- ソーシャルワーカーの倫理綱領¹¹には、「価値と原則」と「倫理基準」が定められ、その「倫理基準」には、①利用者に対する倫理責任（利用者の利益の最優先、説明責任、プライバシーの尊重、秘密の保持、権利侵害の禁止等）、②実践現場における倫理責任（他の専門職等との連携・協働、業務改善の推進等）、③社会に対する倫理責任（ソーシャル・インクルージョン、社会への働きかけ等）、④専門職としての倫理責任（社会的信用の保持、専門性の向上等）が示されている。
- ここに示したような保育士やソーシャルワーカーの職場倫理は、放課後児童クラブを利用する子どもと保護者に対する放課後児童指導員の関わりの場面でも基本原理としてふまえるべきことと考えられる。
- 放課後児童指導員に求められる倫理には、次のようなことが考えられる。このことについては、運営主体と放課後児童指導員が明文化された規範を作成し、普及することが求められる。
 - 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関するこ
 - 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関するこ
 - 保護者との対応、信頼関係の構築に関するこ
 - 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関するこ
 - 職場における指導の向上と放課後児童指導員相互の協力に関するこ
- 平成 24 年 3 月に「児童厚生員・放課後児童指導員の倫理綱領（案）」が発表された¹²。これは、放課後児童指導員の倫理規範を作成する上での指針となるものである。この指針も参考にして運営主体と放課後児童指導員は、放課後児童クラブごと、事業ごと、自治体ごとに明文化された倫理規範を作成して放課後児童指導員相互の職業倫理の徹底と資質向上に努める必要がある。

児童厚生員・放課後児童指導員の倫理綱領（案）

私たちは、児童館・放課後児童クラブが、児童福祉法の理念を地域社会の中で具現化する児童福祉施設・事業であることを明言する。

私たちは、児童館・放課後児童クラブの仕事が、地域における子どもの最善の利益を守る援助者として専門的資質を要する職業となることを強く希求する。

そのため、私たちはここに倫理綱領を定め、豊かな人間性と専門性を保持・向上することに努め、専門職者の自覚と誇りをもってその職責をまっとうすることを宣言する。

- 私たちは、子どもの安心・安全を守って、その最善の利益を図り、児童福祉の増進に努めます。
- 私たちは、子どもの人権を尊重し個性に配慮して、一人ひとりの支援を行います。
- 私たちは、身体的・精神的苦痛を与える行為から子どもを守ります。
- 私たちは、保護者に子どもの様子を客観的かつ継続的に伝え、保護者の気持ちに寄り添って、信頼関係を築くように努めます。
- 私たちは、地域の健全育成に携わる人々・関係機関と連携を図り、信頼関係を築くように努めます。
- 私たちは、事業にかかわる個人情報を適切に保護（管理）し、守秘義務を果たします。
- 私たちは、子どもの福祉増進のために必要な情報を公開し、説明責任を果たします。
- 私たちは、互いの資質を向上させるために協力して研さんに努め、建設的に職務を進めます。
- 私たちは、地域において子育ての支援に携わる大人として人間性と専門性の向上に努め、子どもたちの見本となることを目指します。

¹⁰ 「保育士資格の法定化と保育士の課題」柏女靈峰、『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第 41 号、2007 年 3 月

¹¹ 2005 年 4 月 1 日、社会福祉専門職団体協議会全体会議で共通倫理綱領として各団体で批准することが決定。

¹² 「子ども支援者と倫理」財団法人児童健全育成財団、2012 年 3 月

(3) 職員集団のあり方と責任者の役割

- 放課後児童クラブでは、運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。
- 運営管理の責任者には、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進める役割、放課後児童指導員の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。
- 放課後児童指導員同士は、常に情報交換を行い、共通理解を図りながら、相互に協力して事業の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。

【現状と課題、考え方】

- ・ 事業をよりよく円滑に進めるためには、事業に携わる放課後児童指導員同士が常に情報交換を行い、共通理解を図りながら相互に協力して事業の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。そのためには、会議の開催や記録の作成等を通じて放課後児童指導員同士が子どもや保護者の状況及び援助・支援を行う際の課題などについて情報を隨時共有し、建設的な意見交換を通じて子どもへの認識や接し方、対処法などについての共通理解を得ることが求められる。
- ・ また、業務にあたっての考え方や業務内容等を整理したマニュアル等を作成し、職員会議等の場を通じて放課後児童指導員全てに理解が得られるようにすることが必要である。このような取り組みにより、組織的な動きが可能となると共に、放課後児童指導員の間で子どもや保護者に対する認識や対応の視点などを統一することができる。
- ・ 放課後児童クラブの運営を組織的に円滑に進めるためには、運営管理の責任者を定める必要がある。そして、責任者の役割と責任を明らかにし、本人及び他の放課後児童指導員が共通に理解することが必要である。
- ・ 運営管理の責任者には、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、放課後児童指導員の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。
- ・ 常勤の放課後児童指導員が中心となりながら、非常勤、臨時雇用、ボランティア等のスタッフを組織的に構成して運営体制を構築することが大切である。スタッフの効率的な配置と活用、目的や課題についての放課後児童指導員間の共通意識の形成、各放課後児童指導員の活動状況の把握と確認等において、運営管理の責任者が果たすべき役割は大きいといえる。

7 障害児の受け入れについて

(1) 障害児の受け入れの考え方

- 障害児について希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めることが必要である。
- 発達障害児が放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮を行う必要がある。
- 放課後児童クラブの環境条件によっては、放課後児童クラブでの受け入れが困難な場合を考えられるため、障害に配慮した援助・支援が行えるように受け入れの判断を行うことが必要である。
- 受け入れの判断について、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように受け入れの判断の基準等を定めることが求められる。
- 受け入れの判断は、書類確認、面接、観察などのほか、関係者が合議するなどして行うことが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 厚生労働省育成環境課調査によると、平成24年5月現在、放課後児童クラブに登録する障害児の数は全国で23,424人（登録児童全数に対して2.7%）、受け入れクラブ数は10,460か所（全クラブ数に対して49.6%）であり、年々増加傾向にある。そのうち障害児受け入れの定員設定を行っているクラブは10.7%である。
- ・ 発達障害者支援法において、「市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るため、適切な配慮をするものとする」（第9条）と定められている。平成19年度から実施されている「特別支援教育」制度では、発達障害児一人ひとりのニーズにあった支援が求められており、放課後児童クラブでの受け入れにあたっても同様の考え方方が求められる。
- ・ 障害児の受け入れについては、可能な限り受け入れることが必要であるが、放課後児童クラブの環境条件によっては受け入れが困難な場合を考えられるため、慎重な判断が必要である。判断を行う際には、子どもと保護者の立場に立ちながら、障害の内容、子どもの発達状況などを的確に捉えることが必要である。

(2) 障害児の受け入れにあたっての留意点

- 障害児の特性をふまえた援助・支援の向上のために、学校や地域の障害児関係の専門機関（デイケア施設も含む）、専門家等との相談体制を構築し、障害児受け入れのための職員研修や学習会の実施による指導の向上に努めることが求められる。
- 障害児やその他配慮をする子どもを受け入れる際、その障害の程度等から特に個別の支援が必要な場合は放課後児童指導員を加配することが必要である。また「保育所等訪問支援」を活用するなど、専門家の協力や保護者との相談等を工夫し、計画的で継続的な個別支援ができるようにすることが望まれる。
- 障害児が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるよう、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが求められる。環境整備は、施設整備等の改修に加えて子どもの利用にあわせた環境設定の工夫が望まれる。
- 障害児の放課後児童クラブへの受け入れにあたっては、障害者虐待防止法の理念にもとづいて障害児への虐待の防止に努めるとともに、防止にむけての措置を講ずることが必要である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 障害児を受け入れる際、その障害の程度等から特に個別の援助が必要な場合には放課後児童指導員を加配することが必要である。国庫補助である障害児受け入れ加算は、平成17年度までは障害児2人以上受け入れる場合のみ対象であったが、平成18年度から人数要件が撤廃された。また、平成20年度からは、市町村が認めた専門的知識を有する指導員を各クラブに配置する方式を採用し、障害児受入推進事業として、国庫補助額の充実が図られた。
- ・ なお、発達障害のある子どもについては、「気づき」が遅れがちなことにより医療機関で診断がなされていない場合もあり、放課後児童クラブでの対応に難しさを感じることもある。このような場合は、行動だけから安易に判断をすることがないよう留意し、子どもにとっての適切な支援が図られるように留意することが大切である。
- ・ 専門家の巡回指導が定期的に実施され、保護者も相談ができるような工夫がされることが望ましい。放課後児童クラブは、児童福祉法上「保育所等訪問支援」のサービスの提供を受けることが可能である¹³。市区町村によっては独自事業として巡回指導を実施しているところがある。
- ・ 障害児が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるよう、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが求められる。特に発達障害のある子どもは遊び環境・生活環境など、周囲の状況に大きく影響されることがある。そのため物理的な環境設定は重要視されるべき課題である。改修工事などのほかに子どもの利用にあわせた環境設定をすること、子どもの使いやすさやわかりやすさに配慮するなどが求められる。なお、既存の施設が障害児を受け入れるために必要な改修等を行う場合には国庫補助がある。
- ・ 「障害者虐待防止法（平成23年6月24日）」は、障害者虐待の防止について、「学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。」（第29条）、「保育所等の長は、保

¹³ 「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年6月27日）」の送付について（平成24年6月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）では、「放課後児童クラブについて、事業の目的を踏まえ、保育所等訪問支援の訪問先として差し支えない」とされている。

育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。」（第30条）と定めている。

8 保護者への支援・連携

(1) 保護者への連絡・支援

- 子ども一人ひとりの出欠や心身の状況を把握し、必要な場合は保護者に対して迅速に連絡をとることが必要である。
- 定期的に子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが望まれる。
- 保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、たより、保護者会、個人面談など様々な方法を有効に活用することが望られる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブは、子ども一人ひとりの出欠や心身の状況を把握し、必要な場合は保護者に対して迅速に連絡をとると共に、定期的に保護者に対して子どもの状況や課題について伝え、情報や意見を交換していくことが望まれる。
- ・ 保護者が安心して子どもを放課後児童クラブに預けることができ、放課後児童クラブと家庭が子どもの発達の状況と課題について共通理解を持てるように、放課後児童クラブと家庭の連絡を密にすることが必要である。個々の子どもの様子と共に、放課後児童クラブ全体の子どもの様子を伝えることによって、保護者は、同年代の子どもたちの間での自分の子どもの様子を知って子どもを理解する視野が広がる。また、放課後児童指導員は一人ひとりの子どもの様子を把握し、より深く理解することができる。
- ・ 保護者への連絡の方法としては、連絡帳のほか、保護者が迎えにきた際の直接の連絡、たより、保護者会、個人面談など様々な方法が考えられる。特に連絡帳は、保護者と放課後児童指導員を個別につなぎ、出欠や健康状態を確認し、子どもの発達に関わる保護者との共通理解を形成し、保護者との信頼関係を構築することに有効であるため、効果的に活用することが望まれる。
- ・ 「保育所保育指針」（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）は、保育所における保護者への支援について、「保育所における保護者への支援は、保育士の業務であり、その専門性を生かした子育て支援の役割は、特に重要なものである。」として、保育所における保護者に対する支援の基本を次のように定めている。これらは、放課後児童クラブにおける保護者への支援・連携にあたっても大切にすべき重要な事柄である。
 - ①子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
 - ②保護者と共に子どもの成長の喜びを共有すること。
 - ③保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境など、保育所の特性を生かすこと。
 - ④一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
 - ⑤子育て等に関する相談や助言にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
 - ⑥子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知りえた事柄の秘密保持に留意すること。
 - ⑦地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。

(2) 保護者及び保護者組織との連携

- 放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにすると共に、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築することが必要である。
- 父母の会や運営委員会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めることが求められる。
- 父母の会の活動を支援したり保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士の協力により子育ての責任を果たせるように支援を行うことも望まれる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブにおける子どもの生活と家庭での生活に連続性をもたせるためには、保護者が放課後児童クラブの状況や活動内容を適切に理解し、その運営に協力できる関係をつくることが必要である。
- ・ 具体的には、たよりや保護者会を活用して放課後児童クラブの様子を保護者に定期的に伝えて理解を得られるようにする、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどの取り組み考えられる。
- ・ 放課後児童クラブの運営には保護者と連携が欠かせない。父母の会や運営委員会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めることが求められる。
- ・ 保護者同士の連携や交流が深まるように支援することも必要である。そのことによって子育てを通じて協力し合うことができる保護者間の関係が築かれ、地域の中で家庭が孤立することを防ぐことにもつなげることができる。放課後児童クラブには、父母の会の運営を支援したり保護者会を開催したりすることにより、保護者同士が交流し、子育ての連携が深まるように支援を行うことも望まれる。

(3) 保護者からの相談への対応

- 放課後児童クラブは、子どもへの育成・支援を通じて保護者との信頼関係を築くことが求められる。
- 相談にあたっては、相互の信頼関係を基本にして、保護者の自己決定を尊重することが求められる。
- 保護者の子育てに関する悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市区町村の担当所管部署や専門機関と連携することが求められる。
- 子どもが放課後児童クラブを退室する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、相談に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望まれる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブの運営主体と放課後児童指導員は、子どもへの育成・支援を通じて保護者から悩みを打ち明けられたり、相談されたりするような信頼関係を築くことが求められる。
- ・ また、様々な事情から家庭の養育基盤が変化していることをふまえて放課後児童クラブにおいても保護者の子育てを支援する取り組みを強化していくことが求められる。それには「子どもの様子を保護者に伝える」を通じて、保護者との信頼関係をはぐくみながら保護者の子育ての相談に応じていくことが必要である。それによって子どもと保護者との関係、家族が抱える問題などを見立てながら、あらかじめ支援に必要な情報を把握できるようにしておくことが望まれる。
- ・ 相談にあたっては、保護者の気持ちを受け止め、子どもと保護者の安定した関係が維持できるように配慮しながら、相互の信頼関係を基本にして、保護者の自己決定を尊重することが求められる。保護者への個別の相談・支援の状況で比較的実施割合の高い項目は、「子どもの友達関係や保護者関係に関する相談にのる」「子どもの発達に関する悩みについて相談にのる」「子どもの健康や生活リズムに関する相談にのる」が挙げられる。学年別では3年生、高学年における実施頻度が高い。また職員の負担感の状況からみると「子どもの友達関係と保護者関係に関する相談にのる」において、やや負担感が大きい傾向が見られる¹⁴⁾。
- ・ なお今後、放課後児童クラブの利用対象年齢が「小学校に就学している児童」となったことからそれぞれの年齢に対応した相談内容が多様になっていくことが予想されるため、放課後児童指導員には研修などを含めた研鑽が求められる。
- ・ 子どもが利用開始後に中途退所するケースで転居や保護者が就労を辞めるなどの理由によらないで、利用者が必要とする条件にありながら中途退所せざるを得ない場合がある。子どもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、相談に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望まれる。
- ・ 個別相談の場面のほか、保護者が抱える悩みや不安に対し助言や支援を隨時行うとともに、必要に応じて市区町村の担当所管部署や専門機関と連携することが求められる。

¹⁴⁾ 「子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査」（みずほ情報総研株式会社、2011年2月）

9 学校・地域との連携

(1) 学校との連携

- 子どもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。
- 子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や情報交換、その他運営の協力に関することへの取り組みが考えられる。
- 学校長、各担任教諭はもちろんのこと、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどについても、必要に応じて連携を図ることが求められる。
- 学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童クラブと学校の間で取り決めておくことが必要である。
- 子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用させてもらえるように施設面の連携を図ることが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 子どもは、課業を中心とした学校での生活から、「遊びや休息、自主的な活動を中心とした放課後の生活の場である放課後児童クラブを経て、家庭に帰っていく。放課後児童クラブが学校・家庭との連携を図ることは、子どもの生活の連続性を確保するために必要不可欠のことである。
- ・ 学校関係者が放課後児童クラブの役割や活動内容について理解できるように、必要な情報交換や協力関係を築きながら、学校との連携を積極的に図る必要がある。
- ・ 学校との連携の具体的な方法としては、子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や情報交換、その他運営の協力に関することへの取り組みが考えられる。
- ・ 連携する学校職員としては、学校長や各担任教諭はもちろんのこと、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとも連携を図ることが求められる。
- ・ 学校との情報交換にあたっては、子どもや家庭のプライバシーに関わる情報で取扱いに注意すべき情報があることも考えられることから、個人情報の保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童クラブと学校の間で取り決めておくことが必要である。
- ・ また、子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用できるように施設面の連携を図ることも求められる。

(2) 保育所・幼稚園等との連携

- 子どもの発達の連続性を保障するため、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めると共に、合同研修や行事などを通した交流の推進によって育成・支援の内容の連続性が確保されるように努めることが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 昨今、子どもの発達の連続性を保障する観点から保幼小連携など就学前後の接続の必要性が指摘されているところである。就学前後の連続性の確保、環境の変化への対応という観点から、放課後児童クラブもその連携を図るべき重要な主体であることをふまえ、保育所・幼稚園等との連携を強化するよう努めることが求められる。
- ・ 具体的には、情報の共有と相互理解を図ることや、合同研修や行事などを通した交流の推進によって就学前保育と放課後児童クラブの育成・支援の内容の連続性を確保することなどが考えられる。

(3) 地域、関係機関との連携

- 放課後児童クラブの子どもの生活が地域に理解され、協力を得られるようにするために、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図っていくことが求められる。
- 子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携をとるよう努めることが必要である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブの子どもの生活が地域に理解され、協力を得られるようにするために、近隣住民、民生児童委員、自治会等の地域組織、学校はもちろんのこと児童館や保育所・幼稚園等の児童関連施設等と連携を図っていくことが求められる。
- ・ 日常的に相互に情報を交換したり、互いに行事等に参加して交流したりすることを通じて、放課後児童クラブの活動について地域や関係機関に理解をしてもらうと同時に、放課後児童クラブの運営に協力を得られる関係づくりが求められる。
- ・ 地震、津波等の自然災害や子どもが犯罪に遭う事件などが契機となって、放課後の子どもの安全を地域の協力を得ながら確保していくこうとする試みが進められつつある。このような実践活動を通じて放課後児童クラブの運営について地域と連携を図っていくことが重要な課題となっている。
- ・ また、子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携をとるよう努めることが必要である。

10 児童虐待等への対応

(1) 児童虐待への対応

- 放課後児童指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集により、児童虐待の早期発見に努める必要がある。
- 児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所、市区町村の児童虐待対応窓口や保健所等の関係機関と連携して対応を図っていくことが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）は、児童福祉施設等の児童の福祉に関する団体並びに職務上関係のあるものは、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」（第 5 条の 1）と、児童虐待の防止、早期発見、虐待を受けた児童の保護と自立支援に係る努力義務を定めている。また、同法第 6 条は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者の児童相談所等への通告義務を定めている。児童虐待の早期発見と対応は、放課後児童クラブにとっても重要な役割となっている。
- ・ 児童虐待を早期発見するためには、親子関係や家族の態度などの観察とともに、子どもの心身の状態についてのきめ細かな観察も必要となる。なお、児童虐待が疑われる場合は放課後児童指導員間で情報を共有し、早期に学校や関係機関との連携を図ることが求められる。
- ・ 児童虐待等で福祉的介入が必要とされるケースについては、放課後児童クラブだけでの解決は難しく、児童相談所や市区町村、保健所などの専門機関との連携が必要とされる。また、放課後児童クラブ以外の機関からの連絡で虐待に気づくケースもある。
- ・ 福祉的介入が必要とされるケースについては、関係機関がケース会議を持つことも必要とされる場合があるが、これらの対応にあたっての配慮事項や手順及びルールを明確にした連携の仕組みを市区町村等があらかじめ構築していくことが必要とされる。なお、ケースによって放課後児童クラブが連携や支援の役割分担を担う機関の一員となった場合は、その機関のルールによって放課後児童クラブにおける支援が行われることになる。
- ・ 平成 17 年 4 月 1 日に施行された改正児童福祉法により、市区町村が通告の第一窓口となり、児童虐待をはじめとした要保護児童への対応を関係機関が連携して円滑に進めるため、市区町村、あるいは広域単位で要保護児童対策協議会の設置に努めることとなった。平成 19 年には設置が任意から努力義務となる改正が行われた。こうした協議会の場を活用しながら、放課後児童クラブも児童虐待を防止する関係機関ネットワークの一員として活動していくことが求められる。
- ・ 平成 22 年 3 月「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」が策定された。その中で、情報提供については、「要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2）において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児については、市区町村または児童相談所に定期的な情報提供をするもの」とされている。

(2) 家庭での養育に特別の支援を必要とする子どもへの対応

- 放課後児童指導員は、家庭での養育について支援が必要な子どもの早期発見に努める必要がある。
- 放課後児童指導員は、家庭の状況を把握しながら、放課後児童クラブで子どもが安心して過ごすことができる人間関係を築くことが求められる。
- 必要に応じて、市区町村相談機関、児童相談所に相談し、家庭への養育面での支援を行う地域ネットワークの一員として役割を担うことが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブに通っている子どもの中には、養育に困難を抱えている家庭の子どもが含まれている場合がある。放課後児童指導員は、家庭での養育について支援が必要な子どもの早期発見に努める必要がある。
- ・ 放課後児童指導員は、家庭での養育について支援が必要と思われる子どもについては、その心身の状態や家庭の状況などの観察を通じて、困難な状況の具体的な把握に努める必要がある。
- ・ 養育に困難を抱えている家庭への支援は、ひとつの機関が抱え込みず、家庭に起きている問題を必要な他機関と共有し、それぞれの機関が果たせる役割を分担し、丁寧にかかわっていくことが求められる。
- ・ 放課後児童クラブで養育に困難を抱えている家庭を発見した場合は、関係機関との連携を図り、放課後児童クラブができる子どもへの援助（子ども自身の持てる力を引き出すこと＜エンパワーメント＞など）や保護者に対してできる身近な支援を判断して、放課後児童クラブとして適切な役割を担うことが求められる。

11 安全対策・緊急時対応

(1) 事故やケガの防止と対応

- 日常の生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。
- 事故やケガを防止するために、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように援助することが必要である。
- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。
- 事故やケガが発生した場合には、適切な処置を行うとともに、二次被害の防止に努める必要がある。なお、事故発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応については、想定訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくことが求められる。
- 事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡し、運営主体並びに市区町村に報告することが必要である。なお、事故後は、家庭にかかる負担や事故の当事者同士の関係についても配慮し適切に対応することが望まれる。
- 運営主体は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、放課後児童指導員間で共有すると共に、防止対策を策定することが望ましい。
- 必ず賠償責任保険に加入することが必要である。また、傷害保険等に加入することも必要である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 子どもが遭遇する危険として最も頻度が多いのは、日常の生活や遊びの中で起きる事故や怪我であるといえる。ちょっとした設備の不具合が大きな事故につながる可能性もあることから、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修作業などをを行うことが必要である。これには、近隣の公園に行く場合や遠足などの機会における、放課後児童クラブの外で活動する場合の環境の安全点検も含まれる。
- ・ また、小学校低学年の子どもは好奇心や興味が先立つて行動したために事故やケガに遭遇することも多い。したがって放課後児童指導員は、子ども自身が安全に配慮した行動をとるすべについて学習・習得できるように援助することが必要である。日々の指導の中での声かけ等のほか、子どもを対象にした安全教育の学習会を開くことなども考えられる。また、おやつが安全に食べられるように、あらかじめ食品アレルギー事故、窒息事故等のおやつ提供時の事故を防止すると共に、応急時の対応を学んでおくことも必要である。
- ・ 子どもの事故・ケガ等による、通院等家庭へかかる負担への理解や配慮、当事者の保護者・子ども同士の関係の調整などの対応方法については、放課後児童指導員間で共有しておくことが必要である。
- ・ 事故事例や事故につながりそうな事例の情報は、責任の追及をするためのものではなく、放課後児童指導員間で情報を共有し、対策のあり方を探ることで、多くの類似の事故を防ぐことに生かすことができる。医療機関や介護施設等で作成が進みつつある「ヒヤリ・ハット報告」のような形で、軽微な事故や結果的に事故に至らなかった事例であっても、一步間違えば重大な事故に発展していた可能性があることをふまえ、事故などの情報を収集・分析することが望ましい。

- ・ 子どもがケガ等を負った場合に補償がされるように必ず賠償責任保険に加入することが必要である。また、傷害保険等に加入することも必要である。

(2) 衛生管理

- 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。また、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供することも求められる。
- 感染症等の発生時の対応については、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応マニュアルを作成しておくことが必要である。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブにおいては、衛生管理を徹底することが感染症の防止、子どもの健康管理にあたって重要な課題である。
- ・ 感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがい等を励行し、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底する必要がある。また子どもの健康状態のチェックを行い、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供することも求められる。
- ・ 感染症等が発生した場合に備えて、病児に対する対応と他の子どもへの感染防止に関する対策を盛り込んだ対応マニュアルを放課後児童クラブとしてあらかじめ作成しておくことが大切である。感染症など発生時の報告については「社会福祉施設などにおける感染症等発生時に係る報告について」(厚生労働省通知平成17年2月22日)にあるとおり保健センター等への報告が必要である。
- ・ 害虫駆除、清掃点検などを定期的に行う必要がある。なお、その際の薬品などについてはアレルギー反応等について調べ、慎重に取り扱う必要がある。

(3) 防災・防犯対策

- 災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設設備や地域環境の安全点検、放課後児童指導員間並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。
- 地震・津波等の自然災害については、市区町村と連携して災害時対応の計画を策定し、必要な訓練を実施して災害に備える必要がある。
- 定期的に避難訓練等を実施することや、非常警報装置や消火設備等を設けるなど、消防法の規定に沿った対応策を作成して実施する必要がある。

【現状と課題、考え方】

- ・ 災害や不審者侵入などの非常時に対する日ごろからの備えとして、防災・防犯対策に関する計画やマニュアルを策定し、施設整備や地域環境の安全点検、放課後児童指導員間並びに警察、消防や地域の諸団体等との安全確保に関する情報の共有等に日ごろから努めることが大切である。
- ・ 地震・津波等の自然災害発生時の対応については、市区町村と連携して災害時対応の計画を策定し、「命を守ること」を最大の目標とした訓練を実施して災害に備える必要がある。また、保護者と連絡が取れなくなったり帰宅困難となる保護者が発生したりすることも想定し、「子どもの安全確保」に当たることを計画しておくことが必要である。
- ・ 放課後児童クラブとして、災害時に備えて、備蓄に努めておく必要がある。また地域での子ども・子育て関連施設としての緊急時の一時的な避難場所、子育て家庭への支援を行うことも求められる。

(4) 来所・帰宅時の安全確保

- 来所・帰宅時の安全確保のために、子どもの来所や帰宅の状況について保護者との連絡のもとに確実に確認することが必要である。
- 子ども自身が自らの安全を確保できるような学習への支援(安全教育)、放課後児童クラブとしての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。
- 市区町村においては、子どもの安全確保に関する地域の関係機関・団体等の連携が円滑に行われるよう必要な調整を行うと共に、子どもの安全確保のためのチェックリスト等を作成して各放課後児童クラブに配布し、活用を促すことが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 来所・帰宅時の安全確保のために、放課後児童クラブにおいては第一に、子どもの来所や帰宅の状況について保護者との連絡のもとに確実に確認することが必要である。
- ・ さらに、子ども自身が自らの安全を確保できるように学習会の開催その他で指導を実施することはもちろんのこと、保護者による迎えの呼び掛け、警察はじめ地域の関係機関や団体と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施など、子ども・保護者並びに地域と連携した取り組みが求められる。
- ・ また、市区町村においては、各放課後児童クラブにおける自主的な取り組みを促すために安全確に関するチェックリスト等を作成・配布し、必要な指導を行うと共に、警察・消防や地域の関係団体等と連携した多面的な取り組みが各地域で実施されるようにネットワークづくりへの支援等必要な調整を行うことが求められる。
- ・ 厚生労働省は平成13年に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日、雇児総発第402号)により各施設における対応を促してきたが、平成17年、上記通知をふまえた具体的な留意事項をまとめた「放課後児童クラブ(児童館)への児童の来所・帰宅時における安全点検リスト」(平成17年12月14日、雇児育発第1214001号)が示された。
- ・ 上記チェックリストにおいては、市区町村が実施すべき点検、放課後児童クラブが実施すべき点検項目が示されると共に、放課後児童クラブが保護者・子ども及び学校に促すべき呼び掛け項目や、地域の関係機関・団体との協力の状況が確認されるものとなっている。このようなチェックリストを活用しながら、来所・帰宅時の安全確保に向けた取り組みが求められる。

(5) 緊急時の対応

- 放課後児童クラブは、事故・ケガ、災害など様々な緊急時に迅速かつ適切に対応できるようにあらかじめ対応方針を定めて、想定訓練をしておくことが必要である。
- 緊急時においては、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡を図ると共に、運営主体並びに市区町村に情報を迅速に報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達することが必要である。
- 感染症、災害などが発生した場合の緊急時の対応については、責任と役割を明確にした対応の体制並びに手順・ルール等についてマニュアル等の形であらかじめ定めておくことが必要である。
- 子どもの安全確保のために臨時の休室がやむをえないと判断される場合は、保護者の就労に配慮し、市区町村や学校と協議の上で対応することが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童クラブは、事故・ケガ、災害など様々な緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう にあらかじめ対応方針を定めて、想定訓練をしておくことが必要である。
- ・ 緊急時においては、子どもの安全を確保するとともに、保護者に対してすみやかに連絡を取り、子どもの状況や対応状況並びに今後の対応方針などについて伝達することが必要である。また、市区町村に対しても迅速に情報を伝え、協議の上で対応方針を検討・決定すると共に、必要に応じて関係機関に情報を伝達し、必要な連携を図ることが必要である。
- ・ 感染症、災害などが発生した場合の緊急時の対応については、対応にあたっての責任と役割を明確にした対応の体制並びに対応の手順やルール等についてマニュアル等の形であらかじめ定め、放課後児童指導員及び関係機関の間で確認しておくことが必要である。保護者に対しても、緊急時の対応についてあらかじめ情報周知を図ることが望ましい。
- ・ 重大な災害で危険が見込まれる場合、事件の発生などのために来所による危険が懸念される場合、感染症の発生により学級閉鎖等の状態にある場合などで、臨時の休室がやむをえないと判断される場合は、保護者の就労に配慮し、市区町村や学校と協議の上で対応することが求められる。

12 事業内容向上への取り組み

(1) 研修

- 事業の運営主体は、放課後児童指導員のための研修の機会を提供し、その参加を保障することにより、資質向上を図るように努めなければならない。
- 放課後児童指導員は資質の向上のため積極的に研鑽に努めることが必要である。
- 市区町村及び都道府県については、区域内における放課後児童クラブの適切な運営を確保するために、研修等の機会を設定することが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 放課後児童指導員の資質向上については、第一義的には運営主体が職場内外の様々な機会を捉えて研修等の機会を充実させることが求められる。これには各放課後児童クラブが独自に実施する研修の他、外部研修への参加も含まれるが、放課後児童指導員が研修に参加する機会を保障できる職員体制や労働環境の整備が必要となる。また、非常勤職員についても研修に参加できるようにする、または、外部研修に参加した正規職員による伝達研修や情報提供なども含めて、研修の機会を確保することが求められる。
- ・ 放課後児童指導員は、放課後児童指導員を対象とする研修の受講に限らず、子どもや保護者を取り巻くさまざまな問題に関心を持ち、情報収集や関連する研修に参加することが望ましい。放課後児童指導員としての行動を省察することが自己研鑽につながることを意識化することが重要である。
- ・ 放課後児童指導員の資質の向上に関して、「児童環境づくり基盤整備事業の実施について（平成9年6月5日児発第396号）」の別添9では、市区町村・社会福祉法人等の運営主体について「本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、児童館に勤務する児童厚生員の研修との連携を図ること。また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること」とされ、研修に係る都道府県の役割が示された。この通知自体は廃止されたが、その内容は引き続き維持されるべきものである。
- ・ 市区町村及び都道府県についても区域内における放課後児童クラブの適切な運営を確保するために研修等を実施し、民営の放課後児童クラブを含めて参加の機会を設定することが求められる。
- ・ より広い人材育成の観点から、実習生や職場体験の受け入れなどについても積極的に対応していくことが望まれる。

(2) 事業内容向上への取り組み

- 放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己評価する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めることが求められる。
- 事業内容向上への取り組みには、利用者である子どもや保護者の意見を取り入れることや、外部からの客観的評価を取り入れるなどした上で、事業内容改善への取り組みの成果を公表することが望ましい。

【現状と課題・考え方】

- ・ 社会福祉法においては福祉サービスの自己評価とそれに基づくサービスの質の確保が事業者の責務として位置付けられている¹⁵。放課後児童クラブについても、よりいっそうの事業内容の向上を図るために、放課後児童クラブや個々の放課後児童指導員が実施している事業内容について自己点検（評価）する機会を持つことが求められる。また、外部から評価を受ける機会を持つことも必要だが、現段階においては放課後児童クラブの第三者評価のしくみ等はないため、本ガイドラインの成果を活用した今後の取り組みが求められる。
- ・ とりわけ、さまざまな運営主体が放課後児童クラブの運営に携わっている現状では、市区町村による定期的な実地調査や評価が行われ、適切な指導監督が行われることが望ましい。
- ・ そのためには、業務内容の実施状況や目標・計画の達成度などの定型的な点検に加えて、事業内容の質の向上を目的とした評価を行うしきみを作ることが考えられる。評価は運営主体・放課後児童クラブ、個々の放課後児童指導員などによる自己評価に加えて、利用者（子ども・保護者）の満足度などを計るためのアンケートや聴き取り、さらには客観的な評価を得るために市区町村等による実地調査等の結果も参考とすることができる。
- ・ 評価の基準の一つとして、本放課後児童クラブガイドラインを活用して自己評価を行うことや¹⁵、都道府県、区市町村などが中心となってチェックリストを作成することが考えられる。
- ・ 事業内容の質の向上を目的とした評価は、結果ではなく、改善の過程が重視される。すなわち、実施できている・いないの判断だけではなく、特に工夫して取り組んでいることや独自性のある取り組みなどにも焦点を当てると共に、問題点や課題について認識し、それを改善していくプロセスを大切にすることが重要である。特に、放課後児童指導員については、できていないことについての問題点を理解し、あるべき姿を知ることが改善への道筋となる可能性がある。そのため、評価作業は、個々に行うだけではなく、職員会議などを活用して、事業内容に関する問題点や課題、さらにはどうあるべきか、どのように改善すべきかを共通認識し、放課後児童クラブとしての評価をまとめ上げることが望ましい。
- ・ 事業内容の改善には放課後児童クラブに通っている子どもの意見や保護者からの要望・苦情などについても検討し、事業内容の改善に反映することが望ましい。
- ・ 現在の放課後児童クラブには、利用開始後に転居や保護者が就労を辞める等の理由によらないで中途退所するケースがある。この中には、放課後児童クラブを必要とする環境にありながら、退所していったケースも含まれている。利用者が必要とする機関を満足して利用できるようにすることが事業内容向上の課題でもあることから、これらのケースを検討して事業内容の向上に役立てることも望まれる。

¹⁵ 「平成 19 年ガイドライン」に基づく評価の資料としては、「放課後児童クラブ～運営改善の自己点検テキスト～」（（財）児童健全育成推進財団、2007 年 5 月）がある。

13 運営管理

(1) 適正な会計管理・情報公開

- 利用料等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。
- 会計や運営の状況について、保護者や地域に対して情報公開することが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 社会福祉法では、社会福祉事業経営の適正性・透明性を確保する必要性及び福祉サービスの利用者が選択を行う上での判断材料を提供する必要性から、社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの書類に関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備え、利害関係人から請求があった場合には、拒むべき正当な理由がない限り、これを閲覧に供しなければならないこととされている（社会福祉法第44条の2及び4）。
- ・ また、社会福祉法の規定においては「福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるよう、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」（社会福祉法第75条の1）とされており、社会福祉事業を経営する事業者には、サービスに関する情報の提供についての努力義務が課せられている。
- ・ 放課後児童クラブの安定的な運営にあたっては、利用者から応分の利用料を適切に徴収することが必要とされるため、放課後児童クラブの公益性に照らし、適正な会計管理の実施、及び会計や運営の状況に関する情報開示は必須の取り組み事項であるといえる。事業内容や財務及び収支の状況等についてわかりやすい情報公開を推進して、保護者や地域に対する説明責任を果たし、運営の適切性を担保することが求められる。

(2) 要望・苦情への対応

- 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る必要がある。
- 苦情対応については、市区町村と放課後児童クラブが協力して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築することが求められる。

【現状と課題、考え方】

- ・ 要望や苦情には事業内容の向上に向けたヒントが隠されている。子どもや保護者が意見を言いやすいように、受け付ける窓口や担当者を明確にして周知すると共に、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る必要がある。特に、子ども同士のトラブルやいじめの訴えなどがあった場合には、放課後児童指導員と連携して迅速な対応をはかる必要がある。
- ・ 社会福祉法第82条には、社会福祉事業の経営者による苦情の解決の努力義務が定められている。これに取り組む際の参考として、苦情解決の体制や手順等について示した「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」(障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号、平成12年6月7日)がある。同指針には、苦情を一定のルールに沿った方法で解決を進めるため、①苦情解決責任者、②苦情受付担当者、③第三者委員からなる苦情解決体制を構築すると共に、苦情解決の手順を整備することが示されている。
- ・ また、福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決して利用者の権利を擁護するために、平成12年6月の社会福祉法改正により「運営適正化委員会」が各都道府県社会福祉協議会に設置されており、施設や市区町村のレベルで解決が困難な苦情は同委員会で対応するしくみが全国的に構築されている。
- ・ 苦情対応については、その対応の如何が子どもや保護者との信頼関係を左右するものもあるため、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築する必要がある。苦情対応にあたっては第三者による客観的な事実確認等が必要になる場面も多いため、市区町村と放課後児童クラブが協力して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等しくみを整備し、そのしくみについて保護者にあらかじめ周知することが求められる。

(3) 労働環境整備

- 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童指導員の労働実態や意向を把握し、放課後児童指導員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。
- 雇用者負担のもとでの健康診断及び検便の実施が必要である。
- 雇用者として労働災害保険に加入しておくことが必要である。

【現状と課題・考え方】

- ・ 労働安全衛生法の定めるところにより、雇用者には安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成に努める義務がある。
- ・ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童指導員の時間外労働や有給休暇取得状況等の労働実態を把握し、放課後児童指導員が健康に、かつ意欲を持って仕事に取り組めるように労働環境の整備に努める必要がある。
- ・ 放課後児童指導員の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、雇用者負担のもとで放課後児童指導員の定期健康診断及び検便を実施することが必要である。
- ・ また、放課後児童指導員が業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合に補償を行うため、雇用者として労働災害保険に加入しておく必要がある。

(以上)

〈引用・参考文献〉

＜本研究会が参考にした 2006 年以降の放課後児童クラブに関する報告書等＞

- ・「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」(2006年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童クラブ基礎研修テキスト」(2006年5月；財団法人児童健全育成推進財団)
- ・「放課後児童クラブにおける自己点検表等に関する調査研究」(2007年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童クラブ～運営改善のための自己点検テキスト～」(2007年5月；財団法人児童健全育成推進財団)
- ・「児童館・放課後児童クラブにおける発達障害を含む障害児の理解と支援にかかる調査研究」(2008年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「発達障害のある子どもたちの受け入れのために 児童館・放課後児童クラブ職員テキスト」(2008年5月；財団法人児童健全育成推進財団)
- ・「これからの児童健全育成施設のあり方についての調査研究」(2008年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「これからの児童館のあり方についての調査研究」(2009年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「児童館の活性化に関する調査研究」(2010年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「学童保育の実態と課題に関する調査研究」(2008年3月；国民生活センター)
- ・「学童保育の安全に関する調査研究」(2009年3月；国民生活センター)
- ・「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」(2010年3月；国民生活センター)
- ・「生活の場としての学童保育所における物的環境の現状把握と環境指標について」(2009年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実証的調査研究」(2009年3月；財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実証的調査研究」(2010年2月；財団法人こども未来財団)
- ・「子ども・子育て新システムの実現に向けたタイムスタディ調査報告書」(2011年2月；みづほ情報総研（株）)
- ・「放課後児童クラブの質の向上に関する研究」(『仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究 平成22年度総括・分担研究報告書』)(2011年3月；厚生労働科学研究)
- ・「放課後児童クラブの質の向上に関する研究」(『仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究 平成23年度総括・分担研究報告書』)(2012年3月；厚生労働科学研究)
- ・「安全に食べるための実施指針～幼少期の食べ物による窒息事故防止に向けて～」(墨田区；2011年2月)
- ・「梅若橋コミュニティ会館学童クラブ事故調査委員会報告書」(梅若橋コミュニティ会館学童クラブ事故調査委員会；2011年4月)
- ・「子ども支援者と倫理～事例で学ぶ児童館のコンプライアンス～」(2012年3月；財団法人児童健全育成推進未来財団)

<都道府県ガイドライン>

- ・「青森県放課後子ども教室・放課後児童クラブ運営の手引き」(2008年3月)
 - ・「石川県放課後児童クラブ運営基準」(2005年10月)
 - ・「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドライン」(2007年9月)
 - ・「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」(2011年3月)
 - ・「岐阜県放課後児童クラブ運営基準」(2006年3月)
 - ・「熊本県放課後児童クラブガイドラインの手引き」(2009年11月)
 - ・「群馬県放課後児童クラブの設置運営マニュアル」(2008年3月)
 - ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準」(2011年3月)
 - ・「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」(2010年3月)
 - ・「佐賀県放課後児童クラブガイドライン」(2011年2月)
 - ・「静岡県における放課後児童クラブの整備・運営に係るガイドライン」(2010年4月)
 - ・「千葉県放課後児童クラブガイドライン」(2007年1月)
 - ・「東京都学童クラブ事業ガイドライン」の概要(2006年7月)
 - ・「徳島県児童クラブの円滑な運営について(放課後児童クラブ運営モデル)」(2009年9月)
 - ・「栃木県放課後児童クラブ運営の手引き」(改訂版)(2011年3月)
 - ・「富山県放課後児童クラブ運営マニュアル」(2011年3月)
 - ・「長崎県放課後児童クラブ設置運営基準」(2008年3月)
 - ・「長野県放課後児童クラブ設置・運営の手引き」(2009年11月)
- 以上の他、市区町村のガイドライン等も参考にした。

<その他、本研究会が参考にした文献・資料等>

※「平成19年ガイドライン」の参考文献も再掲した

- ・「アフタースクール」(2009年2月号;深谷和子編,『児童心理』金子書房)
- ・「安全・安心な学童保育を 大規模化ではなく適正規模で複数設置」(2005年10月;全国学童保育連絡協議会)
- ・「いじめ問題への取り組みの徹底について(通知)」(2006年10月19日;文部科学省)
- ・「親子の帰宅時間の遅延化と親の生活スタイルが子どもの放課後の生活に与える影響—学童保育所に通う子どもの調査より—」(2007年;塚田由香里・小伊藤亜希子,『日本家政学会誌』第58号)
- ・「学童クラブ福祉サービス第三者評価制度検討会中間報告」(2006年3月;東京都)
- ・「学童保育(岩波ブックレット)」(2002年;下浦忠治,岩波書店)
- ・「学童保育研究」第1~13号(2001年~2012年;学童保育指導員専門性研究会編,かもがわ出版)
- ・「学童保育指導員の現状・仕事・願い 学童保育実態調査の報告2006」(2006年10月;全国学童保育連絡協議会)
- ・「学童保育情報2012-2013」(2012年;全国学童保育連絡協議会)
- ・「学童保育ハンドブック」(2006年;全国学童保育連絡協議会編,ぎょうせい)
- ・「学童保育の『適正規模』—子どもへの影響から考える」(2006年9月;野中賢治,『日本の学童保育』)
- ・「学童保育の福祉問題」(1993年;日本女子大付属家庭福祉センター編)
- ・「学童保育(放課後児童健全育成事業)入所児童の心理社会的発達相談」(2002年;中町英佐子,『子ども家庭福祉学』第4号)
- ・「学齢期の臨床心理学(人間発達と臨床心理学3)」(1994年;伊藤隆二・橋口栄俊・春日喬

編、駿河台出版社)

- ・「学級編制に関する総合的研究」(2002年;桑原敏明編、多賀出版)
- ・「協働の子育てと学童保育」(2010年;宮崎隆志編著、かもがわ出版)
- ・月刊「日本の学童ほいく」(編集・発行 全国学童保育連絡協議会)
- ・「現代日本の学童保育」(2012年;日本学童保育学会編、旬報社)
- ・「現代子ども大百科」(1988年;中央法規出版)
- ・「現代社会の変容と子どもの仲間集団」(1995年;住田正樹、内田伸子・南博文編『子ども時代を生きる 幼児から児童へ(講座生涯発達心理学3)』金子書房)
- ・「現代心理学入門2 発達心理学」(1995年;無藤隆他編、岩波書店)
- ・「ことばと発達」(1885年;岡本夏木、岩波新書)
- ・「子ども家庭福祉サービス供給体制のあり方に関する総合的研究」(2006年3月;厚生労働科学研究)
- ・「子ども家庭福祉・保育の幕開けー緊急提言ー平成期の改革はどうあるべきか」(2011年;柏女靈峰、誠信書房)
- ・「子ども家庭福祉論(第2版)」(2011年;柏女靈峰、誠信書房)
- ・「子どもの心の臨床」(1992年;中沢たえ子、岩崎学術出版社)
- ・「子どもの放課後改革がなぜ必要か」(2005年;明石要一・川上敬二郎編著、明治図書)
- ・「子どもの放課後を考える」(2009年;池本美香編、勁草書房)
- ・「子どものしあわせ」(1966年9月号;日本子どもを守る会編集、草土文化)
- ・「子どもの社会的発達」(1997年;井上健治・久保ゆかり、東京大学出版会)
- ・「子どもの仲間集団の研究(第2版)」(1995年;住田正樹、九州大学出版会)
- ・「時間と空間」(1983年;A.ゲセル他『学童の心理学—5歳より10歳まで』家政教育社)
- ・「時間と人間」(2011年;日本発達心理学会編、新曜社)
- ・「施設空間と保育方法からみた学童保育所の分割方法とその効果」(2008年6月;塚田由香里・小伊藤亜希子,『日本建築学会技術報告集』第14巻第27号)
- ・「児童館ガイドラインについて」(2011年3月31日;厚生労働省雇用均等・児童家庭局)
- ・「児童館等第三者評価における評価基準項目の検証に関する調査研究」(2005年2月;財団法人こども未来財団)
- ・「児童期の人間関係」(1995年;小石寛文、培風館)
- ・「児童健全育成ハンドブック 平成19年度版」(2007年;児童手当制度研究会監修)
- ・「児童期の正常と異常」(1981年;アンナ・フロイト著作集9、岩崎学術出版)
- ・「児童養護施設運営指針」(2012年3月29日;厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)
- ・「生涯発達心理学」(2002年;小嶋秀天・やまだようこ、放送大学教育振興会)
- ・「小学1年生の心理」「小学2年生の心理」(2000年;高木和子編著、大日本図書)
- ・「小学3年生の心理」「小学4年生の心理」(2000年;落合幸子編著、大日本図書)
- ・「小学5年生の心理」「小学6年生の心理」(2000年;落合良行編著、大日本図書)
- ・「小学生の生活とこころの発達」(2009年;心理科学研究会編、福村出版)
- ・「社会・文化に生きる人間(発達科学ハンドブック5)」(2012年;日本発達心理学会編、新曜社)
- ・「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会報告」(2005年;文部科学省)
- ・「シリーズ学童保育」1~5(1998~1999年;『学童保育』編集委員会編、大月書店)
- ・「生活と住まい」(2002年;中根芳一編著、コロナ社)
- ・「生活学事典」(1999年;日本生活学会編、ブリタニカ)
- ・「全国の学童保育施設における保育環境の実態と整備課題ー児童の活動を視点としてー」(2012年5月;『日本建築学会計画系論文集』第77巻第675号)

- ・「中学1年生の心理」(1998年;落合良行編著,大日本図書)
- ・「テキスト 学童保育指導員の仕事」(2009年;大月書店,全国学童保育連絡協議会編)
- ・「入門ガイド 学童保育指導員」(2003年;野中賢治・片山恵子編,大月書店)
- ・「人間と集団・社会」(1986年;磯貝芳郎,勁草書房)
- ・「働く母親の時代—子どもへの影響を考える」(1984年;岩男寿美子・杉山明子編,日本放送出版協会)
- ・「働くパパとママのためのはじめての小学校&学童保育」(2000年;保育園を考える親の会編,学陽書房)
- ・「発達心理学Ⅰ」(2011年;無藤隆・子安増生編,東京大学出版会)
- ・「ペア・セラピーどうしたらよい友達関係がつくれるか」(1996年;R.セルマン・L.セルツ,大西文行訳,北大路書房)
- ・「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」(2007年2月23日;文部科学省)
- ・「平成22年度ファミリー・サポート・センター活動状況調査報告結果報告書」(2011年3月;財団法人女性労働協会)
- ・「保育士資格の法定化と保育士の課題」(2007年3月;柏女靈峰,『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第41号)
- ・「保育所保育指針」(2008年3月28日;厚生労働省告示)
- ・「保育所保育指針 解説書」(2008年4月;厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)
- ・「放課後児童クラブにおける障害児の受け入れと対応についての調査研究」(2002年2月;財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童クラブにおける障害児の受け入れに関する調査研究」(2002年3月;財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童クラブの安全と衛生に関する調査研究」(2005年2月;財団法人こども未来財団)
- ・「放課後児童クラブの適正規模についての調査研究」(2004年2月;財団法人こども未来財団)
- ・「放課後の居場所を考える(岩波ブックレット)」(2007年;下浦忠治,岩波書店)
- ・「よくわかる放課後子どもプラン」(2007年;全国学童保育連絡協議会編,ぎょうせい)
- ・「ライフサイクルからみた発達臨床心理学」(川端啓之他,ナカニシヤ出版,1995年)
- ・「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」(2003年6月;全国学童保育連絡協議会)

平成 24 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書
放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究

平成 25 年 3 月

財団法人こども未来財団

主任研究者 財団法人児童健全育成推進財団

企画調査室長 野中賢治

連絡先：こども未来財団連絡先 (Tel. 03-5510-1833)

主任研究者連絡先 (Tel. 03-3486-5141)

